

# 令和5年3月記者懇談会

日時 令和5年3月24日（金）  
午前10時30分  
場所 政策会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 市政記者クラブからの質問事項  
なし (幹事社 東日)
- 3 市からの発表事項
  - (1) 第2次新城市総合計画中期基本計画の策定について (企画政策課)
  - (2) 新城市中期財政計画の策定について (財政課)
  - (3) 旧新城東高等学校跡地の活用について (財政課資産管理室)
  - (4) 豊橋新城スマートIC(仮称)周辺地域振興策検討概要について (土木課道路政策推進室)
  - (5) 新城市民病院あり方検討会報告書について (総務企画課)
- 4 その他  
資料提供・情報提供
  - (1) 選挙開票所の変更について (行政課)
  - (2) 令和4年度新城市市民自治会議答申について (市民自治推進課)
- 5 行事予定表

次回開催日：4月27日（木）午前10時30分



令和5年3月24日

## 第2次新城市総合計画中期基本計画の策定について

本市は令和元年度から令和12年度を計画期間とする第2次新城市総合計画を策定しています。今回、計画期間中に起こり得る社会経済状況の変化などに対し迅速かつ的確に対応するため、令和5年度から令和8年度の4年間を計画期間とする第2次新城市総合計画中期基本計画を策定しました。

この中期基本計画では、引き続き基本構想で示した本市の将来像「つながる力豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、まちづくりの課題をはじめ、社会情勢の変化を踏まえた施策体系へ再構築しました。

中期基本計画を策定するにあたり、前期基本計画から見直しを行ったポイントは以下のとおりです。

- ・前期基本計画策定後における社会情勢の変化を踏まえた「地域経営ビジョン」及び「行政経営ビジョン」の見直し
- ・SDGsと総合計画の関連性の挿入
- ・前期基本計画策定後における社会情勢の変化を踏まえた施策の新設・統廃合
- ・施策における成果（活動）指標の見直し

今後4年間はこの中期基本計画を中心に、社会経済環境などが目まぐるしく変化する時代に対応しながら、本市のまちづくりを進めてまいります。

### 【問合せ先】

企画部企画政策課 課長：杉浦 担当：山本

電話：0536-23-7620

FAX：0536-23-2002

Eメール：kikaku@city.shinshiro.lg.jp



つながる力  
豊かさ開拓  
山の湊しんしろ

第2次新城市総合計画  
中期基本計画

計画期間：令和5年度～令和8年度  
新城市 令和5年3月



平成 17 年 10 月の市町村合併以来、新市の一体化に向けた取組みを進めながら、新たに策定された第 1 次新城市総合計画にもとづき、平成 20 年 4 月より、～自治のまち・自立のまち・未来に引き継ぐまち～「<sup>ひと</sup>市民がつなぐ <sup>みなと</sup>山の湊創造都市」を掲げ、市民満足度を高める各種施策、行政サービスの推進に取り組んでまいりました。

令和元年 4 月からは、第 1 次新城市総合計画期間に築いてきた市民のつながりを力に変え豊かさを切り拓いていくことで、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を将来像とした 12 年間の第 2 次新城市総合計画がスタートしています。

そしてこのたび、令和 3 年度末に実施した市民満足度調査により、公共サービスの満足度やまちづくりについての考えなどを把握し、分析と検証をもとに中期基本計画(令和 5 年度～8 年度)を策定いたしました。

この間、全国的に進んできた少子高齢化と人口減少は避けられない現実であり、正面から向き合っこそ新しい知恵や工夫が生まれるはずであると考え、この中期基本計画の推進にこそ、人口減少時代を生き抜く道があると信じ実行してまいります。

また、持続可能な地域社会を今一度作り直していくための取組みとして、政策目標を横断的に結びつける政策横断重点戦略を掲げています。行政経営の方針に掲げた施策も含め本計画の推進力となるのは庁内部局間の連携強化であり、全職員が部局の枠にとらわれることなく目指すべき将来像の実現に向け取り組んでまいります。

令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症の想定外の長期化や、国際情勢の不安定化などにより、現在の私たちの暮らしを取り巻く環境は様変わりしました。また、デジタル化と脱炭素社会の実現という時代の要請も相まって、行政運営においても、次元の高い発想や取組みが求められています。目まぐるしく変化する時代に対応しながらも、「少子高齢化と人口減少に負けないまち」づくりを進めていくために、市民と議会の皆様と共に考え、丁寧な計画推進を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和 5 年 3 月

新城市長 下江 洋行

# 目次

1	概要	1
2	社会情勢の変化	2
3	前期基本計画の評価	4
4	人口	5
5	地域経営ビジョン	6
6	行政経営ビジョン	7
7	進捗管理	13
8	政策横断重点戦略	14
9	SDGsと第2次新城市総合計画との関連性	17
10	個別計画	18
	目指すべき姿Ⅰ 個性輝く多様な「ひと」が活躍しています	21
	目指すべき姿Ⅱ 快適で潤いのある「ちいき」に暮らしています	37
	目指すべき姿Ⅲ 活力にあふれた「まち」になっています	53
	行政経営の方針 「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、施策を 達成するための行政経営の方針	69
	資料編	81

# 1 概要

## (1) 計画策定の目的

令和元年度から令和12年度の12年間の総合計画期間中に起こりうる社会経済状況の変化や市長マニフェストの反映等に迅速かつ的確に対応しながら計画を進めるため、「前期」「中期」「後期」と分けた基本計画を策定します。基本計画は、基本構想に示した考え方の根拠や政策目標に基づいた施策を体系的に整理し、施策の基本方針や目標等を明らかにします。

前期基本計画…令和元年度から令和4年度	(4年間)
中期基本計画…令和5年度から令和8年度	(4年間)
後期基本計画…令和9年度から令和12年度	(4年間)

中期基本計画では、基本構想で示した本市の将来像『つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ』を実現するため、3つの「目指すべき姿」と「行政経営の方針」、それらに繋がる「16の政策目標」と「54の施策」に体系化しています。

また、引き続き、特に重点的に取り組むべき分野を「政策横断重点戦略」として位置づけ、計画的、優先的な予算配分などにより強力に推進していきます。

## (2) 計画策定の考え方

中期基本計画は、前期基本計画で定めた59の施策の目標及び方針の達成状況を検証し、中期基本計画へ引き継ぐまちづくりの課題をはじめ、社会情勢の変化を踏まえた施策体系を組み立てました。

そして、令和5年度から令和8年度までの4年間の施策の方針や目標を明らかにし、本市のまちづくりを計画的に推進するため、前期基本計画を改訂し「中期基本計画」を策定しました。

## 2

# 社会情勢の変化

## (1) 多様性を踏まえたまちづくり

急激な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済社会のグローバル化やロシアのウクライナ侵攻による世界的な経済危機等、社会情勢は大きく変化しています。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会を実現するために、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わりなく、多様性を認め合い、一人ひとりが尊重され、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮することができるダイバーシティ社会の実現を目指します。

## (2) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の出現に伴い、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防対策が求められるようになりました。自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないように国では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での見解を踏まえ、「新しい生活様式」の実践例を公表しました。感染予防について市民一人ひとりが日常生活の中で心がけるとともに、事業者や本市を訪れる旅行者等に対しても安全安心な環境を確保するため、感染症対策を徹底することが求められています。

## (3) 地域共生社会の構築（重層的支援体制整備）

地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法が改正され令和3年4月に施行されました。具体的には、分野・属性に関わらずワンストップで相談を受ける「相談支援」、多様な資源開拓を行い社会とのつながりを回復する「参加支援」、顔が見え気かけ合えるまちづくりで社会からの孤立を防ぐ「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を推進します。この推進役として、アウトリーチ等を通じた継続的支援とともに、専門機関との協働・調整から終結までのコーディネート機能を兼ね備えた「コミュニティソーシャルワーカー」を設置します。

## (4) カーボンニュートラルの推進

現代の生活や社会経済システムによる人間活動の拡大は、地球環境へ大きな負荷をかけており、排出された温室効果ガスの増加による地球温暖化問題が顕在化し、本市においても、気候変動によると考えられる多大な被害が発生しています。このような状況を少しでも改善し、持続可能な地域社会を構築していくため、本市の特性等を踏まえながら、カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた取組みの促進を図っていきます。

また、省エネルギーのまちづくりの推進と合わせ再生可能エネルギーの導入を促進することや、自然環境の保全、地球温暖化対策について、全市的な機運を醸成しながら一層強化することにより、美しい景観、豊かな自然環境が共存するまちづくりを進めます。

## (5) デジタルの活用による持続可能な地域社会を実現

現在、地方では高齢化や過疎化が進んでおり、都市圏との経済的・社会的な格差が深刻化しています。

こうした地域格差を是正するため、「デジタル田園都市国家構想」においてデジタルの実装に重点が置かれ、デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であるとされています。このため、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方でデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進していく必要があります。

本市においても、デジタル技術を活用し、より効果的に地域の課題解決・魅力の向上などに取り組んでいきます。

## (6) 人口縮減時代を見据えた新たな自治体行政のあり方

急激な人口減少・少子高齢化が進む状況の中、行政サービス分野においても働き手の減少は深刻化することが予想されます。限られた職員や財源で必要な行政サービスを維持しつつ、多様性のある社会へ対応するためには、ICTを活用した大幅な業務効率化が必要です。

さらに、市民の生活の質の維持向上を図るためには、経験だけに頼るのではなく、情報（データ）に基づいて現状（特性や課題）を明らかにすることや、情報そのものを市民サービスに活用することが重要となります。

### 3 前期基本計画の評価

前期基本計画では、59ある施策の進捗や達成度を把握するため、2つの指標を設定しました。ひとつは、市民5,000人を対象とした市民満足度調査結果による「市民満足度」、もうひとつは事業の進捗や結果を把握する「成果（活動）指標」です。

#### 市民満足度

令和3年度に実施した市民満足度調査において、42ある項目のうち、34の項目で前回より満足度が上昇しました。特に、福祉・健康分野と安全安心対策分野ではすべての項目において上昇しています。

前期基本計画の各施策の進捗を図るために設定した36の項目のうち、目標値を上回っていたものは22項目でした。また、前回の満足度調査の数値より上昇しているものの、施策の目標値を達成できなかったものは8項目ありました。

#### 成果（活動）指標

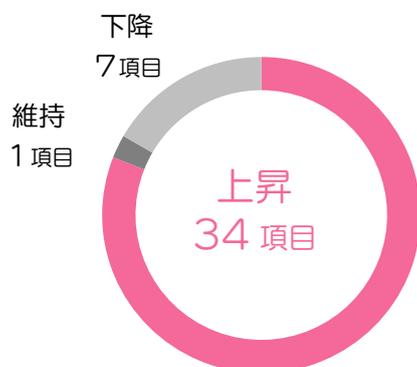
103項目ある成果（活動）指標のうち、39項目が目標達成しており、全体の37.9%となっています。

政策目標の「子育ての安全安心を守ります」や「居心地の良い暮らしをつくります」においては、目標を達成または概ね達成できたものが多くあります。行政経営の目標においては、行政経営目標の「公共私を支える人材となります」で比較的多くの目標が達成できています。

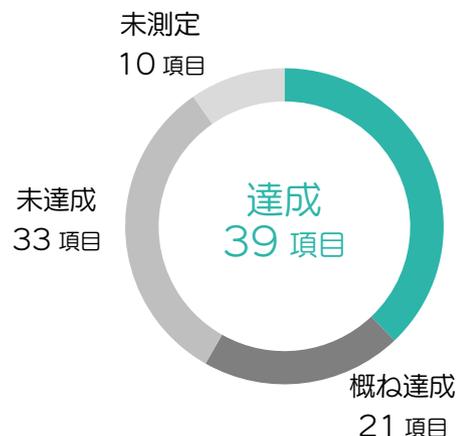
令和2年に入り新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、行事への参加制限や中止等があり、「参加者数」等を成果（活動）指標に設定している施策は、目標を達成することができませんでした。

中期基本計画では、施策の進捗や達成するための活動、また先に述べた社会情勢の変化等を鑑み、成果（目標）指標の見直しを行いました。

【市民満足度 前回との比較（全42項目）】



【成果（活動）指標（全103項目）】



# 4 人口

## (1) 人口の見通し

平成31年3月に策定した第2次新城市総合計画前期基本計画では、平成22年国勢調査人口を基礎数値とした新城市人口ビジョン（平成28年2月）を平成27年国勢調査人口により補正し、令和12年の新城市の人口を40,564人と推計しています。

その後、令和2年3月に策定した新城市人口ビジョン（改訂版）では、コーホート要因法に使用した計算数値である「合計特殊出生率」を令和22年に人口置換水準である2.07を目標として設定し、「社会増減の移動率」は、令和12年以降移動率ゼロの維持を目標に、基礎人口を平成27年国勢調査人口に置換し再計算しています。

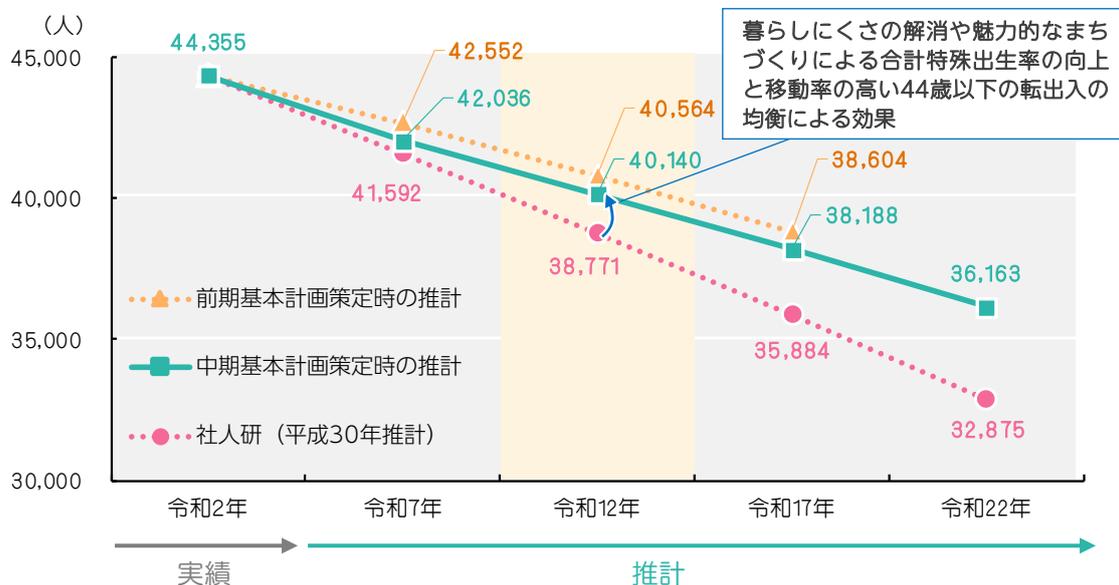
中期基本計画策定時点において、これまでと同様の考え方により、直近の国勢調査人口（令和2年10月）の基礎数値による補正を行い、人口を推計した場合、令和12年の新城市の人口は40,140人となりました。

## (2) 将来想定人口

今回策定する第2次新城市総合計画中期基本計画においては、これまでと同様、将来人口推計をしっかりと受け止め、今後も進行する人口減少を受け入れながら、それに適応するまちづくりをしていく必要があると考えています。基本構想及び前期基本計画で示されている「はつらつ世代」の設定や『つながる市民』の考え方を踏まえ、引き続き定住人口の増加を目標とはせず、現状維持さえも困難であるという現実を受け入れて、それに対応できる「ひと」づくり、「ちいき」づくり、「まち」づくりに継続して取り組むことで、定住人口の減少の速度を緩和させ、ゆっくりと着実に「バランスのとれた年齢構成への転換」を進めます。

そうした取り組みの結果として、定住人口の維持・確保につながることを期待し、第2次新城市総合計画中期基本計画における将来想定人口は、引き続き41,000人と定めます。

【国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計、前期基本計画策定時、中期基本計画策定時の推計人口】



# 5 地域経営ビジョン

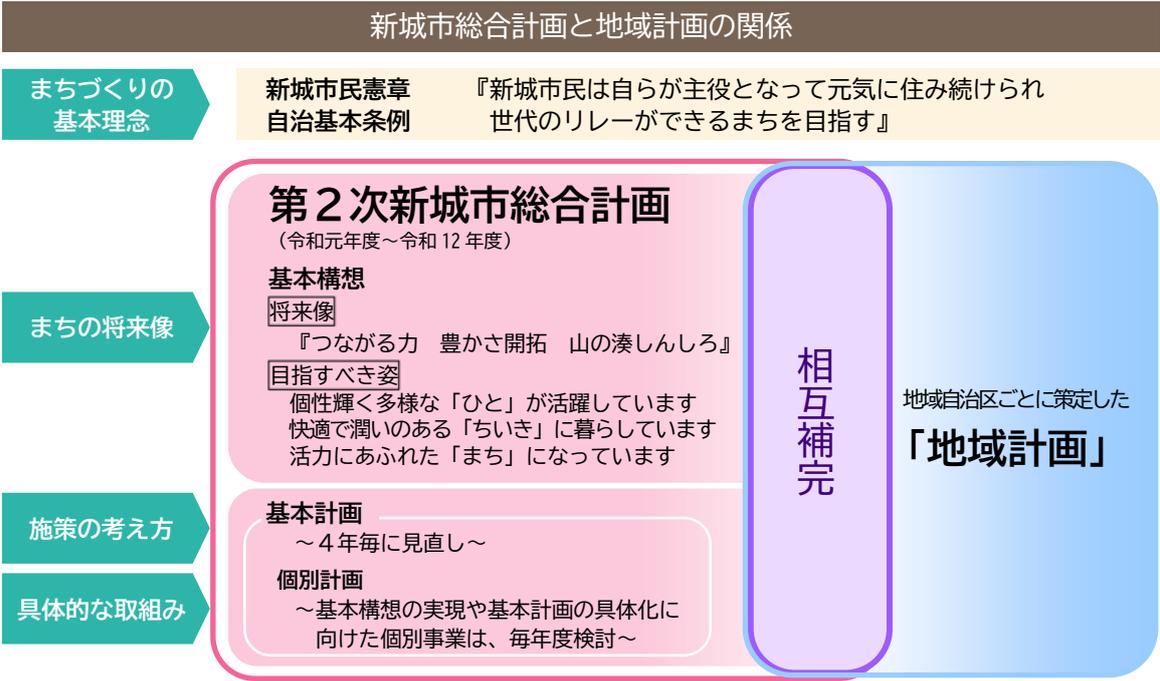
## 地域マネジメントの推進

第2次新城市総合計画は、新城市自治基本条例に基づき、市民等との協働のまちづくりの指針として市民憲章の理念を踏まえ策定しています。また、自治基本条例に定める地域自治区において、各地域協議会が地域の将来像の実現に向けた「地域計画」を策定しており、総合計画と地域計画は相互補完の関係性を保ちながらまちづくりを進めています。今後も進む少子高齢化や人口減少によって、行政だけでは対処することが困難な多様な課題が生じ、地域自ら課題の解決に向けて取り組むことが必要とされています。

自治基本条例に基づく地域自治区制度が平成25年度からスタートして10年が経ち、本市は引き続きこの制度を運用し、地域住民主体の計画的な地域づくり活動を支援していきます。地域自治区を中心とした地域づくり活動の充実を図るためには、市内10地区の地域自治区ごとに策定した地域計画に掲げている事業が達成されるよう、マネジメントサイクルによる進捗管理が求められます。

本市では、地域が作り上げた計画に掲げる事業を推進していく人、あるいは事業の推進組織を継続的に確保するため、令和3年度から地域自治区ごとに地域計画を推進する仕組みや組織づくりの検討が始まりました。この仕組みや組織は、単に地域計画を推進することだけにとどまらず、多くの人に関わることでさらなる自治の充実・強化につながり、いずれは、地域のまちづくりの主体的な組織となって地域計画の実施を中心となってマネジメントしたり、地域の経済循環や賑わいをもたらすようになることが期待されています。

今後も、これまで積み上げてきた市民自治が根づくまちづくりへの取組みをさらに発展深化させるため、社会環境変化に対応した制度の検証と改善を重ねるとともに、自治の取組みの情報を多くの市民に届けていきます。



## 6

## 行政経営ビジョン

## (1) 財政ビジョン

目標 将来に責任を持つ行財政運営をします

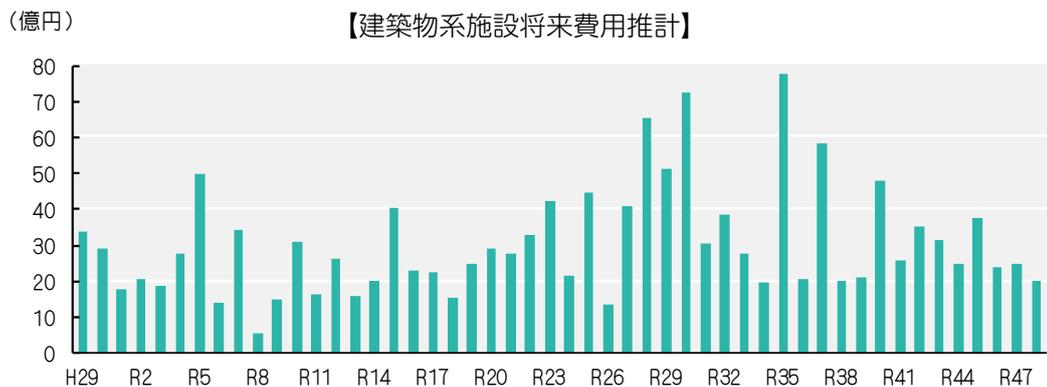
## ① 財政上のリスク要因

## ア 人口減少（特に生産年齢人口の減少）からくる税収減

本格的な人口減少時代を迎え、特に生産年齢人口の減少からくる税収減は、もともと自主財源の乏しい本市にとって、持続可能な財政運営の根幹を揺るがす極めて大きなリスクになります。

## イ 公共施設の維持管理に係る財政負担の増大

昭和50年代から平成初頭にかけて整備した公共施設が多く存在しており、これらの施設は、近い将来一斉に更新時期を迎えるとともに、老朽化に伴って施設の維持管理に係る経費もますます増加し、財政的に大きな負担となることが予想されます。



出典：新城市公共施設等総合管理計画

## ② 今後の取組みの方向性

人口減少と高齢化の進行等をはじめとする社会経済環境の変化は、財政構造の硬直化など財政運営を厳しくすると見込まれています。そのため、施策や事務事業については、不断の見直しと一層の選択と集中が必要となります。

また、道路、橋梁、水道施設や建築物などの公共施設の維持、老朽化対策により安全安心や快適な暮らしを守ることも重要な課題です。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が大きなダメージを受けており、市税の減収や老朽化した公共施設の維持管理費用の増加など従来からある課題も継続しているため、これまでと次元の異なる極めて厳しい財政運営となることが予想されます。

将来に責任を持つ行財政運営を進めるためには、本市の財政運営上の実質的な姿を直視し、市民サービスを低下させることなく諸事業を推進するとともに、将来負担の圧縮を図り、持続可能な地域づくりに邁進できる財政構造に転換を図る必要があります。

そこで、引き続き第2次新城市総合計画を邁進できる財政基盤を構築するとともに、実効性を伴った財政運営ガイドラインの設定項目である「ア 財政調整基金等の残高」、「イ 地方債残高（地方債発行額の抑制）」、「ウ 中期収支見込みによる分析」を重点的に進め、持続可能な財政運営を行っていきます。

### ア 財政調整基金等の残高

緊急時の機動的な財政支出や大規模事業への対応、急激な税収の落ち込みなど、将来のリスクへの備えとして、毎年度生じた決算剰余金を基金への積立もしくは取崩しの抑制に活用します。

### イ 地方債残高（地方債発行額の抑制）

地方債は、市民負担の世代間公平の調整や年度間の財源調整などの機能があることから、事業内容等に応じて一定の地方債の活用が必要です。しかし、安易な地方債の発行は、後年度に過重な負担を強いることにつながることから、地方債の発行と返済のバランスをとり、適切な地方債残高の管理が必要です。これまでは、プライマリーバランスを保つ（地方債借入額を元利償還額以内とする）ことで地方債残高の抑制を図るとともに、地方債発行の際は交付税措置のある有利な地方債の借入れを行ってきました。しかしながら、交付税措置率の高い有利な借入れであったとしても、元利償還金のうち交付税措置以外の部分は一般財源で措置しなければならず、これが積み上がると一般財源を圧迫することになります。

今後、歳入一般財源の減少は避けられない状況であることから、地方債発行と地方債償還のバランスをとることを目的として、地方債発行額の抑制に努めることとします。

### ウ 中期収支見込みによる分析

これまで本市では、地方交付税の合併算定替による増額分の縮減の開始、集中する大型事業による財政負担の増加、地方創生に向けた財源の確保を踏まえ、平成28年度に令和10年度までの長期財政推計を作成しました。その後、第2次新城市総合計画が策定され、その着実な推進を図る中、地方交付税の合併算定替えの終了、新型コロナウイルス感染症の影響など、市財政を取り巻く環境が大きく変化し、今後さらに厳しい財政運営を強いられることが見込まれています。これらのことを踏まえ、財政運営ガイドラインを確実に遵守し、将来にわたる財政運営の持続性をより高めるために、中期収支見込みを策定することとします。

各種指標のチェック・分析を実施し、毎年収支見込みを更新しながら次年度の予算編成に反映させていきます。

## (2) 組織ビジョン

目標 挑戦できる組織にします

### ① これまでの取組み

本市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とした新城市行政改革推進計画（第2期計画）に沿って、自立・持続可能な自治体経営や市民の政策参加、市民満足度の向上を目指し、行政改革に取り組むとともに、取組み状況の「見える化」に努めてきました。

また、令和4年4月には令和4年度から令和8年度を計画期間とした第3期の新城市行政改革推進計画を策定し、引き続き、持続可能な行政運営の実現を目指し、取組みを推進していくこととしました。この推進計画に基づき、5つの行政改革基本項目と14の推進項目を定め、徹底した事務事業の見直しや事務の効率化・適正化等絶え間ない行政改革に取り組んでいます。

### ② 今後の取組みの方向性

少子高齢化の進展や経済情勢などの様々な変化があっても、行政サービスは、持続的かつ安定的に提供していかなければなりません。一方、行政の経営資源（ヒト・モノ・カネ）にも限りがあり、必要な施策を推進するためには、徹底した事務事業の見直しや事務の効率化・適正化等絶え間ない行政改革に取り組む必要があります。あわせて、若手職員が仕事に果敢に挑戦できる職場の雰囲気をつくり、経験を増やすことでエンゲージメントを高める環境づくりを行います。

また、日々進化するICT等の新しい技術を活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に取り組む、業務改善による事務のスリム化と市民サービスの向上を目指します。

さらに多様化・複雑化する市民ニーズや社会的課題に対応するためには、ひとつの自治体だけでは解決が困難な課題もあり、広域的な取組みや、地域や大学、民間企業等、様々な団体と連携して取り組むとともに、行政経営の効率化等が見込まれるものについては、SDGsの視点を考慮しながら、関係団体とのネットワークを活かし共同での事務処理等を進めます。

### (3) 人材ビジョン

目標 公共私を支える人材となります

#### ① これまでの取組み

本市では平成23年12月、「新都市人材育成基本方針」を定め、求められる職員像を「市民価値を高めることのできる職員」とし、「地域経営」「市民との協働」「安全安心」の3つの視点を兼ね備えた職員の育成を目指すとともに、職員の「求められる能力、行動」を明示しています。

この人材育成基本方針を礎にした人材育成基本方針アクションプログラムでは、重点的に取り組む研修を実施することにより、職員一人ひとりの意欲と向上心を保持し、必要な能力の定着・向上を図ってきました。また、各年度の研修計画では、組織・職場を構成する一員としての責任と自覚を常に意識する能力を育成することを目指してきました。一方、働き方改革では、コロナ禍から進展したテレワークなどの推進を図ることで、ワーク・ライフ・バランスを安定的・継続的に取り組むことが必要です。

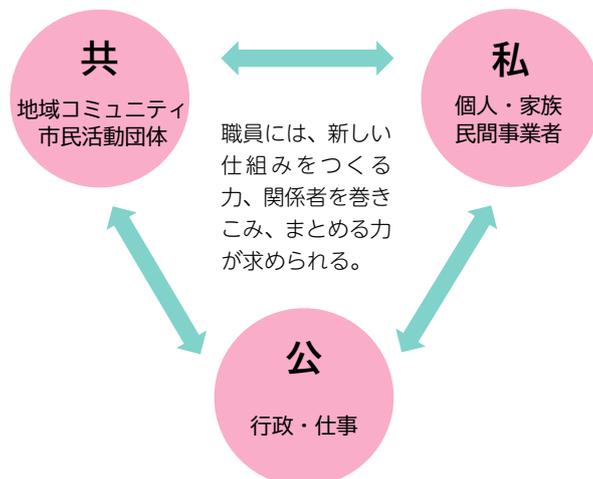
#### ② 変化する社会に対応した取組みの方向性

人口減少や少子高齢化の進展、コミュニティの希薄化、グローバル化などの社会経済環境の変化は、市役所の仕事内容や職員の働き方に大きな影響をもたらします。

そうした中、若年労働者の減少は深刻であり、本市に限らず避けがたい課題のひとつです。行政の経営資源（ヒト・モノ・カネ）が大きく制約される社会が到来する中で市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくためには、既存の制度・業務を大胆に再構築しなければなりません。

前例や固定観念に縛られない発想、行政の経営資源の最大限の活用と新しい資源の創出、市民や民間との連携（公民連携）などを推進していくことが必要です。

職員には、これまで以上に、行政や地域を経営するという意識と、「ひと」「ちいき」「まち」をつなげる能力を備えることが求められます。人とのつながりや自己を顧みる時間ができ、「自分」をつくり出す必要性が高まりました。そのため、人生100年時代に地域でどう暮らせば豊かに暮らすことができるかを問いかけ、自身の働き方はもちろん、家族や地域社会での暮らし方、社会とのつながり方など、「生き方」そのものを意識した「公共私を支える人材」の育成に取り組んでいきます。



### ③ 職員育成の方向性

#### ア 市民価値を高めることができる職員の育成

##### ○ 人材の確保

若年労働者の減少に対応するために、柔軟な任用・勤務形態に配慮するとともに、SNSを活用した採用情報をはじめ、インターンシップや職場体験などを通じて市役所で働くことの魅力を発信します。また、定年引上げを見据えた定員管理や即戦力が期待できる社会人採用など、採用試験制度の改革に努めます。

##### ○ 人材の育成

研修制度の充実と自己啓発を推進し、基礎的な能力の向上を図るとともに、時代の変化により求められる応用力を養うため、職場内研修の推進や外部の専門研修機関への派遣に加えて、外部団体等への派遣を取り入れ、政策形成能力を養成していきます。また、地域自治区の進展により地域や市民とのつながりが求められていることから、地域の魅力を引き出せる人材を育成し、さらには職務外において、公益性が高く地域貢献活動に従事することができる職員の育成に努めます。

##### ○ 職場環境の整備

健全で働きやすい職場環境をつくるために、超過勤務の縮減、メンタルヘルス及びハラスメントの防止、不当要求への対応に努めます。働き方改革に基づき、テレワーク等の推進、育児・介護等と仕事との両立やそれに対する職場内の理解を深めるとともに、勤務時間外における地域活動や社会貢献活動などについて柔軟に取り組めるような勤務体制や処遇改善などに取り組みます。

#### イ 能力に応じた適正評価の実施

##### ○ 能力に対する適正な評価

能力や意欲を適正に評価し、昇任や給与に反映する人事評価を行います。また、評価者研修を行うことにより、評価基準や昇任・分限処分基準の公正性・透明性を確保します。

##### ○ 適正な職員配置と勤務環境

職員のやりがいと持つ能力が十分に発揮できる職員配置ができるように、年齢、性別、経験年数を問わず適材適所の人事配置に努めます。そのため、人事異動のサイクルの検証や専門職の活用方法の検討を行います。また、年次休暇や子育てに関する休暇、休業の取得を促進するとともに、育児休業等を取得した職員への情報共有と復帰後のキャリア形成を図ります。

## (4) 情報ビジョン 目標 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

### ① 広報広聴の充実

#### ア これまでの取り組み

第1次新城市総合計画で取り組んだ市民との情報共有・情報交流の推進を継続しています。

情報の内容や受け手の特徴などを考慮し、広報紙、ウェブサイト、SNSなど様々な情報提供手段を使い分けることで、必要としている人に効果的・効率的に情報を提供しています。

#### イ 今後の取り組みの方向性

市民が必要としている情報を取得する際に年代の隔たりをなくすため、引き続き多様な媒体を用いて迅速にわかりやすく広報していきます。また、普段から市民が市政について疑問に感じることを市長が地域に出向き直接話を聞く機会を設けることや、庁舎内へのご意見箱の設置、インターネットによるアンケート、パブリックコメントなどを行うことで市民ニーズの把握や市民の意見反映に努めます。今後も情報共有・情報交流を推進し、市民以外に対しても、本市の持つ魅力的な資源や様々な取り組みなどをあらゆる機会をとらえて発信することで『つながる市民』の増加につなげます。

### ② 情報技術の充実

#### ア これまでの取り組み

本市では、合併後、情報通信インフラとして市内全域における光ファイバーネットワークの整備をはじめ、携帯電話不感地域の解消を実施してきました。

また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年にマイナンバー制度が始まって以来、本市においてもデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を推進しています。

#### イ 今後の取り組みの方向性

市民の利便性を向上させるとともに、持続可能な地域社会の実現のため、「新城市デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、「市民生活向上のための取り組み」、「新たな価値創造のための取り組み」、「安全安心な環境整備のための取り組み」を3本柱として取り組んでいきます。

また、3本柱に紐づく取り組みのうち、重点的に取り組むのは以下の7つの項目です。

- 行政手続のオンライン化
- ICT技術を活用した教育環境の充実
- キャッシュレス決済の推進
- テレワークによる多様な働き方の推進
- ワークेशन環境の整備
- 自治体情報システムの標準化・最適化
- 情報セキュリティ対策の徹底

# 7

## 進捗管理

総合計画を効果的かつ効率的に推進するためには、施策や事業の目標を設定し、進捗状況を把握することで適切に評価を行います。また、その結果に基づいて改善を行うマネジメントサイクルを継続的に行っていきます。

財源が限られる現在の財政状況において、持続可能なまちづくりを推進するためには、事業の優先順位を明確化するとともに、各事業の効果を重視し計画の進捗管理を行います。

### (1) 目標の設定

総合計画の進捗管理については、活動指標や成果指標を設定することにより施策や事業の進捗状況と達成度を検証していきます。

**活動指標**…施策の目標及び事務事業の実施状況を確認するために設定する指標です。

**成果指標**…将来像・目指すべき姿の実現に向けた政策・施策が目標に近づいているかを図るための指標です。

**市民満足度**…政策の成果指標として、4年に1度実施する市民満足度調査で政策の進捗状況を確認します。

### (2) 進行の管理

施策については、事務事業評価と連動させ、評価・検証を行い、達成度や進捗状況に合わせ見直しを行います。

## 8

## 政策横断重点戦略

本市の将来像である「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向けて、目指すべき姿である個性輝く多様な「ひと」・快適で潤いのある「ちいき」・活力にあふれた「まち」を達成するため、政策目標を横断的に結び付ける3つの重点戦略を以下のとおり設定しています。

また、目指すべき姿のそれぞれに紐づく分野別の政策を、庁内連携の強化等横断的な視点でとらえることで、政策目標の達成を推進しています。

《重点戦略1》バランスのとれた年齢構成への転換を進めます

《重点戦略2》支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します

《重点戦略3》地域づくりに関わる人々（つながる<sup>ひと</sup>市民）を増やします

重点戦略とする事務事業については、関係部課、企画部門、財政部門により事業化を検討し、効果が認められると判断した事業に、財政見通しとの整合を図った上で、財源や人材等を優先的に配分します。

## 重点戦略1

## バランスのとれた年齢構成への転換を進めます

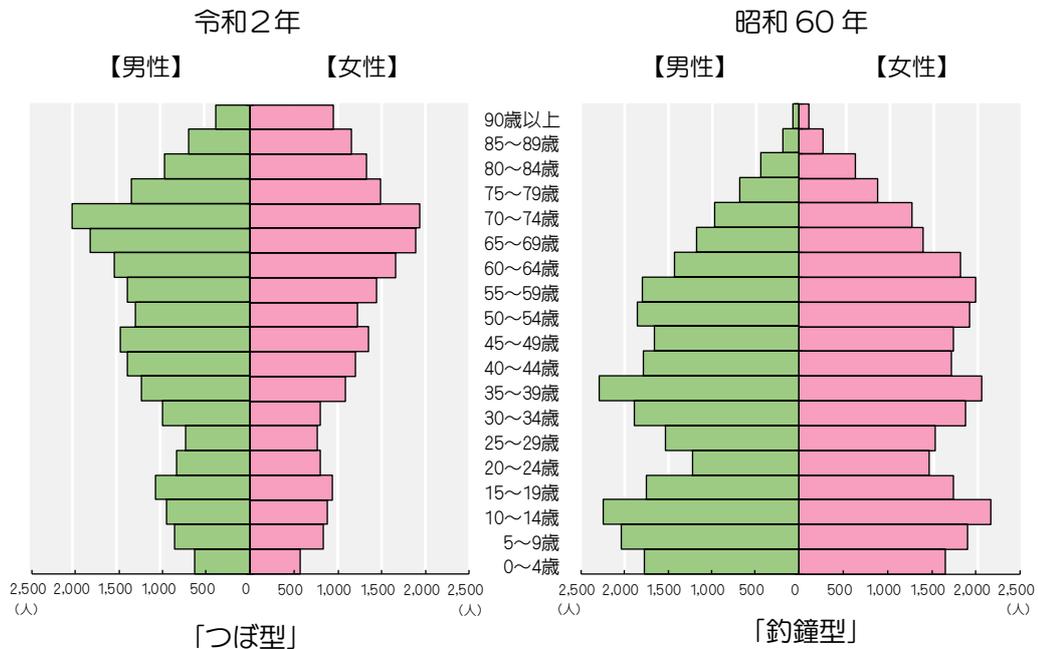
日本全体が人口減少していく中で本市においては定住人口の維持が困難になります。第2次新城市総合計画では人口減少を受け止め、減少の速度を緩やかにすること、人口減少に対応したまちづくりを進めることとしています。

「新城市人口ビジョン」では、近隣の地域全体が互いに支え合い、関わり合い、切磋琢磨するとともに、本市に居住する人々が住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心し心豊かに暮らすことができるまちをつくること、自ら主体的に考え、学ぶことで地域を磨く“人材（財）”となり、新たな価値を創造し、豊かな地域社会を形成することを“しんしろ創生”であると位置づけました。

“しんしろ創生”の考え方にに基づき、人と地域が輝き、魅力的になることで、人口ピラミッドの形状が少子高齢化の典型である「つぼ型」から、人口の安定が期待できる「釣鐘型」であるバランスのとれた年齢構成への転換を進めることを目標とします。

そのため、次の効果が見込まれる取組みを重点的に進めます。

- 生産年齢人口を維持するため安定した雇用を生み出すしごとづくり
- 国内外からの来訪者の増加や交流・関係人口を生み出す魅力づくり
- 住みよいまちづくりを推進するとともに地域の活力を生み出すひとの流れづくり
- 結婚・出産・子育て支援の充実やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた暮らしづくり
- 生きがいを持って安全安心に生活を楽しむことができるまちづくり



出典：国勢調査

## 重点戦略 2

### 支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します

少子化や超高齢社会では、生産年齢人口の減少による労働力不足や生産性の低下等経済活動が縮小していき、税収が減少していく中でも、医療や介護、年金等社会保障費負担は増加していく等、マイナス面に注目が集まります。

しかし、高齢者を支える発想ばかりではなく、意欲ある高齢者の活躍を可能とする社会環境を整え、いつまでも元気で過ごすこと、自立した生活、社会参加できるまちづくりを目指し、個人の意欲や地域の連携により課題を解消していくこともできます。

健康で地域活動や経済活動に積極的に参加される65歳以上の「はつらつ世代」の方、また現役世代と同様に「支える側」として活躍したい方を支援していきます。

そのため、次の効果が見込まれる取組みを重点的に進めます。

- 生涯学習活動や地域活動等への参加促進
- 生きがいや健康づくりの促進
- 就業、創業、起業
- 地域とのつながりの創出

## 重点戦略 3

### 地域づくりに関わる人々（つながる市民）を増やします

定住人口の増加や維持が困難であっても、人や地域が輝き、魅力あふれるまちとなるためには、人口の「数」という視点に並ぶ「人のつながり」をとらえたまちづくりを進めていくことが必要となります。

本市は、古くから交通の要衝に位置し、人の往来による交流が盛んな地域です。通勤・通学のみならず、高速道路が開通したことで観光やレジャー、イベント等により多くの方が本市を訪れるようになり、「人のつながり」からまちづくりへとつながることが期待されています。

第2次新城市総合計画では、この「人のつながり」への視点を重視し、観光客や通勤・通学者等の「交流人口」やそれら以外で地域と多様に関わる人々である「関係人口」を『つながる市民』と位置づけ、つながる人との交流促進をまちづくりの力に換えるとともに、結果として、その方々が市民となることを目指します。

『つながる市民』と新城市民は、どちらか一方がメリットを受けるのではなく、お互いに支え合いながら、交流を通じた心豊かな生活を営むようにしたいと考えています。

今後は、『つながる市民』をさらに創出する仕組みや『つながる市民』の居場所づくり等を進めることにより、本市の地域づくりに参加していただける担い手となる『つながる市民』の増加を目標に取り組みます。

そのため、次の効果が見込まれる取組みを重点的に進めます。

- イベントへの参画やまちづくりへの参加等ができる仕組みづくり
- 移住、定住、二地域居住の促進
- 交流による多様な効果を市内に波及するための仕掛けづくり

## 9 SDGs と第2次新城市総合計画との関連性

SDGs は、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すための平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

第2次新城市総合計画中期基本計画においても、政策目標ごとにSDGsとの関連性を明確にし、SDGs全体の推進につながるものとして、一体的に取り組んでいきます。



# 10 個別計画

## 施策一覧

目指すべき姿	政策目標	施策
I 個性輝く多様な「ひと」が 活躍しています	<b>1 子育ての安全安心を守ります</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもを産み育てる環境を整えます</li> <li>②保育ニーズに対応する保育サービスを進めます</li> <li>③仕事と子育て等を両立できる環境づくりを進めます</li> </ul>
	<b>2 能力と個性を活かす力を育てます</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>①確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます</li> <li>②安心して居心地の良い学校環境づくりを進めます</li> <li>③豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます</li> </ul>
	<b>3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民文化活動を応援します</li> <li>②生涯スポーツ活動を応援します</li> <li>③共育(ともいっく)を推進します</li> </ul>
	<b>4 認め合い、支え合う人をつなげます</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民自治によるまちづくりを進めます</li> <li>②市民活動の活性化を図ります</li> <li>③若者と女性の活躍領域を広げます</li> <li>④グローバル人材育成と多文化共生を進めます</li> <li>⑤障がいのある方の自立を支援します</li> <li>⑥生涯を通じた健康づくりを応援します</li> </ul>
II 快適で潤いのある「ちいき」に 暮らしています	<b>1 居心地の良い暮らしをつくります</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>①道路施設の整備を進めます</li> <li>②安全できれいな水循環を守ります</li> <li>③地域の憩いの場をつくります</li> <li>④地域に寄り添う公共交通網をつくります</li> <li>⑤地域活動や交流を促進します</li> <li>⑥地域づくりの担い手を育てます</li> </ul>
	<b>2 地域資源を最大活用します</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>①歴史・文化財の継承を進めます</li> <li>②歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます</li> <li>③地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます</li> </ul>
	<b>3 人生100年の安全安心をつくります</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>①病院・診療所の体制を整えます</li> <li>②地域医療の連携を進めます</li> <li>③地域福祉を進めます</li> <li>④防災対策を進めます</li> <li>⑤消防体制を充実します</li> <li>⑥防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます</li> </ul>

目指すべき姿	政策目標	施策
<b>Ⅲ 活力にあふれた「まち」に なっています</b>	<b>1 経済と生活を 支える都市基盤を 整えます</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 活気がある市街地をつくります</li> <li>② 道路網の整備を進めます</li> <li>③ 市の活性化につながる公共交通網をつくります</li> </ul>
	<b>2 緑でゆとりを 生み出します</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地球環境の保全に貢献します</li> <li>② 持続可能な自立循環のまちをつくります</li> <li>③ 温室効果ガス削減を目指した取組みを進めます</li> </ul>
	<b>3 農林業を成長 産業にします</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 持続可能な農業構造を実現します</li> <li>② 林業・木材産業の活性化を進めます</li> <li>③ 計画的・戦略的な人工林の健全化を推進します</li> <li>④ 林業従事者の確保・育成をします</li> </ul>
	<b>4 地域産業の振興で 賑わいを創出します</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業誘致を進め、雇用を確保します</li> <li>② がんばる中小企業を応援します</li> <li>③ 地域資源を活かした観光戦略を進めます</li> </ul>
	<b>5 交流による ダイナミズムを 成長に変えます</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域産業振興政策を進めます</li> </ul>

## 行政経営の方針

方針	目標	施策
<b>「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、 施策を達成するための行政経営の方針</b>	<b>1 将来に責任を持つ 行政運営を します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行います</li> <li>② 公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます</li> <li>③ 市民にわかりやすい行政評価を進めます</li> <li>④ 産学官連携等による共同事務を促進します</li> <li>⑤ 市民自治を根づかせます</li> </ul>
	<b>2 挑戦できる組織に します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民ニーズに即応できる組織づくりを行います</li> </ul>
	<b>3 公共私を支える 人材となります</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民価値を高めることのできる職員を育てます</li> <li>② 能力に応じた適正評価等を進めます</li> </ul>
	<b>4 情報技術でひと・ ちいき・まちを つなげます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① わかりやすい情報発信と市民意見・ニーズの把握に努めます</li> <li>② デジタルトランスフォーメーションを推進し、行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組みます</li> </ul>



## 目指すべき姿

---

# I 個性輝く多様な「ひと」が活躍しています

**政策目標 1** 子育ての安全安心を守ります

**政策目標 2** 能力と個性を活かす力を育てます

**政策目標 3** 学びの場、憩いの場、  
自己投資の機会をつくります

**政策目標 4** 認め合い、支え合う人をつなげます

## 政策目標 1 子育ての安全安心を守ります

### 施策 ① 子どもを産み育てる環境を整えます

#### 考え方・背景

少子化や核家族化の進行、地域の関わりの希薄化などにより、子育てに困難を感じる保護者が増えている状況にあります。

また、子どもを取り巻く課題が深刻化・複合化しており、関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う必要があります。

#### 施策の基本方針

妊娠、出産、子育てに関する不安や負担の軽減、いじめや虐待の防止などすべての子どもが安心して育ち、育てられるよう、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

子どもと子育て家庭を孤立化させないため、生活・学習支援や地域における子どもの居場所づくりなどを地域社会全体で進めます。

また、妊娠期から個別の相談支援を展開し子どもが健やかに育つために個の環境を整えます。

#### 【取組み内容】

- ・子ども医療費の負担を軽減します。
- ・児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整えた「こども家庭センター」の機能を設置します。
- ・子どもやひとり親家庭への生活支援、学習支援を行います。
- ・妊娠期から出産、産後、育児、若者等に関する総合的な相談や支援を行います。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こども家庭センターでのマネジメント（サポートプラン）の作成	-	0件 (設置準備)	50件	55件	60件
妊娠後期（28週～40週）の妊婦の状況把握（家庭訪問・電話等）の割合	-	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
初産における生後28日（新生児期）以内の状況把握（家庭訪問・電話等）の割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市こどもの未来応援事業計画
- ・しんしろ健康づくり21計画

## 政策目標 1 子育ての安全安心を守ります

### 施策 2 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます

#### 考え方・背景

就労環境の多様化などにより、子どもと子育てをめぐる環境は大きく変化しています。特に、女性の社会進出に伴う共働き家庭やひとり親家庭が増加していることを主な要因として、3歳未満児保育や放課後児童クラブの需要は増加傾向にあります。

#### 施策の基本方針

共働き家庭の増加など家庭や就労の形態変化による多様な保育ニーズに対応し、“すべての子どもが健やかに育ち、育てられる”環境の充実を図ります。

また、こども園の適正配置など、市内のどこに住んでいても、すべての子どもが等しく良質な保育・幼児教育を享受できる環境整備を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・放課後児童クラブ保護者負担金を軽減します。
- ・一時保育の実施などきめ細かな保育サービスの充実を図ります。
- ・こども園及び放課後児童クラブの待機児童ゼロを維持します。
- ・支援や配慮が必要な子どもに合理的配慮がなされる環境を整えます。
- ・こども園の再編・整備に関する計画を策定し、推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こども園の待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
「新城市こども園整備指針」に沿ったこども園再編・整備	-	計画策定	計画策定	再編・整備	再編・整備

#### 関連する主な計画等

- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市こども園整備指針
- ・新城市こどもの未来応援事業計画

## 政策目標 1 子育ての安全安心を守ります

### 施策 ③ 仕事と子育て等を両立できる環境づくりを進めます

#### 考え方・背景

社会における活動や個人の生き方が多様化する中、一人ひとりがその時々事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を存分に発揮できる社会を構築する必要があります。

また、男女問わず、仕事と子育て等の生活との両立ができる環境づくりが求められています。

#### 施策の基本方針

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、男女ともに働きやすい環境整備を進め、男女が互いに対等な立場で安全安心に子育てができるように支援します。

#### 【取組み内容】

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組みを支援します。
- ・フレックスタイム勤務やテレワークによる多様な働き方を推進します。
- ・男性にも女性にも子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
女性の活躍促進宣言企業の数	-	13件	14件	15件	16件
ワーク・ライフ・バランスに係る啓発セミナーの開催	-	1回	1回	1回	1回
市役所男性職員の育児休業取得率	23.8%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市パートナープラン

## 政策目標 2 能力と個性を活かす力を育てます

### 施策 ① 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます

#### 考え方・背景

コロナ禍で、学校行事等に制限がかかり、縮小や中止を余儀なくされました。さらに、新型コロナウイルス感染の不安が加わったことで、児童生徒がストレスを抱えた生活を送り、不登校児童生徒も増加しています。また、保護者も不安を抱え、その影響で児童生徒が不安定になっていることも考えられます。児童生徒や保護者の不安を取り除き、安心して通うことのできる学校づくりに取り組んでいきます。また、引き続き地域に開かれた学校づくりを行うことで、地域が持つ力を学校教育に活かしていくことが必要です。

#### 施策の基本方針

国際化や情報通信技術の進展などによる教育環境の変化に対応しつつ、確かな学力を育む教育を推進します。

不登校の傾向がある児童生徒の早期発見、早期対応に努めます。

各小中学校において、不登校傾向児童生徒への対応を中心となって進めていく不登校コーディネーターを育成します。

また、関係機関との連携による児童生徒とその保護者へのサポートを行い、さらに、適応指導教室「あすなる教室」のあり方検討や、評価のあり方、学びの環境を充実します。

#### 【取組み内容】

- ・授業づくりの充実を図り、「深い学び」の実現を目指します。
- ・家庭、地域、学校、企業とが連携した教育を進めます。
- ・豊かな自然、多彩な人材、伝統ある文化、歴史遺産などを活かした体験活動などを実施します。
- ・不登校対応職員（こどもサポート相談員やしんしろこどもカウンセラー、あすなる教室職員）による学校訪問を実施します。
- ・学校からの月例報告による不登校傾向児童生徒を把握します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
児童・生徒の教育環境対策	63.6%	66.5%	69.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
不登校生徒出現率（小中学校）	3.1%	2.7%	2.5%	2.3%	2.1%
学校評価の「保護者や地域との連携に関する評価」について、高評価を得た学校数	-	15校	15校	19校	19校

#### 関連する主な計画等

- ・新都市共育推進計画

## 政策目標 2 能力と個性を活かす力を育てます

### 施策 2 安心で居心地の良い学校環境づくりを進めます

#### 考え方・背景

学校施設の老朽化対策のための修繕や維持管理コストの縮減のための施設改修など、安全安心で快適な学校生活を送ることができるよう教育環境を整え、施設に必要な機能・性能を確保します。

また、施設・設備のみならず、おいしく栄養のある給食や安全な登下校の確保など、児童生徒が安全安心で快適に生活できる環境が求められています。

#### 施策の基本方針

学校施設の改修・整備により安心で居心地の良い学校環境の創出に努めます。また、教育環境を充実し、適切な学校運営を推進します。

児童生徒に安全でおいしい給食を提供するため、令和6年9月に学校給食共同調理場の供用を開始します。

#### 【取組み内容】

- ・安全安心な給食を安定的に提供するため、学校給食共同調理場を整備します。
- ・学校トイレの洋式化を図ります。
- ・計画的な更新や改修により学校施設、設備等の充実を図ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
学校教育施設の整備	57.6%	56.5%	58.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同調理場整備割合及び利点を生かした給食の提供	0.0%	17.0%	100.0%	新たな献立の開発・導入	新たな献立の開発・導入
トイレ洋式化工事実施校数	-	2校	4校	3校	3校

#### 関連する主な計画等

- ・新城市学校給食施設整備方針
- ・新城市学校給食基本方針
- ・新城市学校施設長寿命化計画
- ・新城市公共施設等総合管理計画
- ・学校トイレ改修方針

## 政策目標 2 能力と個性を活かす力を育てます

### 施策 ③ 豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます

#### 考え方・背景

本市は歴史や文化、伝統行事、自然景観など他地域にはない地域資源を有しています。こうした地域資源は市民の誇りとして、世代を超え守り続けられたものであり、私たちには未来へと継承していく責任があります。

未来へ継承するためには、守り続けるだけでなく、市民の財産として産業や観光資源として活用し、訪れる人にも魅力を伝えていくこと、また、伝えることができる人材が必要です。

#### 施策の基本方針

歴史文化や自然環境を未来へと継承するための担い手を育成します。

子どもから高齢者まで、本市の貴重な自然や歴史・文化を楽しみながら理解することができる各種講座や企画展を開催します。

自然景観や伝統行事、文化財的建造物や街並みなどを実見するといった現地学習会などを充実させることによって多種多様な学習機会を創出します。

#### 【取組み内容】

- ・多様な学習機会を充実させ、健やかな心や体を育む教育を充実します。
- ・講座や企画展などを開催します。
- ・社会教育施設を計画的に整備し、施設の充実を図ります。
- ・本市の貴重な地域資源を体験できる機会を設けます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
歴史遺産、文化財の保護・活用	69.7%	70.7%	71.7%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観光ボランティアガイドの育成	45人	70人	70人	70人	70人
野外学習会・ジオツアーの開催数	-	9回	9回	9回	9回
自然科学博物館企画展開催数	3回	3回	3回	3回	3回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市観光基本計画
- ・新城市共育推進計画

## 政策目標 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

### 施策 ① 市民文化活動を応援します

#### 考え方・背景

文化活動や創作活動は、生活を豊かにし、個性を育てる助けとなるものですが、地方においては優れた芸術文化に気軽に接する機会が都市部に比べて少なくなっています。

大人から子どもまで、誰でも気軽に文化活動を行うことのできる環境を整え、世代間・地域間の交流を図り、賑わいの創出につなげることが必要です。

#### 施策の基本方針

いつでも誰でも文化芸術に触れ、楽しめる機会をつくります。

文化イベント等の支援や文化活動に対する市民参加や市民理解の促進に努めることで、身近で地域に定着した郷土の文化・芸能の伝承を進めます。また、市民の文化的意識の向上を図るため、文化会館等を拠点とした講座を開催します。

#### 【取組み内容】

- ・文化芸術活動を行う団体等の活動を支援します。
- ・講座や文化的事業等を開催します。
- ・文化施設を計画的に整備します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
文化施設の整備充実	63.2%	65.7%	68.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市文化事業開催数	4回	8回	8回	8回	8回
本市（指定管理含む）が行う講座数	0回	3回	3回	4回	4回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

## 政策目標 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

### 施策 ② 生涯スポーツ活動を応援します

#### 考え方・背景

スポーツに親しむことは体を動かす機会の増加につながり、市民の体力向上や健康の保持増進につながります。また、スポーツに親しむことによってストレスが解消され、ゆとりや生きがいのある生活が期待できます。様々な人々との交流により親睦が生まれ、仲間づくりや地域コミュニティの活力につながります。スポーツを通じて多くの人と関わりを持ち、それぞれの人に対応したスポーツ振興を図ることが大切です。

また、市内中学校において部活動の部員数の減少は顕著なものとなっており、子どもが生涯にわたってスポーツを楽しむために、少しでも多くの種目を経験できる機会の確保が必要です。

#### 施策の基本方針

「人の輪を広げ健やかな心と体を育むまち」を基本方針とし、家庭や学校、地域が「いつでも」、「どこでも」、「誰とでも」スポーツ活動を楽しむことができる環境を整えることにより、市民が生きがいを持って健康に暮らすことができる生涯スポーツ社会を築いていきます。

また、子どもの実態や希望をもとに、学校と地域や各種のスポーツ関係団体と連携し、学校部活動の見直しを検討していきます。

#### 【取組み内容】

- ・スポーツを始めるきっかけづくりプログラムの提供や、本市の自然を活かしたスポーツの振興、高齢者の健康づくりの振興の場等を提供し、スポーツ機会の充実を図ります。
- ・子どもがスポーツを行う上で魅力ある学校部活動の再構築を検討していきます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
スポーツに親しむ環境づくり	58.1%	59.6%	60.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポレク祭等開催事業数	-	9回	9回	9回	9回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市生涯スポーツ振興計画

## 政策目標 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

### 施策 ③ 共育（ともいく）を推進します

#### 考え方・背景

『人生100年時代』といわれる現在、学校と社会が連携・協働した世代を超えた交流の場づくりが必要です。生きがいを見つけ、心豊かに暮らしていくため、いくつになっても学ぶことができ、いつでも新しい活動にチャレンジできる環境づくりが必要です。

#### 施策の基本方針

従来子ども・現役・退職後世代といったライフステージで考えるだけでなく、すべての世代が互いにつながりを持ち、今までの「生涯学習」の概念を一步進め、これからの社会に求められる「生涯学習」の形として、学校・家庭・地域が力を合わせて、共に過ごし、共に学び、共に育つ『共育』活動に取り組みます。

また、市民一人ひとりが自己実現や自主的な学びができるよう機会の提供や必要な支援を行います。

#### 【取組み内容】

- ・地域の人材が活躍できる機会を増やします。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支援します。
- ・学び続けることができる環境づくりを進めます。
- ・市民や地域と連携し生涯学習としての『共育』活動を展開します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
共育推進	63.8%	65.8%	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本市が主催・共催する講座・教室の実施件数	-	100件	100件	100件	100件
学校評価の「保護者や地域との連携に関する評価」について、高評価を得た学校数	-	15校	15校	19校	19校
生涯学習活動及び部活動の講師等の育成数	-	5人	10人	15人	20人
共育推進事業の実施件数	4件	5件	5件	5件	5件

#### 関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ① 市民自治によるまちづくりを進めます

#### 考え方・背景

市民が主役のまちづくりを推進するために、「市民主役」「参加協働」「情報共有」をまちづくりの基本原則として、老若男女みんなが当事者となってまちづくりを進める必要があります。

市民まちづくり集会や地域協議会、若者議会など様々なステージで設けられている市政に関心を持つ機会へ、市民、議会、行政が積極的に参加し、協働してまちづくりを進めることが求められています。

#### 施策の基本方針

自治基本条例に基づく様々なまちづくり活動の場で市民参加と協働体制を市民の視点で進めます。

#### 【取組み内容】

- ・ 地域経営を担う人材の確保、育成を支援します。
- ・ 地域の課題解決や活性化のために市民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します。
- ・ 地域の課題や意見を市の施策に反映します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民まちづくり集会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
地域協議会の開催回数	90回	90回	90回	90回	90回
若者議会全体会の開催回数	15回	15回	15回	15回	15回

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市若者総合政策

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ② 市民活動の活性化を図ります

#### 考え方・背景

社会・経済情勢の大きな変化により、市民ニーズが多様化し様々な主体による独自または、連携した取組みに期待が寄せられています。

また、地域が抱える課題等に対し市民が自主的・自発的に実施する活動を支援する仕組みが必要です。

#### 施策の基本方針

市民活動団体の自立を促し、活動を支援します。  
活動団体の成果発表の機会や交流の場を設けます。

#### 【取組み内容】

- ・市民や地域活動団体などのネットワークを構築します。
- ・顔の見える場、知り合いが増える交流の場などを提供します。
- ・地域活動を応援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
めざませ明日のまちづくり事業補助金申請件数	8件	8件	8件	8件	8件
めざませ明日のまちづくり事業補助金新規事業件数	2件	2件	2件	2件	2件
地域活動交付金申請件数	68件	68件	68件	68件	68件
地域活動交付金新規事業件数	22件	24件	24件	24件	24件

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ③ 若者と女性の活躍領域を広げます

#### 考え方・背景

「市民が主役のまちづくり」を推進するためには、人口減少が進む状況の中で、若者や女性が学校や家庭に限らず、地域や市政などあらゆる場面でその能力を発揮して活躍することができる環境を整えるとともに、魅力あるまちをつくり上げるための仕組みが必要です。

#### 施策の基本方針

若者総合政策や男女共同参画社会を推進し、年齢、性別、国籍や障がいの有無に関係なく個々の違いを認め、尊重し、多様な人々が対等に関わり合いながら活躍できる社会づくりを進めます。

#### 【取組み内容】

- ・若者の力を活かしたまちづくりを進めます。
- ・男女共同参画の定着に向けた継続的な啓発を進めます。
- ・学生や企業の若手社員等との協働体制を整えます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
若者議会への参加者数	16人	20人	20人	20人	20人
女性の起業・創業者数	0人	3人	3人	3人	3人
若者の起業・創業者数	0人	1人	1人	1人	1人
若者を登用した審議会等の数	-	10	10	10	10
女性の審議会等への登用率	24.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市若者総合政策
- ・新城市パートナープラン

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ④ グローバル人材育成と多文化共生を進めます

#### 考え方・背景

人口減少や高齢化、地域間格差の拡大、企業活動のグローバル化が進む中で、海外活力の取り込みや国際交流などを通じて、地域と各国をつなぐための国際的な感覚と広い視野に富んだ人材を養成する必要があります。

年齢、性別、障がい、国籍などを超えてすべての人がそれぞれの多様な価値観や生き方を尊重し、許容しながらも、自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く人材となります。そのためには、新たな価値観を創造し、豊かな地域社会を形成することが必要です。

#### 施策の基本方針

本市独自のネットワークであるニューキャッスル・アライアンスを活用することにより様々な国際交流の機会を創出します。世界を舞台に活躍することができる人材を育てます。

在留外国人も地域の担い手として、共に生活できる多文化共生社会の実現を目指します。

#### 【取組み内容】

- ・市民が英語に慣れ親しむプロジェクトを推進します。
- ・ニューキャッスル・アライアンス加盟都市間の観光、文化、経済、教育の分野での交流を促進します。
- ・日本語教室の開催やボランティア通訳者の育成など、外国人の地域生活を支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
国際交流への取組み	67.4%	67.7%	68.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニューキャッスル加盟都市との交流人口（教育・文化・ビジネス・観光等の分野）	-	300人	300人	300人	300人
外国人市民の市民生活満足度	-	76.0%	78.0%	80.0%	82.0%

#### 関連する主な計画等

- ・ニューキャッスル・アライアンス会議2018共同声明

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 5 障がいのある方の自立を支援します

#### 考え方・背景

障がいのある方が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無に関わらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現を図ることが必要です。

#### 施策の基本方針

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して育ち、自らの意思により暮らしていくことができるよう、支援体制を充実します。

障がいのある方やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な支援につなげる体制の強化を図ります。

個々のニーズに応じた支援だけでは解決できなかった課題については、地域の関係者が集う協議会にて情報共有を図り、解決に向けた取組みを進めます。

#### 【取組み内容】

- ・障がいのある方が自立した生活を送ることのできる取組みを行います。
- ・地域生活支援拠点等の整備などにより障がいのある方の地域生活を支援します。
- ・障がいに関する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を行います。
- ・医療費の負担を軽減します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
障がいのある方の自立支援や福祉対策	66.1%	69.9%	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がいのある方にとって、本市が暮らしやすいまちだと思える割合	58.1% (令和元年度調査)	60.0%	60.0%	62.0%	62.0%
障害者相談支援事業支援延べ件数	14,897件	15,100件	15,200件	15,300件	15,400件

#### 関連する主な計画等

- ・新城市障害者計画
- ・新城市障害福祉計画
- ・新城市障害児福祉計画

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 6 生涯を通じた健康づくりを応援します

#### 考え方・背景

人口減少が進み、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、疾病及び介護負担の増加、社会保障費への影響が懸念されることから、子どもから高齢者まで様々な年代で生涯を通じての健康づくりが求められています。

人生100年時代を楽しむためには、「健康はつくり出していくもの」とし、生活習慣病の発症及び重症化の予防といった個人の取組みだけでなく地域や社会で支える人材の育成や支援が必要です。

病気や障がいを抱えたとしても、自らの命を大切にその人らしい生活を自らの選択のもとに送ることができるようにすることが必要です。

#### 施策の基本方針

市民のより健康で幸せな生活の実現を図るため、心身の健康の保持増進ができるよう生活習慣病等の予防や心の健康づくりを推進します。

高齢者一人ひとりが、できる限り元気に地域で生活を続けるために、健康づくりと介護予防を推進していきます。

誰もが予測しえなかったコロナ禍において、基本的な感染防止対策を日常的に行い、感染症の蔓延の予防を促進します。

#### 【取組み内容】

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化に向け、より効果的な施策を検討していきます。
- ・生活習慣病や要介護状態等の予防を目的とした事業を実施することで、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者の元気な暮らしを支援していきます。
- ・手洗いをはじめとする基本的な感染防止対策を推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
健康づくり支援の充実	72.0%	73.7%	75.4%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活習慣病予防の講座の参加人数	28人	100人	300人	300人	300人
介護予防教室等参加人数	955人	1,200人	1,300人	1,400人	1,500人
ゲートキーパー研修受講者延べ人数	209人	250人	300人	350人	400人

#### 関連する主な計画等

- ・しんしろ健康づくり21計画
- ・新城市自殺対策計画
- ・新城市高齢者福祉計画
- ・新城市国民健康保険データヘルス計画特定健康診査等実施計画

## 目指すべき姿

---

# Ⅱ 快適で潤いのある「ちいき」 に暮らしています

政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

政策目標 2 地域資源を最大活用します

政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ① 道路施設の整備を進めます

#### 考え方・背景

道路施設には高度経済成長期に整備されたものが多く、近い将来大規模な修繕・更新が予想される中、限られた財源で、定期的な点検を実施し、計画的な修繕や適切な維持管理を行い、長寿命化を図る必要があります。

#### 施策の基本方針

誰もが安全で快適に道路を利用することができるよう、効率的・効果的な道路整備、維持管理に努めます。

#### 【取組み内容】

- ・ 橋梁、トンネル、大型構造物の点検結果をもとに、それぞれの個別施設計画を作成し、個別施設計画をもとに修繕工事を実施していきます。
- ・ 橋梁、トンネル、道路施設等の適正な維持管理を行います。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
快適な生活道路の整備	50.9%	50.8%	52.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
橋梁延べ点検数	-	256 橋	386 橋	531 橋	696 橋
橋梁延べ修繕数	-	48 橋	54 橋	59 橋	62 橋

#### 関連する主な計画等

- ・ 新都市橋梁個別施設計画
- ・ 新都市横断歩道橋個別施設計画
- ・ 新都市トンネル個別施設計画
- ・ 新都市大型カルバート個別施設計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ② 安全できれいな水循環を守ります

#### 考え方・背景

市民の快適な暮らしを維持するため、生活基盤である水道・下水道の施設耐震化や更新・整備を計画的に行う必要があります。また、経営環境の変化に伴い、水需要等に見合った施設規模への見直しや工業用水道事業の廃止に向けての検討を行います。

安全な水の供給を今後も継続していくため、水道施設の適正な維持管理のみならず、河川環境などの監視や衛生的な下水処理を行います。

#### 施策の基本方針

安全安心な水を安定的に供給するため、施設・管路の耐震化を図るとともに、水需要に見合った施設のダウンサイジングを行います。

生活環境の保全を図るため、下水道の整備や未接続者への周知と河川の水質検査を行い、水質管理に努めます。

#### 【取組み内容】

- ・水道施設・管路の耐震化を計画的に進めます。
- ・施設統廃合等を行い、経営基盤強化を図ります。
- ・経営の合理化・効率化など経営の適正化に努めます。
- ・計画的な下水道の整備を進めます。
- ・下水道への接続や浄化槽の設置を支援します。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理をします。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
安全な水の供給	84.3%	87.0%	89.8%
衛生的な下水・雨水の処理	69.8%	73.9%	78.3%
ごみ・し尿処理への取組み	70.8%	74.1%	77.8%
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
水道施設の耐震化率	75.3%	81.7%	86.5%	89.1%	90.2%
水道管路の耐震化率	23.4%	23.8%	24.0%	24.2%	24.4%
汚水処理人口普及率	69.8%	72.1%	73.5%	74.5%	75.3%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市水道事業基本計画
- ・新都市汚水適正処理構想
- ・新都市環境基本計画
- ・新都市環境行動計画
- ・新都市生活排水処理基本計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ③ 地域の憩いの場をつくります

#### 考え方・背景

市民が安心して快適に暮らすことのできる住環境を実現するため、憩いの場となる広場や公園など、気軽に集まることができるスペースが求められています。

また、地域の資源を活かした新たな憩いの場の検討が必要です。

#### 施策の基本方針

地域の市民がくつろぐことのできる憩いの場を確保するため、市民のニーズに鑑みて、誰もが気軽に利用できる公園や緑地などの整備を検討します。

#### 【取組み内容】

- ・安全安心で緑豊かな広場や公園等を維持します。
- ・空家や空き地などの利活用による交流の場の創出を検討します。
- ・市街地において、必要な役割に応じたオープンスペースの確保を検討します。
- ・市民等が実施する都市緑化事業に対し支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
憩い空間の充実 (身近な公園の整備・管理、水辺環境の整備など)	46.2%	50.1%	54.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新都市都市緑化推進事業補助金交付件数	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

#### 関連する主な計画等

- ・新都市住生活基本計画
- ・新都市空家等対策計画
- ・桜淵公園再整備基本計画
- ・新都市都市計画マスタープラン
- ・新都市中心核のランドデザイン2040
- ・新都市立地適正化計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ④ 地域に寄り添う公共交通網をつくります

#### 考え方・背景

子どもの減少により、こども園や小中学校の統廃合が進み、通学するために公共交通機関の利用が必要となった地域、人口減少に伴う商店や病院等の減少により、徒歩や自転車での買い物や通院が困難となった地域などが増加し、移動しなければならない範囲の拡大に伴い地域における日常生活圏は徐々に広域化しています。

特に、車を持たない、運転できない人にとっては、地域で暮らし続けるための利便性の高い地域公共交通網の整備が求められています。

今後、地域における高齢化の進展により、地域公共交通の重要性はさらに高まります。地域の特性に合わせた公共交通へと再構築を図るとともに、公共交通を地域で支え、守り育てる体制づくりが必要です。

#### 施策の基本方針

人口減少や少子高齢化の状況、公共交通の現状を地域で共有し、生活圏など地域特性に合わせた公共交通網を地域、行政、交通事業者で構築します。

#### 【取組み内容】

- ・公共交通の利用を促す積極的な情報発信を行います。
- ・地域やまちの拠点を結ぶネットワーク機能を充実します。
- ・鉄道事業者と連携して駅のバリアフリー化や駅周辺整備などを進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	35.5%	40.0%	45.1%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Sバス利用者数	87,158人	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持

#### 関連する主な計画等

- ・新都市地域公共交通計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ⑤ 地域活動や交流を促進します

#### 考え方・背景

市民や地域団体による地域づくり活動や市民交流を促進するためには拠点となる場が必要になります。

また、それらは、災害時などには安全安心の場としても活用することができる地域の大切な資源です。

地域の公民館やコミュニティセンターなどは、人口減少や高齢化の進展、施設設備の老朽化が進行していく中においても、市民共有の資源として、誰でも活用できるよう適切に維持管理していく必要があります。

#### 施策の基本方針

市民が主体となって行う活動の場、人と人、人と地域がつながる交流の場としての公民館等の利用促進を図ります。

市民、地域、行政などの連携強化と地域資源の効果的な活用により、地域活動の充実を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・多くの市民が参加しやすい環境づくりを支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
新城市集会施設整備費補助金補助件数	-	10 件	10 件	10 件	10 件

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 6 地域づくりの担い手を育てます

#### 考え方・背景

本市においては、自治基本条例を制定し、市民一人ひとりが主役となってまちづくりを推進していくための仕組みづくりや環境整備を進めています。

市民一人ひとりが地域社会を支える一員として、地域づくりをするための義務と責任を自覚し果たしていく必要があります。

若者、女性、高齢者、外国人、障がいのある方など、誰もが地域づくりに参加することができるように多くの参加の機会を設けるとともに、次の世代へも引き継ぎ、リレーができる担い手が求められています。

#### 施策の基本方針

地域活動に参加することがなかった様々な人々にも参加しやすいように、身近な地域課題の解決への参加など、「きっかけ」づくりを行います。

#### 【取組み内容】

- ・世代を超えた交流の場を創出します。
- ・『つながる市民』の声や意見を地域づくりにつなげます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民まちづくり集会参加者数	56人/年	140人/回	140人/回	140人/回	140人/回
若者議会の委員数	-	20人	20人	20人	20人
若者を登用した審議会等の数	-	10	10	10	10
地域協議会の委員数	-	224人	224人	224人	224人
女性の審議会等への登用率	-	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市若者総合政策
- ・新城市パートナープラン

## 政策目標 2 地域資源を最大活用します

### 施策 ① 歴史・文化財の継承を進めます

#### 考え方・背景

少子高齢化や過疎化の影響等による担い手不足や地域コミュニティ機能の低下等により、地域の歴史・文化の伝承が困難になることが考えられます。

日々の暮らしの中で、歴史・文化に触れながら、学習・体験する仕組みを構築することによって、地域の歴史・文化を身近なものとしてとらえ、地域が主体となって、歴史や伝統文化の継承を進める必要があります。

#### 施策の基本方針

国・県・市による指定文化財をはじめ、芸能・行事等の伝承文化の継承、また湿原など珍しい自然環境・景観の保護・保全を図る必要があります。

このため、伝統芸能や環境保全団体の後継者及び保存・継承団体の育成を支援するとともに、記録保存を行うための調査・研究活動を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・ 伝統文化の継承を支援します。
- ・ 指定文化財の維持管理を支援します。
- ・ 史跡等の整備を行い、文化財の保存や活用を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
文化、芸能等の振興、保存	67.3%	67.3%	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文化財調査件数	3件	3件	3件	3件	3件

#### 関連する主な計画等

- ・ 新都市共育推進計画
- ・ 史跡長篠城跡保存活用計画

## 政策目標 2 地域資源を最大活用します

### 施策 ② 歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます

#### 考え方・背景

本市は歴史や文化、伝統行事、自然景観などの豊かな地域資源を有しています。こうした地域資源は本市独自のものであり、市民の誇りとなりうるものです。

既に広く知られている地域資源のほかに、これまであまり知られてこなかった地域資源を掘り起こし、広く周知し、さらに活用することによって、魅力あふれる「ちいき」の創出を図ることが必要です。

#### 施策の基本方針

市内の貴重な歴史・文化・自然を紹介する博物館や資料館において、子どもから高齢者まで楽しめるわかりやすい展示構成の充実や特別展等の開催などを通じて、市民だけでなく来訪者の学習・交流の場として有効活用を進めます。

また、ボランティアガイドなど市民とともに事業運営の展開などを考える機会の拡大に努めます。

#### 【取組み内容】

- ・博物館や資料館を計画的に整備し、施設の充実を図ります。
- ・資料収集や展示・保存など未来への継承を支援します。
- ・ボランティアガイドの養成など地域と連携した取組みを進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
歴史遺産、文化財の保護・活用	69.7%	70.7%	71.7%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館、作手歴史民俗資料館入館者数	46,805人	50,000人	55,000人	60,000人	66,000人
観光ボランティアガイドの育成	45人	70人	70人	70人	70人
自然科学博物館企画展開催数	3回	3回	3回	3回	3回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画
- ・新城市観光基本計画

## 政策目標 2 地域資源を最大活用します

### 施策 ③ 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます

#### 考え方・背景

スマートフォンやSNSの利用が進み、人と人との交流のあり方が変化してきています。こうした社会生活の大きな変化の中で青少年が健やかに成長するためには、家庭、学校、地域そして行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して施策に取り組むことが重要です。

#### 施策の基本方針

青少年が家庭や学校だけでなく地域の中でもできる限り多くの時間を過ごし、様々なことを学び成長できるよう機会の提供や必要な支援を行います。

また、青少年の健全育成のため、関係機関、関係団体と連携し、非行や犯罪被害防止に関する啓発等に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・ 青少年が地域活動に参加するために必要な支援を行います。
- ・ 青少年やその保護者が青少年健全育成に関して学習する機会や情報交換のできる機会をつくります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
青少年の健全育成	61.5%	61.6%	63.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
青少年健全育成に関する啓発事業等の実施件数	-	1件	1件	1件	1件
共育推進事業の実施件数	4件	5件	5件	5件	5件

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市共育推進計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ① 病院・診療所の体制を整えます

#### 考え方・背景

国の医療費抑制策に伴う医療制度改革、深刻化する医師の偏在と医師不足により、特に、山間地やへき地を抱える地方の公立病院では経営が悪化し、診療体制が縮小するなど医療機能の低下が生じています。こうした状況の中、本市では、愛知県、近隣の病院、大学病院の援助や市民の協力により安心して暮らすことができる医療体制の確保が求められています。

#### 施策の基本方針

地域の基幹病院である新城市民病院及び作手診療所における医師確保や医療の提供などに取り組むとともに、経営健全化と医療の質の向上に取り組み、安定的な地域医療の提供を目指します。

研修医・専攻医の受け入れにより、地域医療を理解し将来地域医療に興味を持つ医師の育成に努めます。

休日・夜間における初期医療の運営支援、市民病院を基軸とした地域医療の再構築・維持を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 医師招へいや研修医の受け入れなどにより、医師の確保・育成に努めます。
- ・ 教育機関との連携により、医療従事者を確保します。
- ・ 休日・夜間における第 1 次救急医療体制の確保に努めます。
- ・ 医療機器などの充実を図ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
地域医療等の充実	38.8%	46.0%	54.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
休日診療所の診療実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
夜間診療所の診療実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
研修医受け入れ人数	29 人	33 人	33 人	33 人	33 人

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ② 地域医療の連携を進めます

#### 考え方・背景

医師不足等により地域内での医療提供体制の維持は厳しく、近隣市の医療機関への救急搬送をはじめとして受け入れ可能な医療機関への移動時間が長くなっていることから、地域内で医療を受けられることが求められています。

市民への切れ目のない医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、業務の効率化や医療情報のデータ共有と利活用を推進していくことが重要です。

#### 施策の基本方針

市内開業医や地域の保健・医療・福祉関係施設との情報交換を行い、それぞれの現状や連携における課題を把握するなど、地域の医療機関の連携を強化し、地域医療サービスの向上を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 医療機関相互の紹介率の向上に努めます。
- ・ ICTの活用、医療DXの推進を行う医療機関の取組みを支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
地域医療等の充実	38.8%	46.0%	54.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
紹介率（市民病院の初診患者のうち、他の診療所から紹介状があった割合）	40.5%	44.0%	45.0%	46.0%	47.0%

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市民病院公立病院改革プラン（令和 4 年度～令和 7 年度）

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ③ 地域福祉を進めます

#### 考え方・背景

少子・高齢化や人口減少が進む中、地域における支え合う力が失われつつあります。また、孤立、生活困窮、虐待など生活課題が複雑化、潜在化しています。

すべての人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域のあらゆるつながりを大切に、誰ひとり取り残されることなく互いに支え合う関係や、仕組みづくりを行う「地域福祉」の推進が必要とされています。

#### 施策の基本方針

高齢者、障がいのある方、子ども・子育て等の各福祉分野の課題のほか、生活困窮など分野を横断する課題に対し、福祉分野と福祉分野以外の多様な人・機関の参加と協働によって課題解決に取り組む地域づくりを目指します。

支援を必要とする人を地域で見守り、互いに理解し支え合うことができる仕組みづくりを行い、人材を育成します。

また、すべての人が地域で尊厳を持って自立した生活ができるよう公的サービスや支援体制の充実を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・市民、地域、行政など関係者が一体となった包括的な支援体制を整備します。
- ・社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上と地域社会全体での人材育成を推進します。
- ・地域福祉活動の協働事業、連携体制を充実・強化します。
- ・高齢者、障がいのある方、子ども等に対する支援体制を充実します。
- ・認知症高齢者等や障がいのある方の権利擁護体制を拡充します。
- ・障がいのある方などの地域生活を支援するサービス基盤を整備します。
- ・虐待、貧困、ヤングケアラーなどのほか、ひきこもりなどの地域生活での孤立を防ぐため相談支援体制を充実します。
- ・児童発達支援センター設置までの間、その機能を有する体制を整備します。
- ・住宅に困窮する低所得者等に対する住宅セーフティネットとして、市営住宅を提供します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%
高齢者の自立支援や福祉対策	65.5%	68.1%	70.0%
障がいのある方の自立支援や福祉対策	66.1%	69.9%	70.0%
社会保障制度の充実	49.4%	57.4%	66.6%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活支援体制の整備	実施	拡充内容検討	拡充	継続	継続
市民後見人育成延べ人数	-	20 人	30 人	40 人	50 人
コミュニティソーシャルワーカーの設置	-	検討	設置	検証・見直し	検証反映
不登校生徒移行支援会議の支援により関係機関へつながった件数	-	5 件	6 件	7 件	8 件

#### 関連する主な計画等

- ・新城市地域福祉計画
- ・新城市障害者計画
- ・新城市こどもの未来応援事業計画
- ・新城市高齢者福祉計画
- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市障害福祉計画
- ・新城市障害児福祉計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ④ 防災対策を進めます

#### 考え方・背景

南海トラフ地震や地球温暖化に伴う気象状況の激化により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設や行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぐことはできません。また、地域の高齢化など防災行政を取り巻く状況はますます厳しくなる中、防災対策を今後も維持・向上していくためには、市民主体の防災対策に転換していく必要があります。

このため、市民自身が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという市民主体の取組みによる防災意識の高い社会を構築する必要があります。

#### 施策の基本方針

南海トラフ地震に対する備えをはじめ近年の台風、大雨等による災害に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう自助、共助の取組みを強化します。

応急対策に必要な資機材の整備や防災行政無線等による情報伝達手段の確保、河川改修等を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・近隣自治体や関係機関、企業等との連携や協定を推進します。
- ・デジタルの活用等、新しい技術による防災対策に取り組みます。
- ・地域の防災訓練、避難行動に関する取組みを支援します。
- ・高齢者、障がいのある方、要介護者等、災害時要援護者の登録と情報共有を進めます。
- ・所有者による住宅の耐震化、減災化を支援します。
- ・所有者等による空家等の適正な管理を促し、管理不全空家等の発生を抑制します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
大地震対策への取組み	51.7%	60.3%	70.3%
地域の防災組織の充実	65.5%	67.9%	68.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
災害時要援護者名簿登録者のうち登録情報を行政区等に提供することに同意がある者の割合	52.0%	53.0%	54.0%	54.0%	55.0%
自主防災組織防災訓練実施数	60.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
防災アプリ登録者数	-	7,000 人	7,200 人	7,300 人	7,400 人

#### 関連する主な計画等

- ・新城市地域防災計画
- ・新城市建築物耐震改修促進計画
- ・新城市立地適正化計画
- ・新城市空家等対策計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ⑤ 消防体制を充実します

#### 考え方・背景

地震、風水害の多発化、大規模化、激甚化に加え、事業所等での火災・事故など、各地で発生する災害は、複雑化、多様化しています。

消防業務においても、人口減少、少子高齢化による救急需要や高齢者世帯の火災被害の増大、深刻化する消防団員の確保対策への対応、社会インフラの高度化・デジタル化への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴う深刻な感染防止対策等への対応は、より専門性が必要とされています。

#### 施策の基本方針

安定した消防サービスを提供するため、消防署及び消防団の消防力の向上に取り組みます。

また、複雑・多様化する災害を未然に防ぐ消防予防体制を強化するとともに、災害による被害を軽減させるため消防活動体制の強化に取り組みます。

#### 【取り組み内容】

- ・消防署及び消防団の施設、設備を充実させます。
- ・消防職員の適正配置を行うとともに、各種研修の受講や関係機関への派遣を行い、職員の職務遂行能力を向上させます。
- ・予防救急の推進を図ります。
- ・傷病者搬送の円滑化を図るため、医療機関との連携を行います。
- ・高齢者世帯を中心に住宅防火対策を推進します。
- ・消防法による防火対象物を把握し、火災予防のための整備や消防用設備等の設置を推進することで、施設利用者等の安全安心を確保します。
- ・消防団の持続可能な組織を目指し、地域と協力して団員の加入促進に努めるとともに、団員の負担軽減を図り必要な資質の向上に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
消防・救急体制の充実	66.9%	72.0%	77.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
救命講習会受講延べ人員	363 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人
住宅用火災警報器設置率	71.0%	75.0%	76.0%	78.0%	80.0%
消防水利の設置基数	2 基	2 基	2 基	2 基	2 基
消防団員のうち基本団員の維持率	97.0%	98.0%以上	98.0%以上	98.0%以上	98.0%以上

#### 関連する主な計画等

- ・新城市常備消防施設個別施設計画
- ・消防施設整備計画
- ・消防車両更新計画
- ・新城市消防本部研修等派遣計画
- ・新城市消防団総合計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ⑥ 防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます

#### 考え方・背景

市内では住宅を対象とした侵入盗、自動車窃盗などの刑法犯が依然として発生しています。近年ではオレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺が多発するなど、市民の安全安心を脅かす犯罪が身近で発生しています。

子どもや女性、高齢者といった社会的弱者が多発する犯罪の被害者とならないよう、市民の安全安心を脅かす犯罪に対して、地域が一体となり「犯罪にあわない」「犯罪をおこさせない」「犯罪を見逃さない」ための施策を展開していくことが重要です。

交通事故については、毎年多くの人身事故が発生し、尊い命が失われることもあります。交通事故防止、交通安全の確保は安全安心な地域社会の実現のための最重要課題としてとらえなければなりません。地域から悲惨な交通事故をなくすため、市民、事業所、関係機関等の理解と協力のもとに協働して交通事故抑止のための諸施策を的確に行う必要があります。

#### 施策の基本方針

地域における自主的な防犯活動等への支援、「しんしろ安全安心で快適なまちづくり行動計画」の推進などを通じ、市民等と協働による安全安心で快適なまちづくりに取り組みます。

市民や各種団体等の自主的な交通安全活動の支援や啓発などを通じ、市民や事業所との協働による交通安全対策に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・地域による防犯カメラなどの設置を支援します。
- ・警察、学校、交通安全推進活動団体、地域住民と連携した交通安全対策を進めます。
- ・SNS を利用した犯罪や特殊詐欺などから市民を守ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
交通安全対策の推進	60.7%	62.6%	64.6%
防犯対策への取組み	64.6%	67.6%	70.7%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交通死亡事故者数	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### 関連する主な計画等

- ・しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画

## 目指すべき姿

---

### Ⅲ 活力にあふれた「まち」になっています

**政策目標 1** 経済と生活を支える都市基盤を整えます

**政策目標 2** 緑でゆとりを生み出します

**政策目標 3** 農林業を成長産業にします

**政策目標 4** 地域産業の振興で賑わいを創出します

**政策目標 5** 交流によるダイナミズムを成長に変えます

## 政策目標 1 経済と生活を支える都市基盤を整えます

### 施策 ① 活気がある市街地をつくります

#### 考え方・背景

市民が安心して快適に暮らすことができる住環境を実現するためには、生活の基盤となる医療機関、福祉施設、商業施設等の誘導と計画的な都市基盤の整備が欠かせません。そのため、多様な都市機能がコンパクトに集積し、子どもから高齢者まで多くの人々が暮らしやすい、歩いて暮らすことのできる、賑わいあふれる市街地づくりを進めていく必要があります。

#### 施策の基本方針

市街地の住環境を整え、暮らしやすさの利便性向上を図り、魅力あるまちづくりを推進することで、地域の活力と賑わいを取り戻し、住み続けられるまちの発展を目指します。

#### 【取組み内容】

- ・市民の日常生活の利便性の維持に係る都市機能を市街化区域へ誘導します。
- ・生活しやすい、訪れやすい市街地として新城駅周辺の整備を進めます。
- ・市街化区域内の狭い道路の拡幅整備を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
暮らす場の整備	58.0%	57.8%	58.0%
便利な市街地・中心街の整備(市街地・中心街の整備、区画整理事業の推進、駅周辺整備など)	30.8%	43.1%	45.0%
円滑な道路網の整備	62.0%	68.2%	75.0%

##### 成果(活動)指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
狭あい道路の整備率(石田・平井地区)	34.3%	73.0%	87.5%	91.5%	100.0%
居住誘導区域内の人口密度	37.9人/ha	-	-	-	37.9人/ha

#### 関連する主な計画等

- ・新都市都市計画マスタープラン
- ・新都市中心核のグランドデザイン2040
- ・新都市立地適正化計画
- ・新都市住生活基本計画

## 政策目標 1 経済と生活を支える都市基盤を整えます

### 施策 ② 道路網の整備を進めます

#### 考え方・背景

高齢化や生産年齢人口の減少が加速する中、道路交通の利便性向上と地域経済の発展を支え、持続可能なまちづくりを目指すためには、既存の道路を有効に使い、真に必要な道路を整備していく必要があります。

また、自然災害や交通事故から市民を守るための安全安心な道路整備を進めていく必要があります。

#### 施策の基本方針

道路利用者が、安心して快適な道路環境を確保できるよう、効率的・効果的な道路整備に努めます。

また、利便性の高い道路環境の創出による定住人口の確保、活発な産業・経済活動の展開及び地域間交流・連携の促進をするため、市内及び広域を結ぶ道路の整備・保全を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・広域的な交通ネットワーク構築のための道路整備及び安全安心な道路整備を進めます。
- ・豊橋新城スマートインターチェンジ(仮称)の整備促進と周辺地域活性化の取組みを進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
快適な生活道路の整備	50.9%	50.8%	52.0%

##### 成果(活動)指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市道の改良・舗装修繕及び交通安全施設整備の総延長	-	4.8km	4.8km	4.0km	4.0km
スマートインター事業の進捗率	-	25.0%	55.0%	75.0%	100.0%
スマートインターチェンジ周辺地域振興策の取組み	-	市場調査実施・基本計画作成	事業実施計画作成・取組推進	取組推進	取組推進

#### 関連する主な計画等

- ・地域再生計画「山と共に歩むまちしんしろ」活性化計画
- ・社会資本総合整備計画
- ・新都市舗装個別施設計画

## 政策目標 1 経済と生活を支える都市基盤を整えます

### 施策 ③ 市の活性化につながる公共交通網をつくります

#### 考え方・背景

本市と近隣市町村をつなぐＪＲ飯田線やバス路線の新豊線・田口新城線、名古屋市東部や長久手市をつなぐ新城名古屋藤が丘線、新城地区と作手地区をつなぐＳバス作手線は、市の公共交通ネットワークの主要路線に位置づけています。また、令和３年１０月には東京・大阪につながる高速バス路線が開通しました。

これらの路線は、市民の日常生活のみならず、市内外との交流人口の拡大に対応するための重要な公共交通網であり、主要路線網と地域路線網をスムーズに接続させることができれば、まち全体の活性化にもつながります。

主要路線の利用促進のためには、市内の公共交通主要拠点での乗り継ぎの利便性の確保や市内各所への交通アクセスの向上を図ることが必要です。

#### 施策の基本方針

鉄道駅や公共施設などへアクセスできる公共交通ネットワークの構築等により、利便性を確保します。

#### 【取組み内容】

- ・公共交通主要拠点を整備し、二次交通の検討を促進します。
- ・市内外や拠点間を結ぶ交通網を整備し、利便性の向上を図ります。
- ・運行事業者や沿線自治体等と連携して主要路線の魅力向上を図ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	35.5%	40.0%	45.1%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
田口新城線1日当たり輸送量(人)	21.3人	15人以上	15人以上	15人以上	15人以上
新城名古屋藤が丘線1日当たり輸送量(人)	10.6人	15人以上	15人以上	15人以上	15人以上
ＪＲ飯田線駅利用者数	762,185人	-	-	-	942,781人

#### 関連する主な計画等

- ・新城市地域公共交通計画

## 政策目標 2 緑でゆとりを生み出します

### 施策 ① 地球環境の保全に貢献します

#### 考え方・背景

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（平成25年）では、明治13年から平成24年までに世界平均気温は0.85度上昇し、その原因は温室効果ガスの排出等による人間活動の影響の可能性が極めて高いと公表しました。

平成27年12月には産業革命以前（明治33年）からの気温の上昇を2度以下とする全体目標を定めたパリ協定を世界中のすべての国と地域が採択し、日本でもパリ協定の目標達成に向けて、平成25年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する目標を定めました。

一方、近年は集中豪雨による災害や極端な気温上昇など地球温暖化による気候変動の影響と考えられる異常気象が見受けられるようになってきています。

このようなわたしたちの生活に多大に影響する課題に対して具体的な行動を促す「きっかけ」となる取組みが、持続可能な地域社会を維持していくためには求められています。

環境教育や啓発を通じて、市民、地域、事業者、市が協働し、豊かな自然環境や地域資源を、将来世代に引き継ぐための方策を推進していくことが必要です。

#### 施策の基本方針

地域の豊かな自然との共生を確保するとともに、持続可能でレジリエントな地域社会を目指し、地球にやさしい「環境負荷の少ない自立循環のまち」を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

#### 【取組み内容】

- ・環境に配慮したライフスタイルへの見直しを提案します。
- ・公共施設等への自然エネルギーの導入を進めます。
- ・環境に関する情報発信を定期的に行い活動の促進を図ります。
- ・豊かな自然環境を学ぶ機会を創出します。
- ・市民、団体、事業所、行政が協働して環境行動に取り組みます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学生を対象とした環境に関する講座等への参加延べ人数（平成25年度～）	4,878人	5,528人	6,148人	6,738人	7,308人
環境に関する講座等への参加延べ人数（平成25年度～）	1,049人	1,199人	1,349人	1,499人	1,649人

#### 関連する主な計画等

- ・新城市環境基本計画
- ・新城市環境行動計画
- ・新城市エネルギービジョン

## 政策目標 2 緑でゆとりを生み出します

### 施策 ② 持続可能な自立循環のまちをつくります

#### 考え方・背景

現代社会では大量生産、大量消費が行われるようになったことで、ものを大事に長く使うことから使い捨てへという生活スタイルへ変化し、ごみが減りにくい状況を生み出しています。

このため、市民、事業所、行政は、協働でごみの減量につながる取組みや資源再利用に関する意識の高揚を図り、持続可能な自立循環のまちを目指していくことが必要です。

#### 施策の基本方針

3R（①リデュース（排出抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））の優先順位を踏まえ、ごみ分別を徹底し、廃棄物の排出を抑制します。

また、ごみを資源として再生利用し、持続可能な社会への仕組みづくりに取り組みます。

一方で、人口減少を踏まえ、ごみ処理減量化施策を周辺町村と広域的に進めます。

#### 【取組み内容】

- ・市民、事業所、行政が協働でごみの減量や資源としての再生利用に努めます。
- ・ごみ減量等に係る意識の醸成を図ります。
- ・ごみの適正処理や施設の計画的な維持管理を行い、ごみ処理施設（ごみ焼却施設及び埋立処分場）の延命化を図ります。
- ・廃棄物処理経費の精査や公平な負担について検討し、費用の適正化を図るとともに、ごみ焼却施設の広域化・集約化に取り組みます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
ごみ・し尿処理への取組み	70.8%	74.1%	77.8%
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	568g/日	506g/日	502g/日	498g/日	495g/日
再生利用率	23.6%	23.7%	23.8%	23.9%	24.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市環境基本計画
- ・新城市地球温暖化防止実行計画
- ・新城市環境行動計画
- ・新城市ごみ処理基本計画
- ・新城市廃棄物処理施設長寿命化計画

## 政策目標 2 緑でゆとりを生み出します

### 施策 ③ 温室効果ガス削減を目指した取組みを進めます

#### 考え方・背景

政府は、平成28年に策定した地球温暖化対策計画を令和3年10月に改定し、日本の温室効果ガス排出量削減目標を平成25年度比で令和12年に26%削減から46%削減を目指すこと、また、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

こうした動きを受けて本市でも、市、市民、地域、事業者が協働で脱炭素社会の実現を目指した取組みを加速化していく必要があります。

#### 施策の基本方針

市の脱炭素施策に掲げる目標においても、国が目標とする数値を目指すとともに、温室効果ガスの排出量（平成25年度比）削減割合の引上げを検討していきます。

また、持続可能な社会を実現するため、再生可能エネルギーの有効利用の促進や、CO<sub>2</sub>の吸収源である森林の健全化を保持します。

#### 【取組み内容】

- ・エネルギー消費量の削減（省エネ）、消費電力の太陽光発電等による再生可能エネルギー化、熱・動力における再エネ化や電力への転換、バイオマスエネルギーの利用を促すことや、EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）等の環境配慮型自動車への転換を進めます。
- ・また、大量の炭素を固定している森林を健全化するため間伐等による適正管理や森林作業に必要な林道等の整備を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
温室効果ガス（二酸化炭素）排出量（平成25年度比での削減割合）	17.0%削減 (令和元年度対平成25年度比)	23.0%	26.0%	29.0%	32.0%
再生可能エネルギー導入量（電力使用量に対する再エネの比率）	33.0% (令和2年度)	41.0%	45.0%	49.0%	53.0%
年間の間伐実施面積（市事業分）	8ha	150ha	150ha	150ha	150ha

#### 関連する主な計画等

- ・新城市環境基本計画
- ・新城市環境行動計画
- ・新城市エネルギービジョン
- ・新城市森づくり基本計画
- ・新城市森林整備計画

## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 ① 持続可能な農業構造を実現します

#### 考え方・背景

都心部にはない田畑や森林等の豊かな自然環境や歴史、文化等の地域資源は、後世にわたり最大限に活用していくことが重要です。

過疎化や高齢化の進展により集落機能の低下や農村の活力低下が危惧されるとともに鳥獣被害により農業活動の継続が困難な状況になる中、新たな担い手の確保・育成と同時に、労働力の確保や農作業の省力・軽労化を図ることで、これまでよりも効率的で経済的な農業活動が求められています。

また、これまで独自に家族間等で継承されてきた農業技術を、後継者が不在の中でいかに新規就農者等へ継承するかという課題も表れています。

#### 施策の基本方針

農業の新たな担い手となる新規就農者などの多様な人材の確保・育成及び農業経営の法人化や経営継承を促すとともに、高齢化や人手不足を補うため、農作業の効率化・省力化が図られる農業用機械・施設の導入や、農作業のロボット化・自動化、農業生産基盤の整備など、持続的・自立的な農業経営に向けた支援をします。

#### 【取組み内容】

- ・農地の次世代への継承に努めます。
- ・農業経営の安定化や生産活動の推進を図り、多様な人材の参入を図ります。
- ・農業関係機関との連携による農産物のブランド化、販路拡大を進めるとともに、新たな高収益作物の生産に向けた研究をします。
- ・農作業の効率化を進める新技術の導入を支援します。
- ・鳥獣害対策を通して、農業の活性化とジビエの普及・振興を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規就農者延べ人数	53人	59人	62人	65人	68人
収益性の高い農産物の産地拡大 （夏秋トマト、いちご、ほうれんそう、酒米）	19.9ha	30.9ha	31.5ha	32.3ha	33.5ha

#### 関連する主な計画等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・新城市農業基本計画
- ・新城市担い手確保育成総合支援計画
- ・新城・北設広域鳥獣被害防止計画

## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 ② 林業・木材産業の活性化を進めます

#### 考え方・背景

平成31年3月、国会において「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、それに並行する形で「森林経営管理制度」が創設され、地方と都市が一丸となって森林と林業の再生を目指すことができる環境が整えられました。そのため、本市では、森林・林業基本法第6条に定められた地方公共団体の責務を果たすべく、自然環境を重視しながら、地域の森林を整備し健全化していく取組みを推進する必要があります。

#### 施策の基本方針

森林資源情報の共有をはじめ、ICTを活用したスマート林業を推進し、林道等の整備及び高性能林業機械の導入などにより、効率的・効果的な林業を目指します。

#### 【取組み内容】

- ・木材生産体制を強化します。
- ・効率的・効果的な作業環境を確保します。
- ・特用林産物の生産振興を推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の林道の開設延長の距離	1,798m	1,000m	1,000m	1,000m	1,000m

#### 関連する主な計画等

- ・新城市森づくり基本計画
- ・新城市森林整備計画

## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 ③ 計画的・戦略的な人工林の健全化を推進します

#### 考え方・背景

利益が得られないことで所有者の関心が薄れ、手入れ不足による森林の荒廃が林業の衰退とともに長年の問題となっています。これに対して森林整備の安定した財源を確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月には行政が森林所有者から森林の管理委託を受けることができる森林管理制度が開始されました。

この制度を活用し、森林所有者の合意をいただけた森林から経営、管理に向けた調査等を開始し、計画的に市域の森林整備に取り組みます。

#### 施策の基本方針

森林経営管理制度を活かし、市域の森林を経営ができるよう導き、継続的な人工林の健全化を実施します。

#### 【取組み内容】

- ・間伐を推進します。
- ・齢級構成の適正化に努めます。
- ・伐期の長期化を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の間伐実施面積（市事業分）	8ha	150ha	150ha	150ha	150ha

#### 関連する主な計画等

- ・新城市森づくり基本計画
- ・新城市森林整備計画

## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 4 林業従事者の確保・育成をします

#### 考え方・背景

木材価格の低迷から林業が衰退するのに合わせて、林業従事者は長期的に減少傾向で推移しており、高齢化も課題となっていました。現在年齢層の偏りはあまり見られなくなり、平成17年と平成27年の若年層の比較では、若年層が増えている傾向が見られます。

林業労働力の確保のためには人材育成や労働環境の改善等を行っていく必要があります。

#### 施策の基本方針

林業経営者の育成、林業に関わる起業を考えている個人・事業者の支援を行い、国や県の人材育成事業等を活用し、多様な林業技術を持つ人材の育成を行っていきます。

#### 【取組み内容】

- ・ 林業事業体の育成に努めます。
- ・ 起業等を支援します。
- ・ 林業技術者の育成に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内で起業した件数（林業）	-	1件	1件	1件	1件

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市森づくり基本計画
- ・ 新城市森林整備計画

## 政策目標 4 地域産業の振興で賑わいを創出します

### 施策 ① 企業誘致を進め、雇用を確保します

#### 考え方・背景

新東名高速道路開通による優位性やスマートインターチェンジ建設を見越した企業立地の促進に取り組む必要があります。

若者を対象とした魅力ある居住環境を備えた雇用の場をつくるため、市民と事業者、事業者相互が連携していくことを支援し新たな視点から地域産業を振興させるとともに、地域経済の活性化を図り、賑わいを生み出す必要があります。

#### 施策の基本方針

新東名高速道路新城インターチェンジを「山の湊 しんしろ」の新たな玄関口と位置づけ、優れた立地条件を活かし、新たな産業育成、企業立地に取り組み、地域経済の活性化と就業の場の確保、税収の増加を図ります。

また、立地企業の再投資を支援し、市内企業の流出防止及び雇用の拡大を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 企業立地、誘致に取り組みます。
- ・ 雇用をつくり出し、定住人口の増加に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
第 2 次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興	49.2%	57.5%	67.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
立地に関する奨励金対象認定事業者数	-	4 件	0 件	0 件	1 件
企業用地開発（1 箇所）	-	15.0%	30.0%	70.0%	100.0%

## 政策目標 4 地域産業の振興で賑わいを創出します

### 施策 ② がんばる中小企業を応援します

#### 考え方・背景

中小企業を取り巻く環境は少子高齢化に伴う労働力人口の減少、昨今の景気動向による労働需要の増加等を要因とした雇用人材不足が問題となっています。

また、中小企業経営者の高齢化、後継者不足による事業承継の問題などが顕著となっています。

さらに中小企業者は経営基盤や技術競争力、販路など大企業と比較すると様々な面で、今後、地域産業の継続とそれをいかに支えていくかが重要な課題となっています。

このような経済社会環境の著しい変化に迅速に対応する必要があることから、市民、事業者、商工団体、金融機関及び市がそれぞれ主体的に協力・連携し、地域の産業活動の理解を深めることが必要です。

#### 施策の基本方針

市民（消費者）、中小企業（商工業者）、商工団体、金融機関、行政が連携し商工業の活性化を支援する仕組みを構築し、円滑な事業承継を図ることができるよう努めます。

また、就職面接会、企業説明会・企業見学会などを開催して人材確保を支援し、既存産業の経営基盤の強化を図るとともに起業・創業・事業承継に向けた新たな支援制度の充実を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 中小企業の生産性向上が図れるよう支援します。
- ・ 小中学生、高校生に市内企業の魅力を伝えます。
- ・ 起業・創業を支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興	49.2%	57.5%	67.2%
第3次産業（サービス業）の振興	34.6%	42.9%	53.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中小企業を対象とした支援制度数	-	15 制度	15 制度	15 制度	15 制度

## 政策目標 4 地域産業の振興で賑わいを創出します

### 施策 ③ 地域資源を活かした観光戦略を進めます

#### 考え方・背景

農地や森林を活用した農業・林業体験の推進やアウトドアスポーツを中心としたスポーツツーリズムの推進や、豊富な自然・民俗・歴史等を地域観光資源ととらえ、資源を活かした観光戦略の推進により、交流人口の増加を図り、まちを活性化していくことで、再び訪れたい魅力あるまちとしての賑わいを生み出していきます。

#### 施策の基本方針

地域観光資源を有効に活用した農林業体験やスポーツツーリズム、地域が自ら地域の魅力を発信し企画する着地型観光を推進することにより、『つながる市民』の増加を図り、地域の賑わいや活力を増進させ、来訪者の滞在性や回遊性を高める観光戦略を推進するとともに、地域の稼ぐ仕組みを構築します。

地域観光資源を集客・交流・発着の拠点として有効に活用するため、施設等の充実と適正な維持管理、来訪者の利便性の向上に努めます。

訪問者の滞在時間が増えるよう、川や山などの地域資源、スポーツを組み合わせ「この地域で遊びや経験を積み、いかに満足してもらえるか」という視点で取り組みます。

#### 【取り組み内容】

- ・ スポーツや体験型観光、豊富な自然環境を活かした持続可能な観光戦略に取り組みます。
- ・ 着地型観光に関わる市民・団体の増加に努めます。
- ・ 本市の魅力を広くPRし来訪者を増やすとともに、地域経済の活性化につなげます。
- ・ 鉄道駅や観光施設などを結ぶ二次交通について検討を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第3次産業（サービス業）の振興	34.6%	42.9%	53.2%
賑わいの創出と交流人口対策	45.8%	43.7%	48.0%
市の宣伝・情報提供の充実	42.0%	44.4%	46.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観光入込客数	248万人	300万人	300万人	330万人	335万人
地域ガイドに関わる団体数	-	1団体	2団体	3団体	5団体

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市観光基本計画

## 政策目標 5 交流によるダイナミズムを成長に変えます

### 施策 ① 地域産業振興政策を進めます

#### 考え方・背景

消費者ニーズは多様化し、消費者行動も広域化する中、地域を支える産業においては少子高齢化による担い手不足や後継者不足が問題となっています。

こうした社会構造の変化による影響を受ける中、地域産業を自律的、また持続的に生み出していく環境をつくることが求められています。

#### 施策の基本方針

本市の自然的・社会的・経済的諸条件を活用しながら、市民・事業所と協働し、地域産業のあり方や、その振興を図るための施策推進、雇用創出、地域活性化に向けた体制の整備など、地域産業の振興を推進します。

地域資源の現状を把握・分析し、この地域に相応しい新城らしさを活かした産業振興の仕組みの構築を検討します。

#### 【取組み内容】

- ・市民、事業者等の意見を反映しながら、地域産業の振興施策を推進します。
- ・新城製品の新たな販路と市場を開拓します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%
第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興	49.2%	57.5%	67.2%
第3次産業（サービス業）の振興	34.6%	42.9%	53.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アンテナショップ山PORT新城出展事業者数	11者	12者	13者	13者	14者
起業・創業者数	0人	13人	13人	13人	13人



# 行政経営の方針

---

## 「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、 施策を達成するための行政経営の方針

**目標1** 将来に責任を持つ行財政運営をします

**目標2** 挑戦できる組織にします

**目標3** 公共私を支える人材となります

**目標4** 情報技術でひと・ちいき・まちを  
つなげます

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ① 将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行います

#### 考え方・背景

市民が安全安心な生活と真に豊かさを感じられる地域社会を実現するためには、将来にわたって安定した財政基盤を確立することが必要です。

このため、無駄や非効率を徹底的に排除するとともに、積極的に自主財源の確保に努め、今後とも健全で持続可能な財政運営を行います。

#### 施策の基本方針

人口減少による税収減、老朽化した公共施設等の維持管理に係る財政負担の増大などのリスク要因が存在することから、それらを自律的にコントロールし、健全で持続可能な行財政運営を行うため、「新城市中期財政計画」などに基づく取組みを進めます。

#### 【取組み内容】

- ・ふるさと納税のPRや市税等の徴収率向上により、歳入の確保に努めます。
- ・将来のリスクへの備えとして財政調整基金等への積立や取崩しの抑制に努めます。
- ・窓口業務や施設管理業務等の効率化など歳出削減を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
行財政運営	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
将来負担比率	51.6%	50.0%以下	50.0%以下	50.0%以下	50.0%以下
財政調整基金及び減債基金残高	-	29億円	29億円	29億円	29億円

#### 関連する主な計画等

- ・新城市中期財政計画
- ・新城市公共施設等総合管理計画

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ② 公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます

#### 考え方・背景

合併前の旧市町村はそれぞれ多くの公共施設を整備してきましたが、中には目的が重複しているもの、社会環境の変化により利用率が低下しているものがあり、配置の見直しが必要です。

また、現状の規模のまま公共施設を保有した場合、建築物系施設の修繕・改修・建替えに必要な費用は、令和28年度まで1年度当たりの平均で28.1億円と推計されています。

その他、多額の維持管理費用も発生し、今後も厳しい財政状況が予測される中、効率的な管理が求められています。

これらの課題に対応するため、平成29年度から令和28年度までの30年間を目標期間とし、建築物系施設の延床面積の30%縮減、維持管理及び更新費用の30%縮減を目指します。

#### 施策の基本方針

「公共施設の安全安心を確保すること」「市民に必要なサービスを適切かつ持続可能な形で提供すること」を目指すべき姿とし、既存ストックの縮減、長寿命化、有効活用を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・公共施設の再編による総量圧縮と機能の向上に努めます。
- ・公共施設に係るコストの縮減を図ります。
- ・公共施設の有効活用に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
公共施設の適正配置	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
建築物系施設延床面積の縮減率	2.0%	-	-	-	10.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市公共施設等総合管理計画
- ・新都市公共施設個別施設計画

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ③ 市民にわかりやすい行政評価を進めます

#### 考え方・背景

経営資源が限られていく中、将来にわたって行政サービスを提供していくためには、事業の優先度を明確にするとともに、各事業の成果を評価・検証し、行政運営を進める必要があります。

効果的な運営のためには、各事業をP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルでマネジメントするとともに、市民の視点を反映し透明性の高い行政運営が必要です。

#### 施策の基本方針

事業を体系化し、評価の基準となる成果目標や成果指標の設定と公表を行います。指標ごとに分析評価を行い、以後の方針を打ち出します。

#### 【取組み内容】

- ・市民視点を取り入れた行政評価に取り組みます。
- ・施策や事業の見直し・廃止に取り組みます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
行財政運営	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事務事業評価方法の見直し	-	評価方法の検討	評価方法の試行	検証	事務事業評価の公表

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ④ 産学官連携等による共同事務を促進します

#### 考え方・背景

市の単独では実施が困難であった事業を、自治体間にとどまらず、大学や企業等と連携し進めていきます。

また、東三河8市町村を構成団体とした東三河広域連合と連携した事務に取り組み、東三河全体の振興に資する広域行政を展開していきます。

#### 施策の基本方針

本市が大学や企業等と締結している協定に基づき、市が抱える課題解決などに取り組みます。また、東三河8市町村が連携することにより効率的な事業展開に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・ 様々な分野にわたり、地域課題の解決やより良い市民サービスの提供に向けて、大学や民間企業等との相互連携を進めます。
- ・ 広域的な取組みにより効率化が図られる事業の検討を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
広域連携への取組み	62.3%	66.6%	71.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
産学官連携等による包括連携協定に基づく年間新規事業実施数	-	1件	1件	1件	1件

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ⑤ 市民自治を根づかせます

#### 考え方・背景

「市民主役」・「参加協働」・「情報共有」を基本原則とする新城市自治基本条例に基づき、世代のりレーができるまちを協働して築くため、市政への市民参加の機会を設けています。

また、地域組織の活動の持続可能性を高めることが、地域住民と行政の双方にとって重要な課題となっています。地域組織における課題の解決のサポートなど、地域組織との関係性についても行政側の改革が必要となっています。

#### 施策の基本方針

市民自治社会の実現に向け、身近な地域課題を地域自ら考え、地域の創意を結集して課題に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・市民が主役のまちづくりを一層進めます。
- ・地域のつながりを強化し様々な市民の参加の機会を提供します。
- ・地域組織の自立を支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域計画推進体制づくり（地域数）	-	3	6	8	10

## 目標 2 挑戦できる組織にします

### 施策 ① 市民ニーズに即応できる組織づくりを行います

#### 考え方・背景

少子高齢化を要因に、社会福祉をはじめとする行政サービスは大幅に改革が必要となるとともに、行政に従事する労働力の確保も難しくなることが予想されます。

こうした社会情勢を考慮し、行政の効率化を図るためのアウトソーシングやICTを活用した取組みを進めるとともに、市民が安心して生活を送ることのできる組織・体制づくりを行っていく必要があります。

#### 施策の基本方針

市民ニーズを常にリサーチし、早急に対処できる組織運営を目指します。

また、人口減少や少子高齢化、社会保障不安、大災害リスクなど、本市が今後対応すべき課題に早急に対処できるような組織づくりを実施するとともに、職員自らが考える業務改善に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・市民に身近な行政となるよう様々な方法で市民ニーズを把握します。
- ・市民意見、相談、提案などを組織全体で共有する仕組みをつくります。
- ・必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを結成します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
行財政運営	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
業務改善につながる職員提案件数	4件	8件	8件	8件	8件

## 目標 3 公共私を支える人材となります

### 施策 ① 市民価値を高めることのできる職員を育てます

#### 考え方・背景

市職員は、市民の安全安心のために働いていることを意識しなければなりません。そのため、常に問題意識を持って仕事に取り組める人材・組織をつくり上げることが必要です。

また、職員がモチベーションを高く維持できるための働き方改革や、職員が積極的に研修に参加し広い見識や高い能力を身につける人材育成を進める必要があります。

#### 施策の基本方針

人材確保・育成においては、資質の優れた職員を確保できるような試験制度を確立するとともに、『市民価値を高めることのできる職員』を育成するための研修制度を充実させます。

また、職員のやる気や能力が活かされる職場環境をつくとともに、様々な休暇制度を利用しやすい環境を整えることで心身ともに健全に勤務ができる環境をつくります。

コミュニケーション能力の向上、プロ意識・コスト意識・当事者意識の向上、長期的な広い視野で物事を判断する能力の向上、市民が求めるものを行政サービスに反映していく能力の向上を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・個性や意欲を重視した職員採用を進め、優秀な人材を確保します。
- ・各種の職員研修を開催することで、行政運営能力の向上を目指し、自ら考えることのできる職員を育てます。
- ・地域や住民とのつながりを持てる職員を育てます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
窓口サービスの対応	78.1%	82.2%	85.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修受講対象者に対する受講修了者の割合	91.7%	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市人材育成基本方針

## 目標 3 公共私を支える人材となります

### 施策 ② 能力に応じた適正評価等を進めます

#### 考え方・背景

最善な市民サービスを提供するためには、職員の能力を適正に評価し、高いモチベーションを維持する必要があります。

また、厳しい財政運営も考慮しながら適正な定員管理に努めるとともに、時代や市民ニーズに合った組織の見直し、職員配置を進めます。

#### 施策の基本方針

職員が、成果に応じ適正に評価される人事評価制度を確立し、昇任等に適正に反映させていきます。

職員の能力開発にとって職場環境は重要な要素であることから、人材を育成する職場風土をつくるための管理職の意識改革に努めるとともに、組織目標の明確化や職員提案制度の充実、また、健康管理や勤務体制の弾力化等にも取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・人事評価制度により、昇任や給与制度との連動を図ります。
- ・働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ・時代や市民ニーズに合った職員配置を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
窓口サービスの対応	78.1%	82.2%	85.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人事評価結果の勤勉手当等への反映	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員適正化計画の達成度	97.4%	98.0%	98.0%	99.0%	99.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市第 5 次定員適正化計画

## 目標 4 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

### 施策 ① わかりやすい情報発信と市民意見・ニーズの把握に努めます

#### 考え方・背景

幅広い市民ニーズを把握し市政運営への参考とするため、ふれあいトーク、窓口へのご意見箱設置、市長へのEメール、地域意見交換会、パブリックコメント等を活用し意見を集めます。また、庁内に向けた情報発信の方法についても情報共有が図られるよう、情報にあった周知の方法を検討する必要があります。

#### 施策の基本方針

市民と市長が直接コミュニケーションを図る機会を創出します。また、日々の業務や地域活動の中から市民ニーズをとらえる能力を育てます。また職員は、チームしんしろの一員として職員間の情報共有に努め、情報発信方法を検討します。

#### 【取組み内容】

- ・地域別・年代別等の市民ニーズを把握します。
- ・情報を市民にフィードバックする仕組みづくりを整備します。
- ・日々の業務や地域活動の中から市民ニーズをとらえる能力を育てます。
- ・市民ナビゲーターや市民編集委員など市民目線による情報発信に努めます。
- ・外国人住民がいつでも手軽に市政情報を入手することができるよう情報発信の充実を図ります。
- ・市政情報を的確かつスピーディに提供するため各種媒体の特性を考慮しながら提供します。
- ・市長自らが地域に出向き、市民一人ひとりの声を聞きます。
- ・紙、SNSなど年代や生活スタイルに応じて情報入手の方法を選択できるよう伝達手段を構築します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市の広報・広聴の充実	69.3%	74.6%	80.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民満足度調査の有効回収率	33.9%	-	-	-	40.0%
市民編集委員による広報紙の特集記事	2回	4回	4回	4回	4回
ふれあいトーク開催回数	-	10回	11回	12回	14回
新城市公式SNSのフォロワー数	-	11,600	13,700	15,800	17,900

## 目標 4 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

### 施策 ② デジタルトランスフォーメーションを推進し、 行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組めます

#### 考え方・背景

近年、AI（人工知能）やデジタル技術が急速に発展するとともに、ICT（情報通信技術）も飛躍的に発展しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに行政機関における各種手続等でのデジタル化が遅れていることが浮き彫りになり、デジタル技術を活用した事務の効率化と市民サービスの向上が強く求められています。

#### 施策の基本方針

誰ひとり取り残さないデジタル化の実現に向けて、市民サービスをはじめとした様々な分野での行政のあり方を見直します。

また、令和4年10月策定の新都市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に掲げる将来ビジョン「デジタルの活用により市民生活に変革をもたらす持続可能な地域社会を実現」に向けて取り組んでいきます。

#### 【取り組み内容】

- ・行政手続のオンライン化など市民生活の向上に取り組めます。
- ・テレワークによる多様な働き方の推進や自治体情報システムの標準化、最適化など、新たな価値創造に取り組めます。
- ・情報セキュリティ対策を徹底することで、安全安心な環境整備を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市の広報・広聴の充実	69.3%	74.6%	80.3%
地域情報化への取り組み	73.2%	70.0%	73.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オンライン化検討対象となる行政手続のオンライン化率	-	-	-	-	40.0%
職員のテレワーク利用環境整備による総務部門、企画部門職員のテレワーク率	-	-	-	-	30.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画
- ・新都市行政改革推進計画



# 資料編

---

## 1 諮問書

### 諮 問 書

新企 3・1・1

令和4年4月19日

新城市総合計画審議会  
会長 鈴木 誠 様

新城市長 下 江 洋 行

新城市総合計画審議会条例第2条に基づき、次の事項について貴審議会からご意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

### 記

#### 諮問事項

第2次新城市総合計画中期基本計画に関する事項

#### 1 諮問理由

本市では、令和元年度から令和12年度を計画期間とする第2次新城市総合計画に基づき、「つながる力 豊かさ開拓 山の奏しんしろ」を将来の都市像に掲げ、その実現に向けて、各種施策・事業に取り組んでまいりました。

この第2次新城市総合計画の前期基本計画が令和4年度をもって終了することから、少子高齢化に伴う人口構造の変化や、情報技術の進展をはじめとした社会情勢の急激な変化など、市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、基本構想に掲げた将来の都市像を実現していくため、新たな4年間の第2次新城市総合計画中期基本計画の策定について諮問するものです。

#### 2 答申を希望する時期

令和4年12月予定

## 2 答申書

### 答 申 書

令和5年3月1日

新城市長 下江洋行 様

新城市総合計画審議会  
会長 鈴木 誠

#### 第2次新城市総合計画中期基本計画について（答申）

令和4年4月19日付け新企3・1・1で諮問のありました「第2次新城市総合計画中期基本計画に関する事項」について、当審議会において慎重に審議し、別添の第2次新城市総合計画中期基本計画（案）のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたり、留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

#### 記

- 1 中期基本計画における4年間にも社会情勢の急激な変化が想定されるため、市をとりまく変化を的確に把握し、柔軟な対応ができるよう努められたい。
- 2 必要な情報提供・情報共有を行い、市民のまちづくりへの参加を積極的に支援されたい。
- 3 引き続き、「人のつながり」への視点を重視し、交流人口や関係人口となる「つながる市民」とともに、まちづくりに努められたい。

### 3 新城市総合計画審議会委員名簿

	機 関 名	役 職	氏 名
市教育委員会の委員	新城市教育委員会	教育委員	安形 茂樹 (任期：令和4年4月19日 ～令和4年11月28日)
	新城市教育委員会	教育委員	青山 芳子 (任期：令和4年11月29日 ～令和5年3月31日)
市農業委員会の委員	新城市農業委員会	会長	河合 勝正
市内の各種団体の代表者	新城市女性人材バンク登録者	-	生田 智美
	新城金融協会	会長	大久保 和利
	新城市観光協会	事務局長	小長井 直樹
	愛知東農業協同組合	営農部長	齋藤 雅彦
	新城森林組合	総務課長	白井 漸
	若者議会連盟	-	鈴木 孝浩
	新城市市民自治会議	会長	鈴木 誠
	株式会社 CBC クリエイション	営業企画部長	出口 幸宏
	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	会長	前澤 このみ
	新城労務対策協議会	会長	榎田 典宏
学識経験を有する者	愛知大学	地域政策学部教授	菊地 裕幸
	愛知大学	地域政策学部教授	鈴木 誠
市内に住所を有する者	-	-	八木 憲一郎

## 4 新城市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第18号

改正 平成24年12月20日条例第37号

平成27年3月31日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項及び進捗について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

3 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が選任する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市教育委員会の委員

(2) 市農業委員会の委員

(3) 市内の各種団体の代表者

(4) 学識経験を有する者

(5) 市内に住所を有する者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、審議会の推薦により市長が委嘱する。

3 顧問は、審議会に出席し意見を述べることができる。

4 顧問は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(幹事及び調査員)

第8条 審議会に調査又は審議を補助するため幹事及び調査員を置くことができる。

2 幹事及び調査員は、市の職員その他適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後において最初に第4条第1項の規定により委員に委嘱された者に係る任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、1年とする。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年3月31日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 5 第2次新城市総合計画策定本部委員名簿

区 分	役 職	氏 名
本部長	副市長	建部 圭一
副本部長	企画部長	西村 仁志
委員	総務部長	小林 義明
	市民環境部長	佐々木 敏宏
	健康福祉部長	城所 克巳
	産業振興部長	金田 明浩
	建設部長	天野 充泰
	上下水道部長	櫻本 泰朗
	経営管理部長	柴田 和幸
	消防長	田中 広治
	教育部長	鈴木 隆司
	議会事務局長	田中 秀典
	監査委員事務局長	坂野 公彦
	鳳来総合支所長	松井 康浩
	作手総合支所長	加藤 勝彦

## 6 第2次新城市総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第2次新城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定のため、第2次新城市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の原案の調整及び決定
- (2) 総合計画策定に関する重要事項の決定

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は副市長、副本部長は企画部長、委員は市長が命じた職員とする。

(本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

2 本部会は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(専門部会の設置)

第6条 本部会の補助機関として、専門部会を設置する。

2 専門部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想、基本計画等の原案作成
- (2) 総合計画策定に関する必要事項の調査及び検討
- (3) 総合計画の評価検証

3 専門部会は、市長が命じた職員で、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

(専門部会の会議)

第7条 専門部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 7 総合計画策定経緯

### ○ 市議会

総合政策特別委員会	令和4年4月15日(金)	審議会委員及びスケジュール(案)の説明
総合政策特別委員会	令和4年10月26日(水)	中期基本計画(案)説明
総合政策特別委員会	令和4年12月26日(月)	中期基本計画(案)説明

### ○ 審議会

第1回	令和4年4月19日(火)	委員委嘱 会長・副会長選任 スケジュール(案) 市民満足度調査結果報告
第2回	令和4年6月7日(火)	前期基本計画進捗状況審議 中期基本計画構成(案)審議
第3回	令和4年10月28日(金)	中期基本計画(案)審議

### ○ 策定本部会議

第1回	令和4年6月28日(火)	中期基本計画策定進捗状況 中期基本計画構成(案)説明
第2回	令和4年9月28日(水)	中期基本計画(案)審議
第3回	令和4年11月8日(火)	中期基本計画(案)審議
第4回	令和5年2月6日(月)	中期基本計画について報告

## 8 用語集

用語	説明
<b>あ行</b>	
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術) の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。
アウトソーシング	業務の一部を外部へ委託すること。外部委託と呼ぶこともある。
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人や自らSOSを出せない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報提供や支援を行うこと。
インターンシップ	学生に一定期間就業体験の機会を提供し、職場体験ができる制度のこと。
AI	Artificial Intelligence の略で、人間が行う高度・知的な作業や判断を、コンピューターを中心とする人工的なシステムによって行い、より精度の高い学習ができるように開発された人工知能のこと。
SNS	Social Networking Service の略でインターネットを介して社会的つながりを提供するサービスのこと。情報の発信・共有・拡散といった機能に重点が置かれている。
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な 17 の開発目標) の略。平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連で採択され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むため、平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの国際社会の目標のこと。
エンゲージメント	職員の会社に対する「愛着心」や「思い入れ」のこと。「個人と組織が一体となり、両方の成長に貢献しあう関係」のことも表す。
大型カルバート	盛土の下部を横断し、内空に 2 車線以上の道路を有する程度の規模の構造物 (本市策定の「新城市大型カルバート個別施設計画」における「大型カルバート」とは、人や車の通行を目的としたトンネルとして使用している) のこと。
<b>か行</b>	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は 2050 年までに温室効果ガスを実質ゼロにする目標を立てている。
狭あい道路	主に幅員 4 メートル未満の道路で一般の交通の用に供している道路のこと。
居住誘導区域	都市再生を図るため、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のこと。

用語	説明
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
公共私	公的機関による「公助」、地域コミュニケーションや市民活動団体などによる助け合いの「共助」、自分の事は自身で対応する「自助」のこと。
合計特殊出生率	「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性が、その年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する人数のこと。
合理的配慮	障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保証されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
コーホート要因法	ある年、あるいは、ある期間に出生した人たちの人口の変化をとらえ、将来の人口を予測する手法のこと。コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、コーホート要因法は、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」について将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。
こども園	正式名称は認定こども園。教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の長所を併せ持っている施設のこと。
こども家庭センター	児童福祉法が改正され令和6年4月から全市区町村に「こども家庭センター」設置が努力義務となった。こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、児童福祉と母子保健が一体的に支援を行う機関（施設）のこと。
コミュニティソーシャルワーカー	地域において支援を必要とする人に対して安全確認や見守り、生活課題の発見、相談などに関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案する専門職のこと。支援を必要とする人は高齢者以外にも生活困窮者や児童など幅広い層が対象となる。
<b>さ行</b>	
ジオツアー	自然の地質や地形を見て、感じて、体験することで大地の成り立ちや歴史を学ぶツアーのこと。ジオとは地球や大地のこと。
重層的支援体制整備	子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。
住宅セーフティネット	民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する制度のこと。登録された住宅（登録住宅）には、一定条件を満たすと改修費等への経済的支援や、要配慮者の方々への居住支援等が受けられる場合がある。

用語	説明
新都市人口ビジョン	新都市における人口の現状分析を行い、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析や考察から、人口減少問題について市民の認識共有を図ること、また、目指すべき将来の方向を提示することを目的として策定した計画のこと。
森林環境税、森林環境譲与税	森林環境税は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が徴収する税金のこと。森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている税金のこと。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。
森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は都道府県が公表する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度のこと。
スポーツツーリズム	スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加を目的とした観光旅行のこと。スポーツ（Sports）と観光（Tourism）を融合した造語。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線上またはサービスエリアやパーキングエリアなどの既存施設に設置されているETC専用の簡易型インターチェンジのこと。
<b>た行</b>	
第1次救急医療	軽傷かつ緊急性が低く、入院治療が必要のない患者へ提供される救急医療のこと。休日・夜間診療所や在宅当番医により、提供される。
ダイナミズム	そのものが持つ力強さ、迫力のこと。
ダイバーシティ社会	ダイバーシティ（diversity）は「多様性」を意味し、ダイバーシティ社会とは、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。
ダウンサイジング	コスト削減や開発効率の改善を目的として機能やシステムなどの性能を保ったまま、縮小、小型化、小規模化すること。
男女共同参画社会	男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

用語	説明
適応指導教室	不登校の児童・生徒に体験活動、学習活動、教育相談等を通して、心の居場所づくりを支援する場所のこと。
デジタル田園都市国家構想	デジタル技術を活用することで、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」実現し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す国の方針のこと。
デジタルトランスフォーメーション（DX）	最新のデジタル技術を駆使した、デジタル時代に対応するための変革のこと。将来にわたり持続可能な地域社会や市民サービス水準の維持、向上を実現するため、業務のデジタル化を実施するのみではなく、デジタル化に合わせて制度、組織全体のあり方の変革を目指している。
テレワーク	勤労形態の一種で情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。
特産林産物	山林から生産される産物のうち木材以外のきのこ類、木炭、竹、桐などの産物のこと。
共育（ともいく）	新都市の教育理念で、子どもを軸にその未来を考え、学校を拠点に、学校・家庭・地域の老若男女が地域総ぐるみで、ふるさと新城の「自然・人・歴史文化の三宝」を活かし、「共に過ごし、共に学び、共に育つ」、「感動・創造・貢献の活動」を創り出すこと。
<b>な行</b>	
二次交通	複数の交通機関等に使用する場合の、2種類目の交通機関のこと。
二地域居住	都会に暮らす人が、週末や一定期間を農山漁村で暮らすこと。
ニューキャッスル・アライアンス	世界の「新しい城」という同じ名前の都市が同盟を結んで、話し合いや交流を行う国際連携のこと。
<b>は行</b>	
バイオマスエネルギー	バイオマスとは、動植物に由来する有機性資源をいい、このバイオマスを原料として得られるエネルギーのこと。
はつらつ世代	65歳以上の高齢者のうち、健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したいという意思を持たれる方を総称する新都市の造語のこと。
ハラスメント	人を困らせること。いやがらせのこと。
バリアフリー化	高齢者や障がいのある方が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方のこと。
パリ協定	平成27年（2015年）にフランス・パリで採択された国際機構条約で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2度未満に抑え、1.5度未満を目指すことを目的とする条約のこと。世界約200か国が合意して成立した。

用語	説明
PHV	Plug-in Hybrid Vehicle (プラグインハイブリットビークル) の略で、ハイブリット自動車に電気自動車のような外部充電機能を付けた省エネに取り組んだ車のこと。
東三河広域連合	「東三河はひとつ」を合言葉に、平成 27 年東三河 8 市町村が連携し発足した特別地方公共団体のこと。構成市町村の自主・自立を尊重しつつ共通の理念と目的を掲げ、広域的な地域づくりを推進するための組織。
プライマリーバランス	社会保障や公共事業をはじめ、様々な行政サービスを提供するための経費を、税収等で賄えているかどうかを示す指標であり、国や地方公共団体の基礎的財政収支のことをいう。ここでは地方債を地方税で賄うことができているかを表している。
ふれあいトーク	身近なまちづくり施策に「市民皆さんの声」を収集し課題を共有するため、市長が地域へ出向き直接対話する取組みのこと。
<b>ま行</b>	
マニフェスト	国政選挙では政党が、地方選挙では候補者が政権獲得後に実施する政策を具体的に挙げ、実施時期と予算措置について明確に有権者に提示した文書のこと。
マネジメントサイクル	目標達成に向けて業務を効率的に進めるためのシステムのこと。
めざせ明日のまちづくり事業補助金	新城市が設定している、市民が主役のまちづくりの推進と地域の課題の解決を図るため、市民が自主的に行うまちづくり事業を支援するための補助金のこと。
メンタルヘルス	精神(的)健康、心の健康のこと。精神疾患からの回復だけではなく、社会・職場・家庭等の環境に適応できているか、いきいきと仕事ができているかといった意味合いも含む。
<b>や行</b>	
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもを指す。
<b>ら行</b>	
齢級	樹木の年齢を林齢と言い、林齢を 5 年単位でくくり、森林の年齢を表現した単位のこと。森林に苗木を植えた年を 1 年生として、1～5 年生を「1 齢級」と数える。6～10 年生を「2 齢級」、11～15 年生を「3 齢級」のように表す。
レジリエント	復元力、回復力のこと。災害や予期せぬ事態など問題が発生したときに、柔軟に対処してすぐに立ち直ることができること。

用語	説明
<b>わ行</b>	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現された状態のこと。
ワーケーション	Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語のこと。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。
若者総合政策	平成 27 年 4 月 1 日に施行された新城市若者条例第 8 条に基づき、若者の思いや意見を形にし「若者が活躍でき、市民全員が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまち」を実現するための政策のこと。

第2次新城市総合計画 中期基本計画  
令和5年3月

○発行 新城市

○編集 企画部 企画政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船 115 番地

TEL：0536-23-1111（代表）

FAX：0536-23-2002

URL：[www.city.shinshiro.lg.jp](http://www.city.shinshiro.lg.jp)







令和5年3月24日

## 新城市中期財政計画の策定について

第2次新城市総合計画中期基本計画に合わせ、実効性を伴った具体的な財政運営の基準（ガイドライン）を示すとともに、この基準を確実に遵守し、将来にわたる財政運営の持続性を高めるための中期収支見込みにより、中期的な視点に立った財政運営を行っていくため、別添のとおり新城市中期財政計画を策定しました。

### 【問合せ先】

総務部財政課      課長：佐藤 担当：山本

電話：0536-23-7616

FAX：0536-23-2002

Eメール：[zaisei@city.shinshiro.lg.jp](mailto:zaisei@city.shinshiro.lg.jp)

# 新城市中期財政計画（概要版）

## 策定の背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、エネルギー・食料品等の物価高騰が加わり、市民の日常生活や市内経済に様々な影響が現れている。
- また、人口減少による市税の減収や老朽化した公共施設に係る維持管理費用の増加など、従来からの課題も山積しており、持続可能な行財政運営を意識し、長期的な視野からより踏み込んだ対応策をとることが急務である。
- このような厳しい社会・経済情勢の中であっても、本市のめざす将来像“つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ”の実現に向けて、「第2次新城市総合計画中期基本計画」に位置付けた諸事業を着実に推進していくことが求められている。



市民サービスを低下させることなく第2次総合計画中期基本計画に位置付けた諸事業を推進するためには、本市の財政運営上の実質的な姿を直視し、将来負担の圧縮を図り、中期的視点に立った持続可能な地域づくりに邁進できる財政構造に転換を図る必要がある。

## 策定の目的

実効性を伴った具体的な財政運営の基準（ガイドライン）を示すとともに、この基準を確実に遵守し、将来にわたる財政運営の持続性を高めるための中期収支見込みにより、中期的な視点に立った財政運営を行っていくための指針とする。

## 財政運営ガイドラインの設定項目

財政調整基金等の残高	地方債残高（地方債発行額の抑制）
<ul style="list-style-type: none"><li>・積立基準：<ul style="list-style-type: none"><li>①決算剰余金のうち2分の1以上を積み立てる</li><li>②不動産売却収入・財産貸付収入の積立</li></ul></li><li>・目標額：標準財政規模の20% 30億円（財政調整基金と減債基金の計）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方交付税措置以外の部分におけるプライマリーバランスの黒字確保（臨時財政対策債・合併特例債以外に適用）</li><li>・チェック指標：将来負担比率<ul style="list-style-type: none"><li>①中期目標値：25%（H27水準）</li><li>②年次目標値：前年度数値を上回らない</li></ul></li></ul>

## 財政見通し（R5～8）

- ☆中期収支見込み
- ☆普通建設事業費の計上事業



毎年決算を反映させ、9月末に更新  
次年度当初予算編成の指針、財政運営ガイドラインのチェック・分析

# 新城市中期財政計画

(令和5年度～令和8年度)

令和5年3月

愛知県新城市

# 目次

I	計画の概要	
1	計画策定の目的・役割	1
2	基本的事項	
(1)	計画期間	1
(2)	財政見通し	1
(3)	会計単位	1
II	財政の状況	
1	歳入の推移	
(1)	市税	2
(2)	地方交付税	3
(3)	地方債（市債借入額）	3
2	歳出の推移	
(1)	義務的経費（人件費・扶助費・公債費）	4
(2)	投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）	5
3	収支の状況	5
4	基金残高の状況	6
5	地方債残高の状況	6
6	健全化判断比率等の推移	
(1)	経常収支比率	8
(2)	将来負担比率	8
III	財政運営ガイドライン	
1	財政調整基金等の残高	
(1)	財政調整基金積立基準	9
(2)	目標値の設定	9
2	地方債発行額の抑制	
(1)	地方債発行基準	10
(2)	チェック指標の設定	11
IV	財政見通し（令和5年度～令和8年度）	
1	推計方法	
(1)	歳入	12
(2)	歳出	13
2	中期収支見込み	
(1)	歳入	14
(2)	歳出	15
3	普通建設事業費の計上事業	16
V	今後の取組	17

## I 計画の概要

### 1 計画策定の目的・役割

我が国においては、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを2類相当から5類へと引き下げることにより、国内での感染確認から3年余を経て、社会正常化への大きな転機を迎えることとなります。一方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、エネルギー・食料品等の物価高騰が加わり、市民の日常生活や市内経済に様々な影響が現れています。また、人口減少による市税の減収や老朽化した公共施設に係る維持管理費用の増加など、従来からの課題も山積しており、持続可能な行財政運営を意識し、長期的な視野からより踏み込んだ対応策をとることが急務です。

このような厳しい社会・経済情勢の中であっても、本市のめざす将来像“つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ”の実現に向けて、「第2次新城市総合計画中期基本計画」に位置付けた諸事業を着実に推進していくことが求められています。

これらを踏まえ、市民サービスを低下させることなく「第2次新城市総合計画中期基本計画」に位置付けた諸事業を推進するためには、本市の財政運営上の実質的な姿を直視し、将来負担の圧縮を図り、中期的視点に立った持続可能な地域づくりに邁進できる財政構造に転換を図る必要があります。

そのため、本計画では、実効性を伴った具体的な財政運営の基準（ガイドライン）を示すとともに、この基準を確実に遵守し、将来にわたる財政運営の持続性を高めるための中期収支見込みにより、中期的な視点に立った財政運営を行っていくための指針とするものです。

### 2 基本的事項

#### (1) 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

#### (2) 財政見直し

財政見直しは、策定時点における一定の前提条件の下に推計したものであるため、各年度の決算状況や社会情勢の変化など、将来の財政運営に影響を与える要素を予測できる範囲で勘案し、毎年度、見直しを行います。

#### (3) 会計単位

計画の会計単位は、一般会計とします。

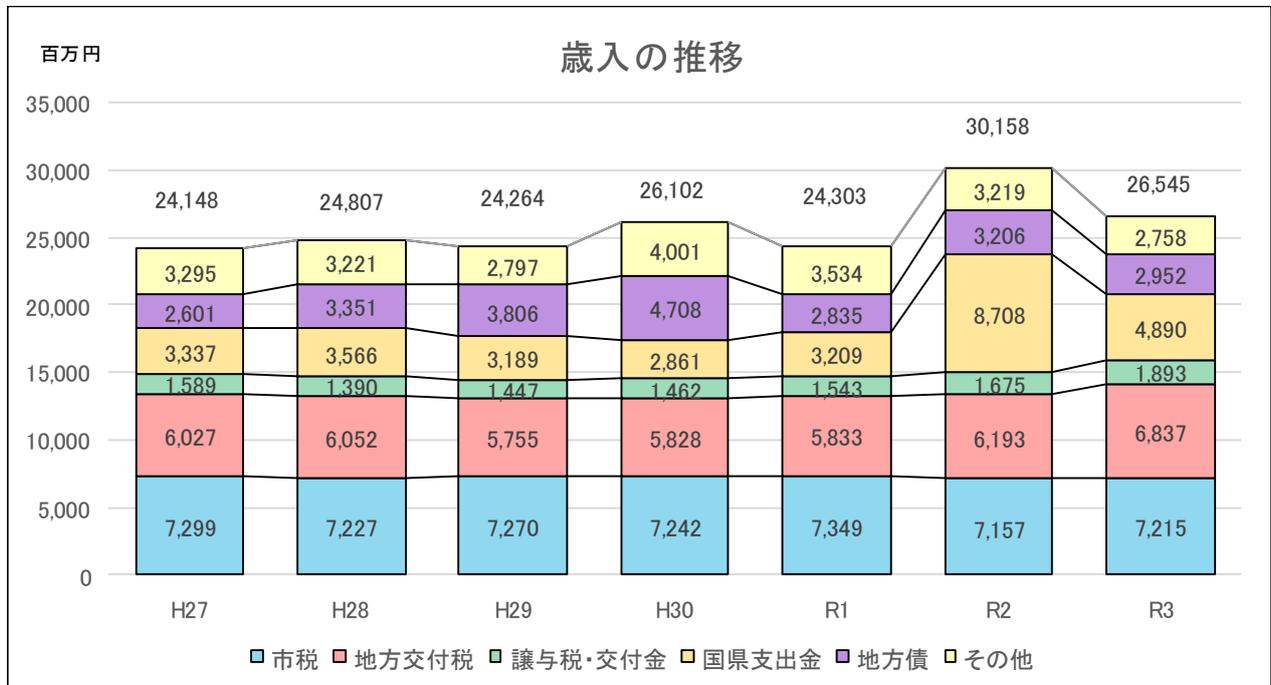
なお、決算額は、地方財政状況調査における決算統計の数値を採用します。

## II 財政の状況

### 1 歳入の推移

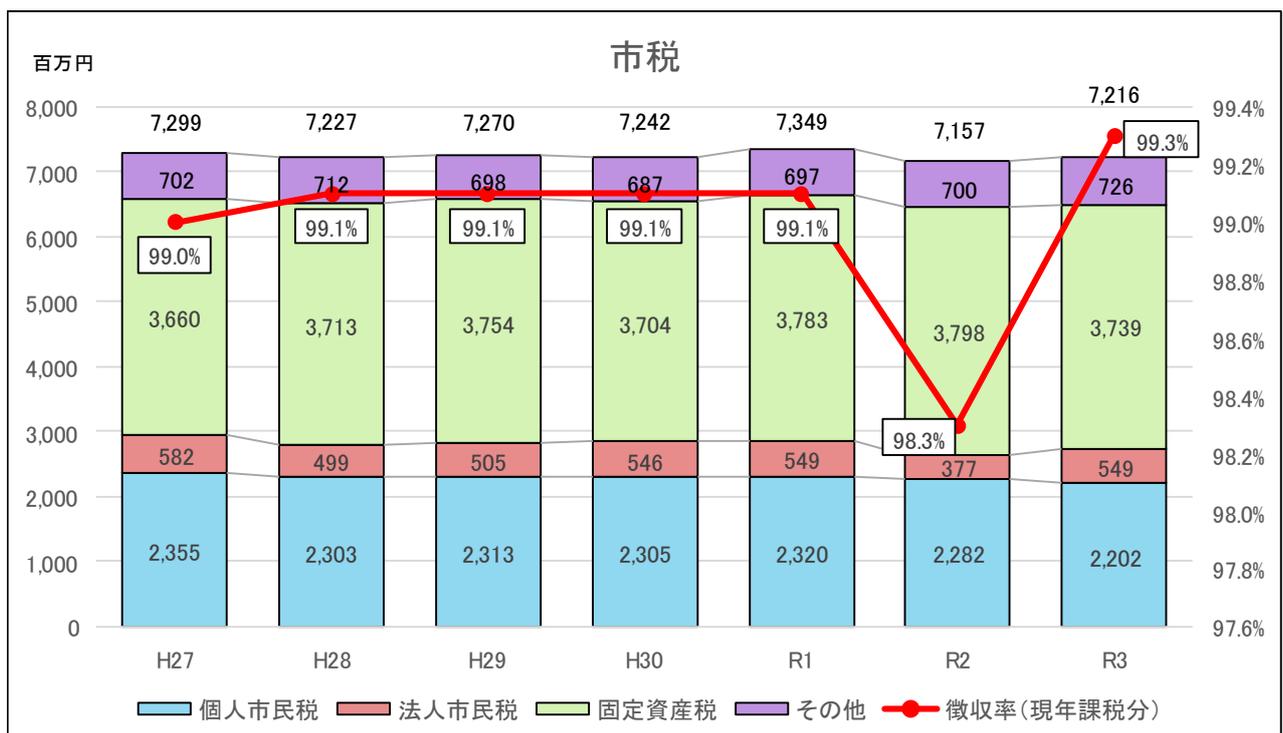
平成27年度から令和3年度までの歳入の推移は、次のとおりです。

平成17年の市町村合併後、平成30年度に初めて250億円を超えましたが、大型建設事業が重なったことにより、地方債、基金繰入金が増額となったことによるものです。また、令和2年度以降は、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対応経費によって大幅に増加していますが、国庫支出金により対応しています。



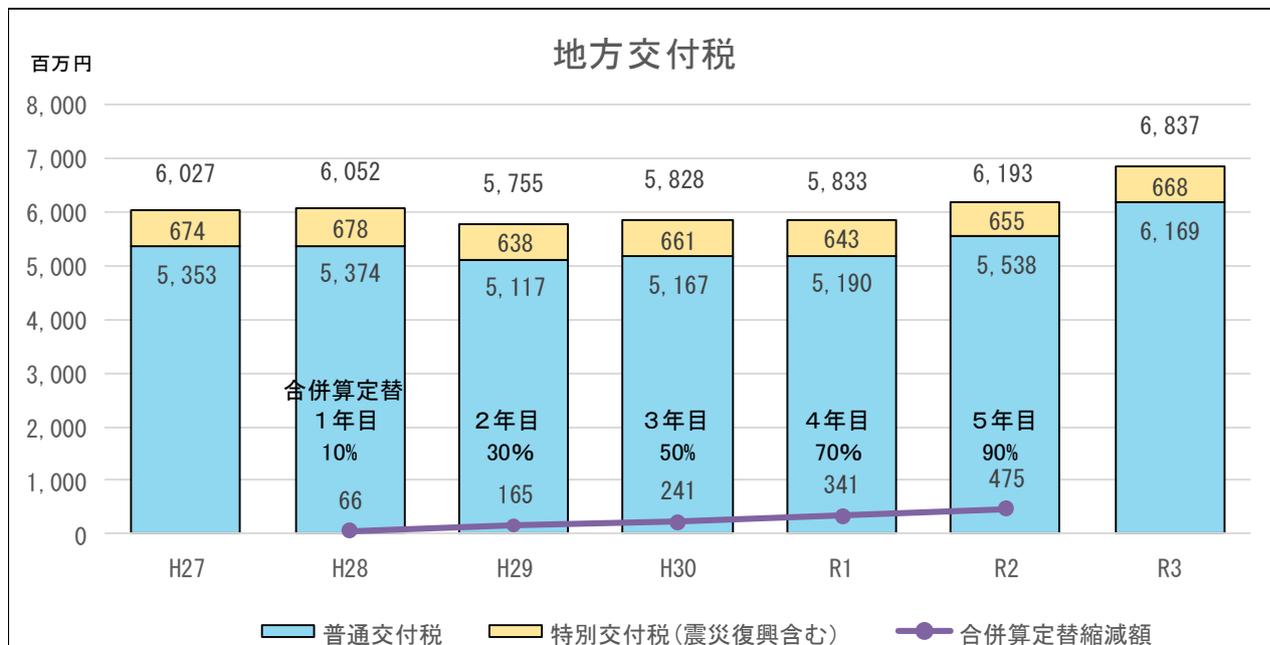
#### (1) 市税

市の歳入の根幹である市税は、平成26年度に過去最大の75.9億円を記録しましたが、以降は、ほぼ横ばいの状況です。市民税については、人口及び生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向です。また、固定資産税については、地価の下落はあるものの、新築家屋の増加等により37億円を維持しています。



## (2) 地方交付税

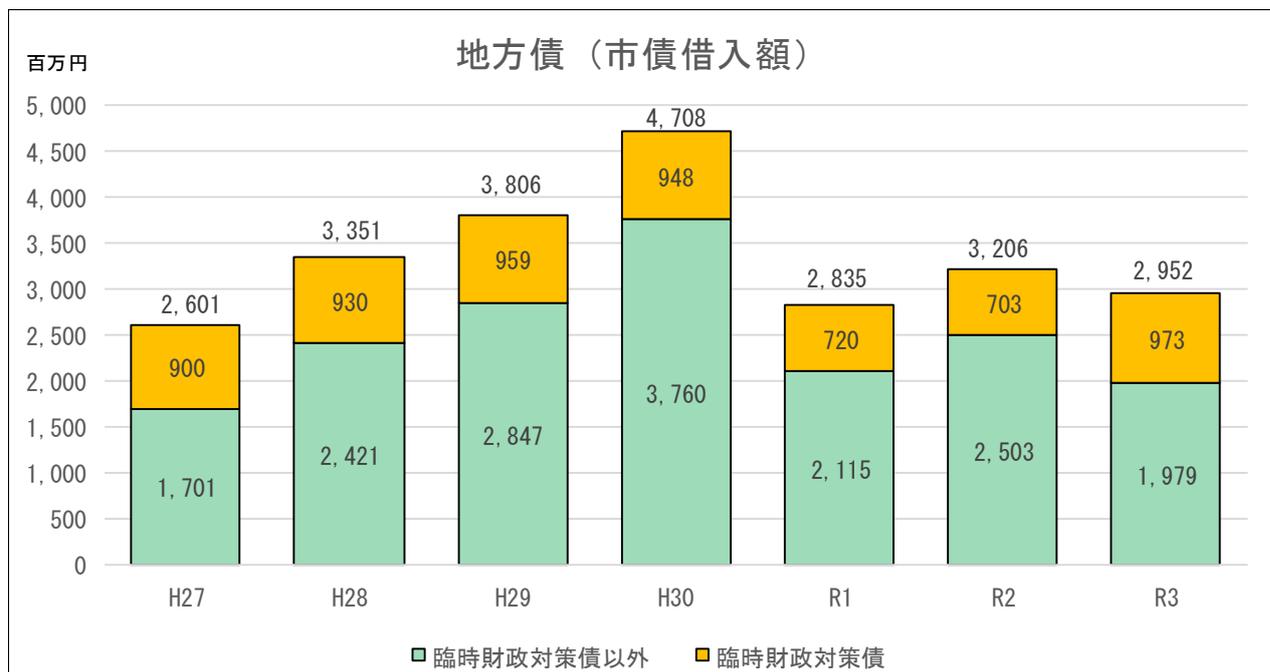
平成28年度から始まった合併算定替の段階的縮減により、地方交付税は、大きく減少すると想定していましたが、しかし、平成26年度から5年間かけて行われた普通交付税の算定方法の改正において、合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定できなかった財政需要が普通交付税算定に反映されることとなり、段階的縮減の影響は、最小限に抑えられました。また、基準財政収入額では、新型コロナウイルス感染症の影響による税収が減額するとともに、基準財政需要額で公債費が増額した影響から、令和2年度以降増加となりました。



## (3) 地方債（市債借入額）

庁舎建設事業やし尿等下水道投入施設整備事業、新城駅南地区整備事業等に伴う借入れにより、平成28年度以降、借入額は、増加することとなりました。

また、地方交付税の国の財源不足の一部を借入れする臨時財政対策債は、発行可能額の全額を借り入れています、その元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税で措置されます。

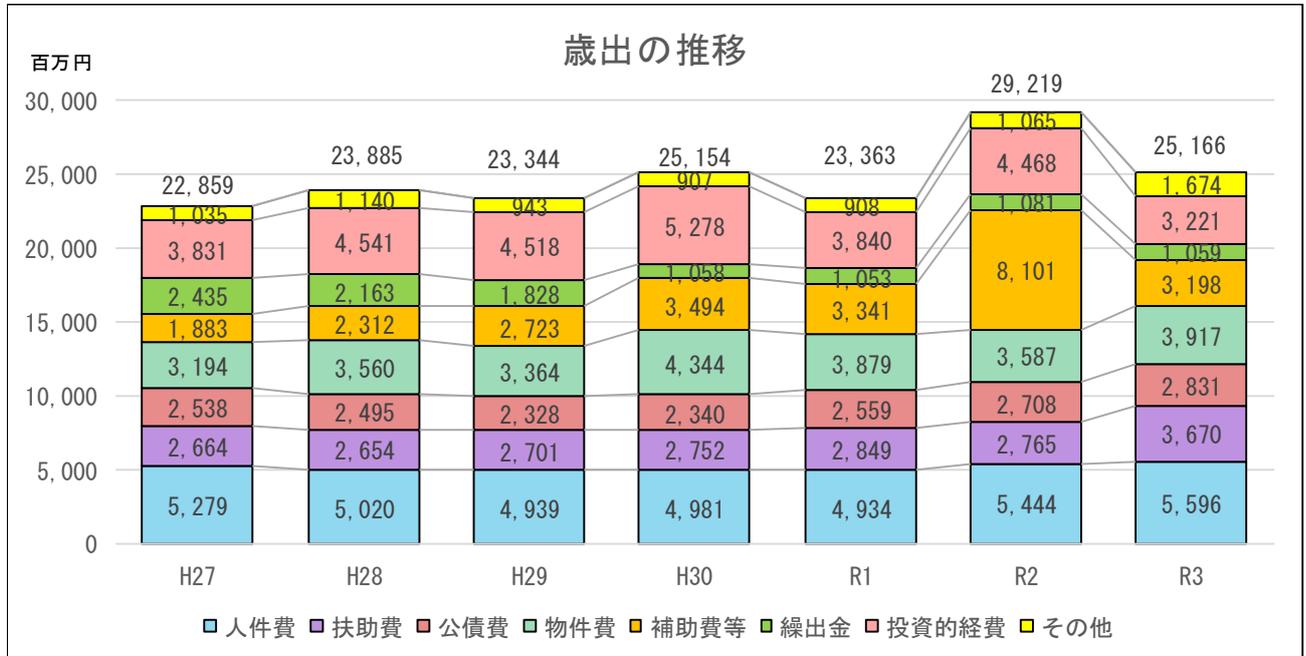


## 2 歳出の推移

平成27年度から令和3年度までの歳出の推移は、次のとおりです。

平成28年度から平成30年度までの間は、庁舎建設事業やし尿等下水道投入施設整備事業、新城駅南地区整備事業などの大型建設事業により投資的経費が増加しています。また、児童福祉法や障害者総合支援法などの規定に基づいて給付する扶助費が、対象者や施設の増加によって増加しています。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策経費として、特別定額給付金や低所得者・子育て世帯向けの特別給付金の計上により、大幅に増加しています。

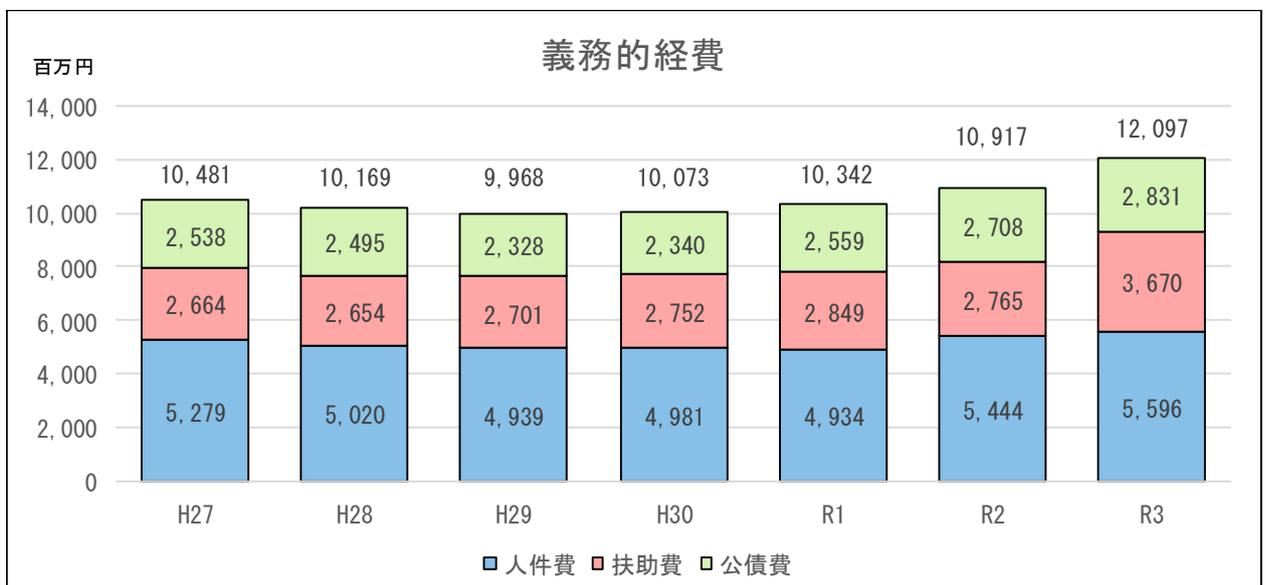


### (1) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

人件費は、退職金が年度間で変化することにより大きく増減しますが、令和2年度の会計年度任用職員制度導入に伴い、増加しています。

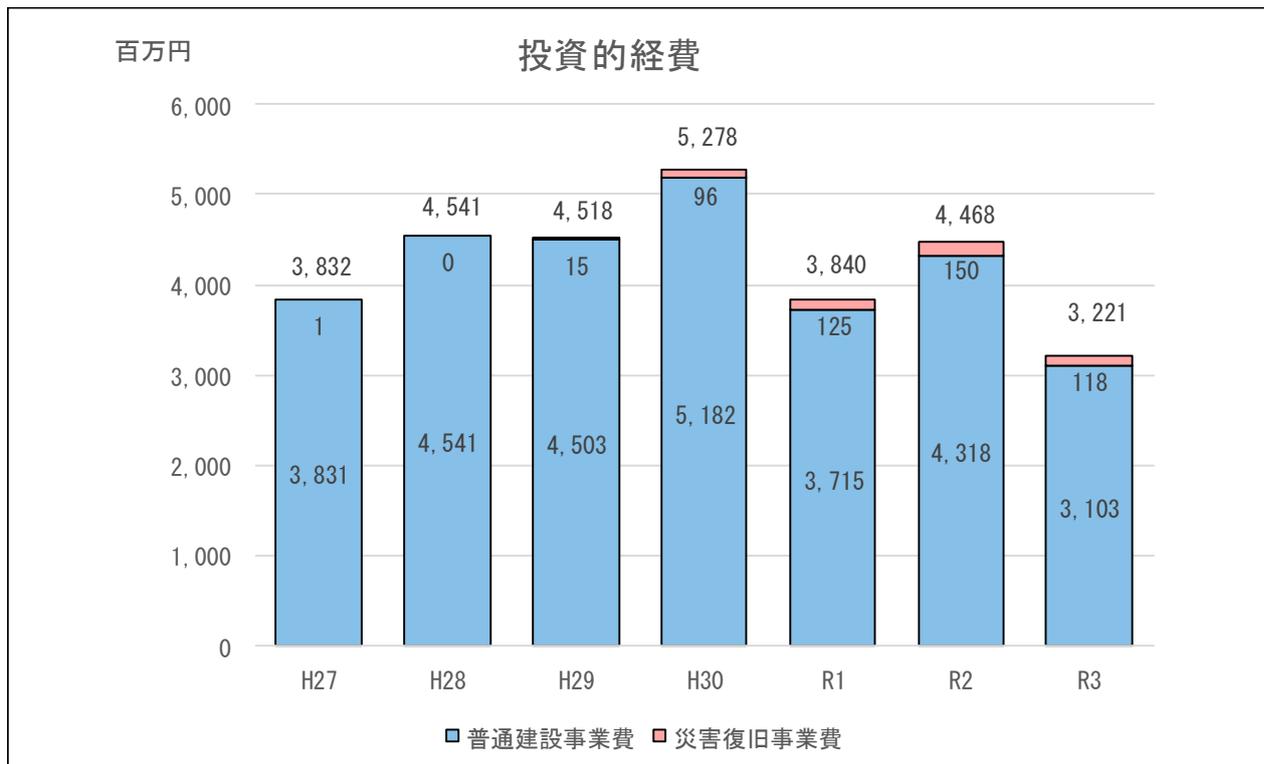
扶助費は、対象者や施設の増加により、少しずつ増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による施設の休止等により令和2年度は減少しました。また、令和3年度は、コロナ関連の給付事業の影響で増加しています。

公債費は、平成29年度まで減少していましたが、平成28年度から平成30年度までの大型建設事業の実施に伴い、増加傾向です。



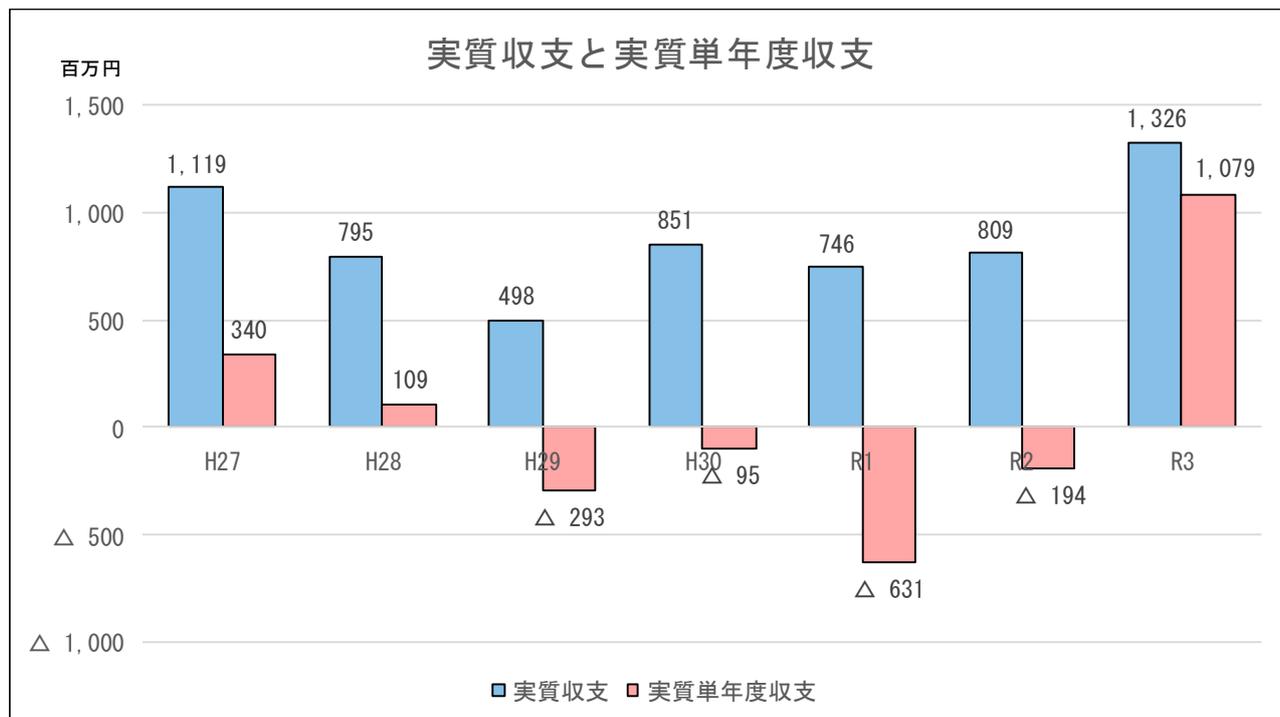
(2) 投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）

普通建設事業費は、庁舎建設（本庁舎、鳳来・作手総合支所）や小中学校施設整備、地方創生道整備交付金事業による市道の改修など、合併特例債等を活用した大型建設事業の実施により、高い値で推移しています。



3 収支の状況

財政運営の健全性を確保するためには、収支の均衡が図られている必要があることから、実質収支と実質単年度収支の2つの指標で検証します。



実質収支は、歳入決算額から歳出決算額と翌年度への繰越額を単純に差し引いたもので、基金を取り崩した額と基金に積み立てた額も含まれており、ほとんどの地方自治体で黒字になっています。

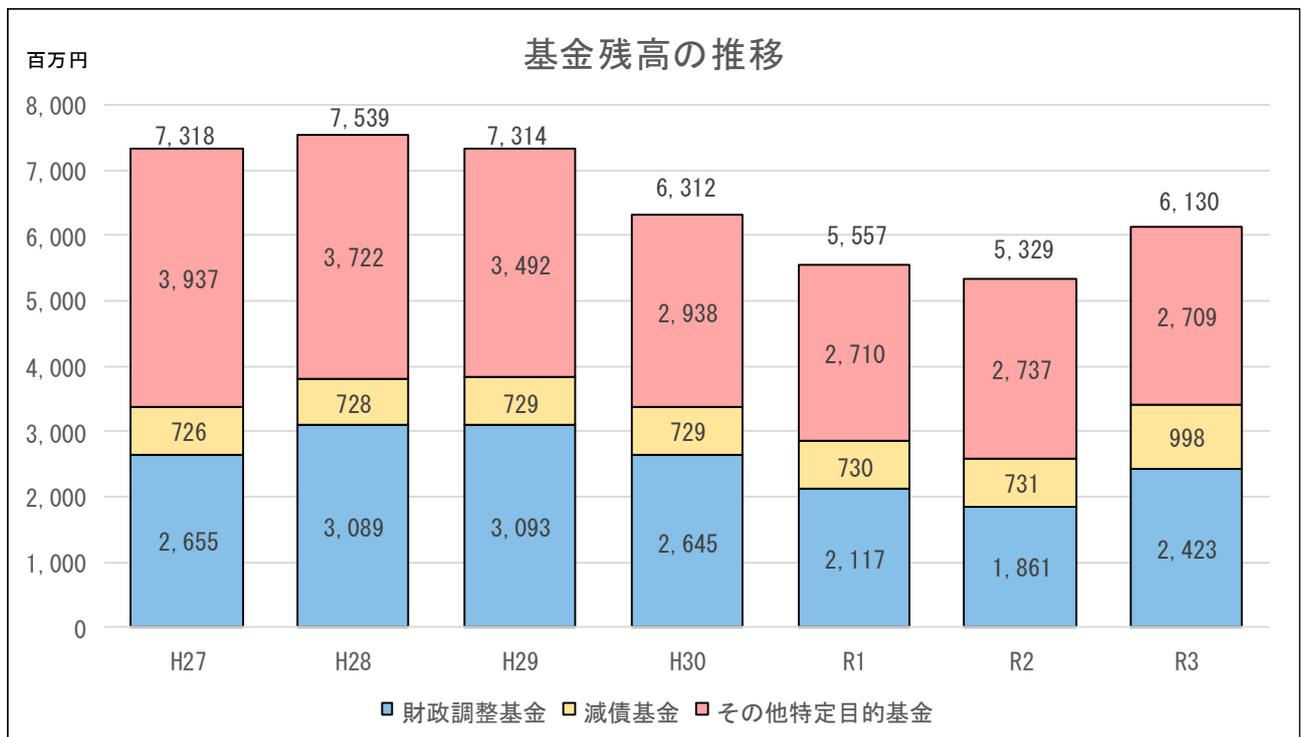
一方、単年度収支の中には、実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩額）が含まれていることから、これらを加除し、単年度収支が実質的にどうであったかを表すものが、実質単年度収支です。

本市の実質単年度収支は、平成30年度から令和2年度まで財政調整基金の取り崩しがあった影響から、平成29年度から令和元年度までにかけて赤字となりました。

#### 4 基金残高の状況

本市では、市政運営に支障がないように、急な収入減への対応や特定の事業を行うために、計画的に基金へ積み立てを行ってきました。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金、17のその他特定目的基金があり、その残高は、市町村合併時の平成17年度末に約29億9千万円でしたが、令和3年度末には、約6億1千万円となりました。



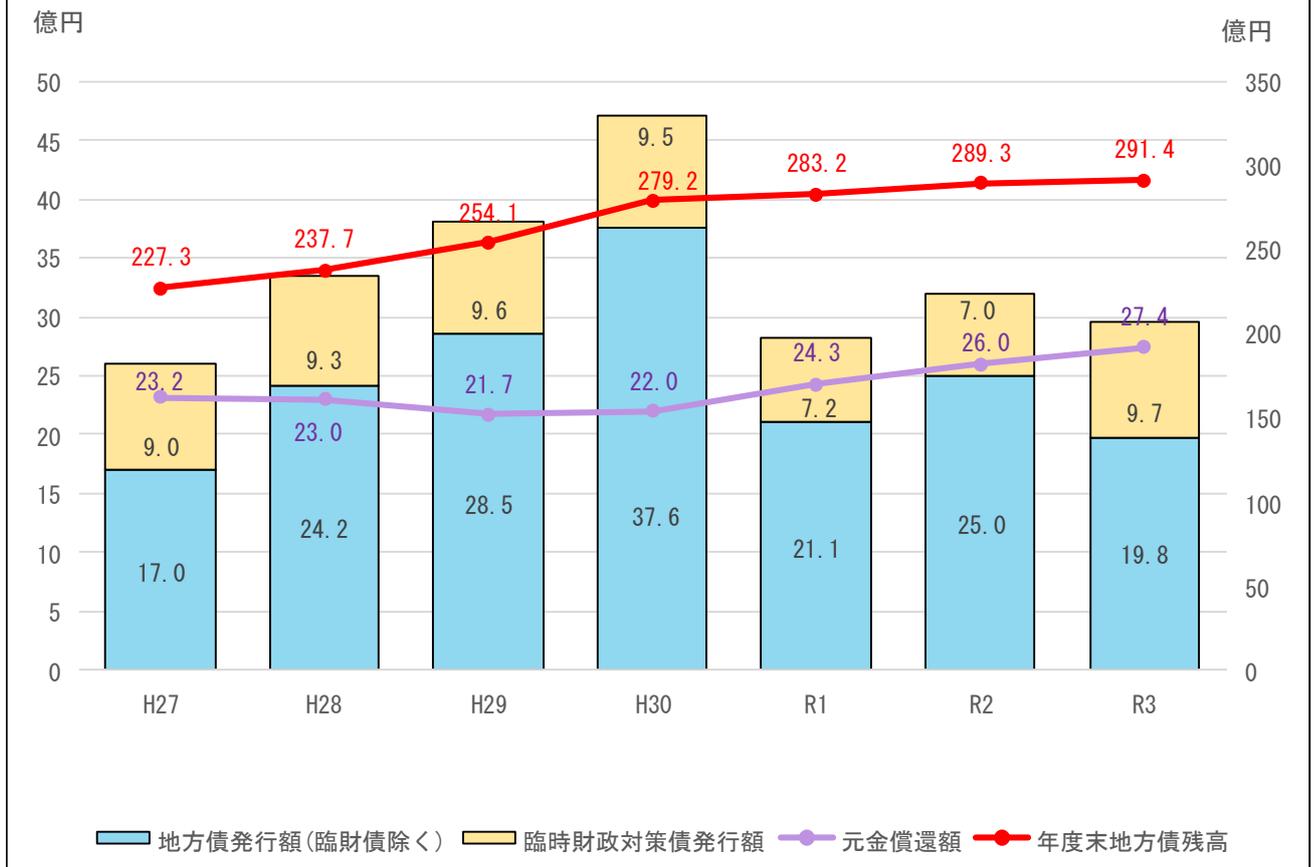
#### 5 地方債残高の状況

地方債は、住民負担の世代間公平の調整や年度間の財源調整などの機能があることから、事業内容等に応じて一定の地方債の活用が必要です。

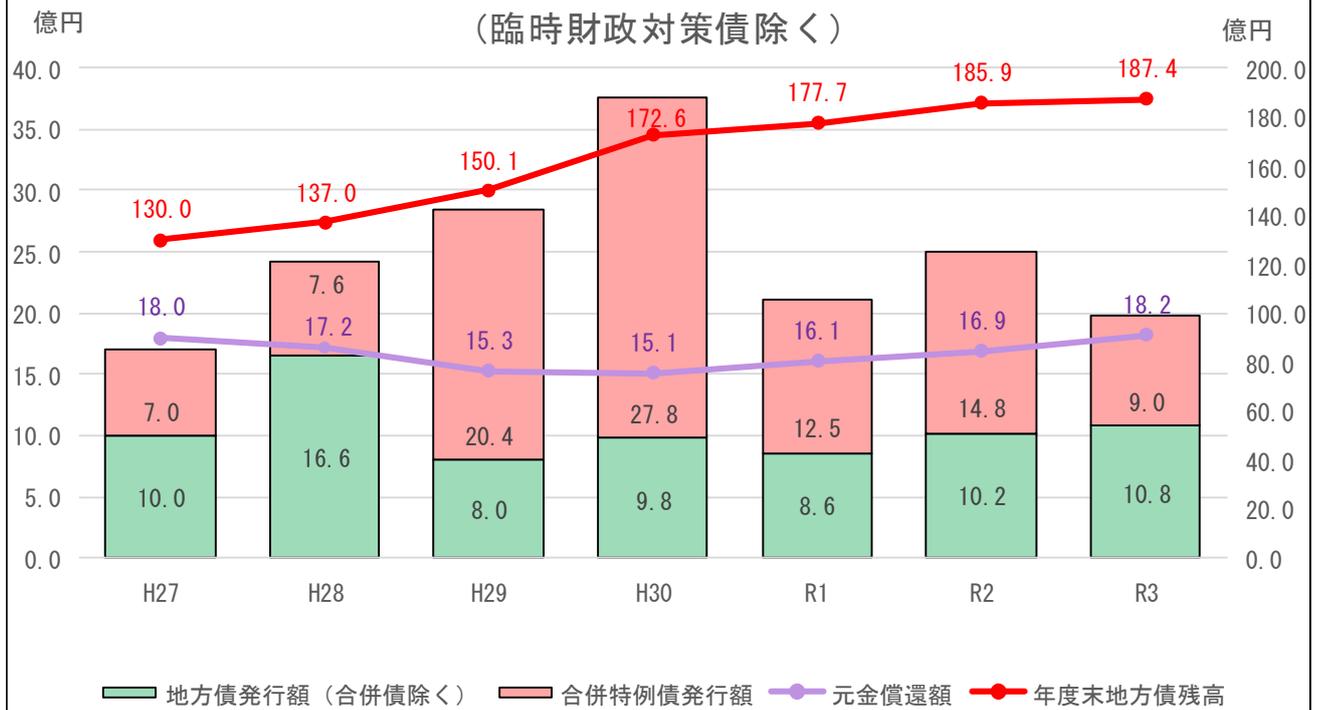
しかし、安易な地方債の発行は、後年度に過重な負担を強いることにつながることから、地方債の発行と返済のバランスを保つことで残高の抑制を図るとともに、地方債発行の際は、地方交付税措置のある有利な地方債の借入れを行ってきました。

市町村合併後の平成19年度は、一般会計全体で約249億6千万円の残高がありました。その後は、財政健全化に取り組み、借入額を抑制してきましたが、平成29年度以降は、合併特例債を活用した庁舎建設やし尿等下水道投入施設等の大型建設事業に伴う借入れにより、令和3年度末で約291億4千万円で、平成19年度と比べて41億8千万円の増加となっています。

### 地方債発行額、償還額及び残高の状況



### 地方債発行額、償還額及び残高の状況 (臨時財政対策債除く)

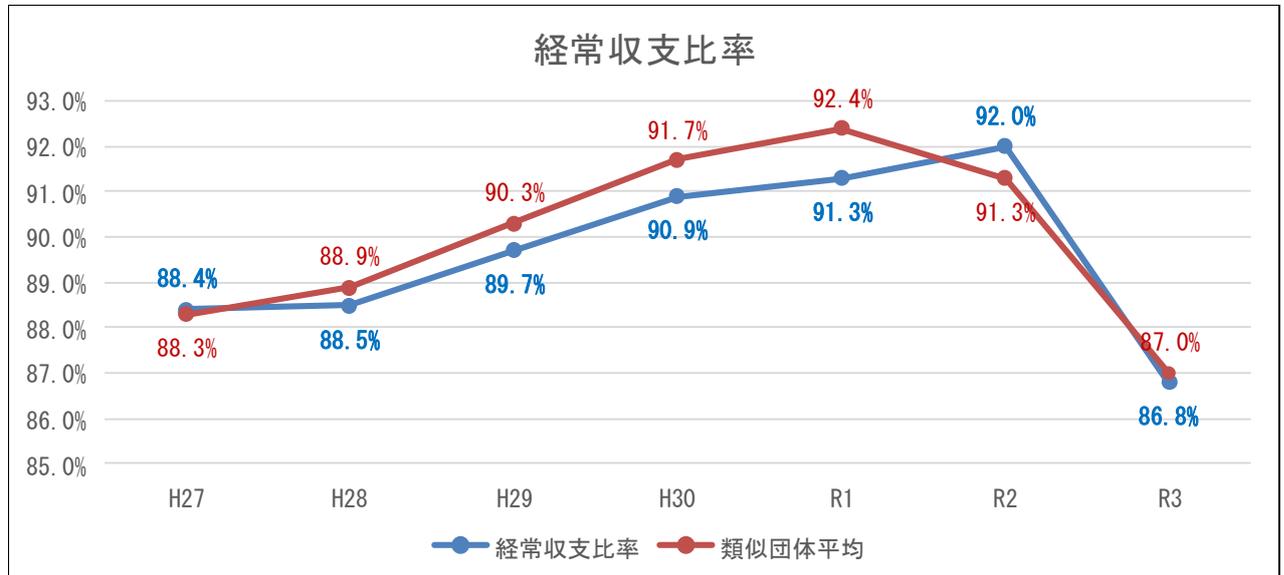


## 6 健全化判断比率等の推移

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示しています。この比率を下げるとさらに柔軟な市政運営を行うことができます。

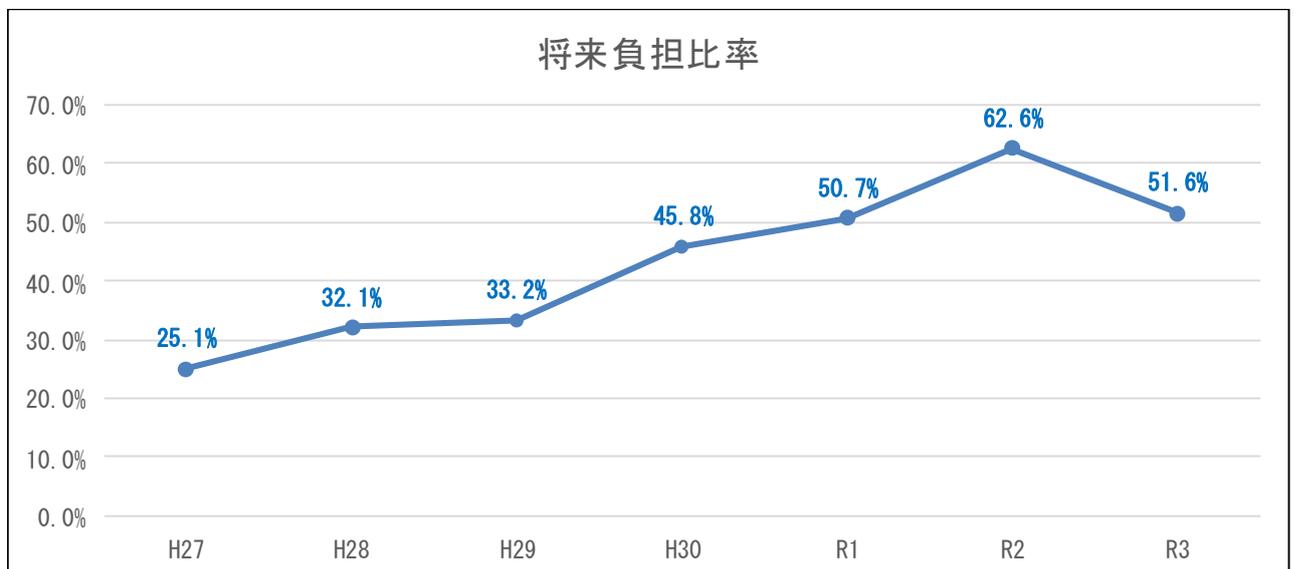
本市では、平成30年度に90%を超え令和2年度には、92.0%となり、類似団体平均を上回りました。令和3年度には、地方交付税や地方消費税交付金などの経常一般財源の増加により、86.8%と大きく改善されました。



### (2) 将来負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方債現在高、退職給与引当金に相当する額等その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額の総額について、標準財政規模に対する比率を示すものです。数字が小さくなるほど、健全度が高くなります。

市町村合併時の平成19年度には、116.3%でしたが、財政健全化の取組による財政調整基金の増、地方債残高の抑制などにより、平成27年度には、25.1%と大きく改善しましたが、平成28年度以降の合併特例債を活用した大型建設事業の実施により比率が上昇しています。



### Ⅲ 財政運営ガイドライン

#### 1 財政調整基金等の残高

本市の財政調整基金は、長期的視点を持って財政運営を行う中で、年度間の財源調整や災害時の財源確保のために設置されています。今般の新型コロナウイルス感染症対策においては、必要な各種支援策の財源として、また、国からの補助金等が交付されるまでの間の資金繰りとして活用したところであり、不測の事態において機動的な財政運営を行うため、一定額を確保する必要性が改めて認識されることとなりました。

今回のような未知の感染症の感染拡大が及ぼす経済情勢の悪化により、市税の大幅な減収や未知の感染症対策への財政支出の増加など、市政運営における急激な環境変化に柔軟に対応し、安定的な財政運営を維持するためには、財政調整基金及び減債基金の残高に目標値を定め、目標値を達成できるようチェックし、不測の事態に備えることが必要です。

##### (1) 財政調整基金積立基準

緊急時の機動的な財政支出や大規模事業への対応、急激な税収の落ち込みなど、将来のリスクへの備えとして、一定額を確保していく必要があります。そのため、毎年度生じた決算剰余金を基金への積立てもしくは取崩しの抑制に活用します。

##### 【積立基準】

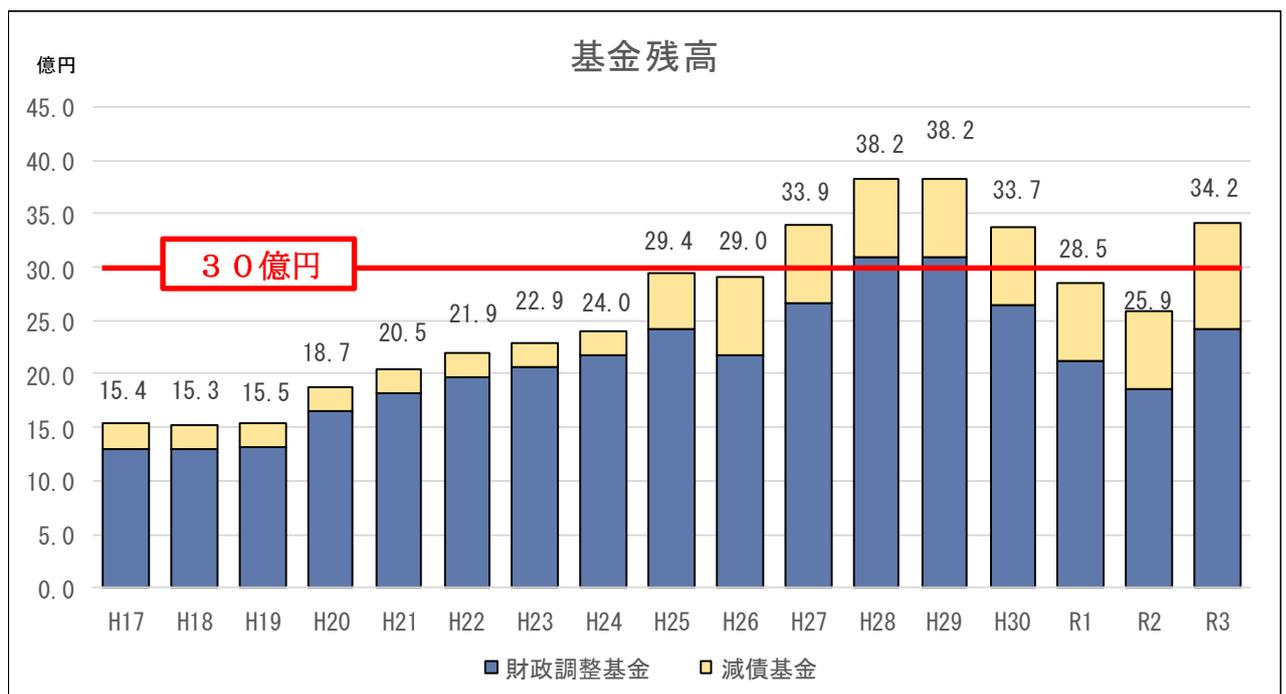
- ①決算剰余金のうち2分の1以上を積み立てる（地方財政法第7条）。
- ②不動産売却収入（土地、建物）及び財産貸付収入（土地、建物）を積み立てる。

##### (2) 目標値の設定

緊急時の応急的な財源調達と年度間の財源調整機能を有する財政調整基金と減債基金については、財政健全化判断比率の一つである実質赤字比率における財政再生基準（単年度の実質収支が標準財政規模の20%以上の赤字となること）への対応を想定し、それ以上の残高を保持することを目標とします。

##### 【財政調整基金及び減債基金残高の目標額】

標準財政規模の20% 30億89百万円 ≒ 30億円  
(15,445,633千円×20%)



## 【参考】

- ・財政健全化判断比率の一つである実質赤字比率における

早期健全化基準 12.75%（令和3年度決算）

財政再生基準 20.00%

実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模

## 2 地方債発行額の抑制

### (1) 地方債発行基準

地方債は、住民負担の世代間公平の調整や年度間の財源調整などの機能があることから、事業内容等に応じて一定の地方債の活用が必要です。

しかし、安易な地方債の発行は、後年度に過重な負担を強いることにつながることから、地方債の発行と返済のバランスをとり、適切な地方債残高の管理が必要です。

これまでは、プライマリーバランスを保つ（地方債借入額を元利償還額以内とする）ことで地方債残高の抑制を図るとともに、地方債発行の際は地方交付税措置のある有利な地方債の借入れを行ってきました。

しかしながら、地方交付税措置率の高い有利な借入れであったとしても、元利償還金のうち地方交付税措置以外の部分は一般財源で措置しなければならず、これが積み上がると一般財源を圧迫することになります。

今後、歳入一般財源の減少は避けられない状況であることから、地方債発行と地方債償還のバランスをとることを目的として、以下のとおり地方債発行額の抑制に努めることとします。

#### ① 臨時財政対策債、合併特例債を除く市債（その他事業債）

その他事業債については、地方債メニューにより充当率や地方交付税措置率等が定められています。これらの発行額については、プライマリーバランス（地方債の借入額と償還額との差額）の黒字を確保することで、地方債残高増加の抑制を図ることができですが、地方交付税措置率の違いや合併特例債の発行期限後は、地方交付税措置のない地方債の活用も見込まれることから、次の基準により地方債の発行額抑制を図ることとします。

地方交付税措置以外の部分におけるプライマリーバランスの黒字確保  
その他事業債の元金償還金のうち地方交付税措置以外の部分  
>その他事業債の地方債予算のうち地方交付税措置以外の部分

#### ② 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、国から各自治体に交付する地方交付税の原資が不足するため、不足分の一部を各自治体が借入れする地方債であり、その元利償還金相当額は全額が後年度の地方交付税によって措置されます。なお、その発行については、国から発行限度額が示され、その中でいくら発行するかは各自治体の裁量となっており、地方債の抑制を図る目的で限度額まで発行しないことも可能です。しかし、臨時財政対策債制度の趣旨（折半ルール、地方交付税の代替措置）を踏まえ、発行限度額まで借り入れることを基本とします。

### ③ 合併特例債

合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業の財源として、「新市建設計画」に基づいて借入れすることができる地方債です。事業費の95%まで借入れができ、毎年度返済する元利償還金の70%が地方交付税によって措置されます。

発行限度額、発行済額、発行予定額については、以下のとおりであり、発行期限である令和7年度末に終了する予定です。

令和3年度発行まで

(単位：百万円)

	発行限度額	発行済額	差引
建設事業分	17,180	14,242	2,938
基金分	1,914	1,914	0
計	19,094	16,156	2,938

令和4年度発行予定額：657百万円

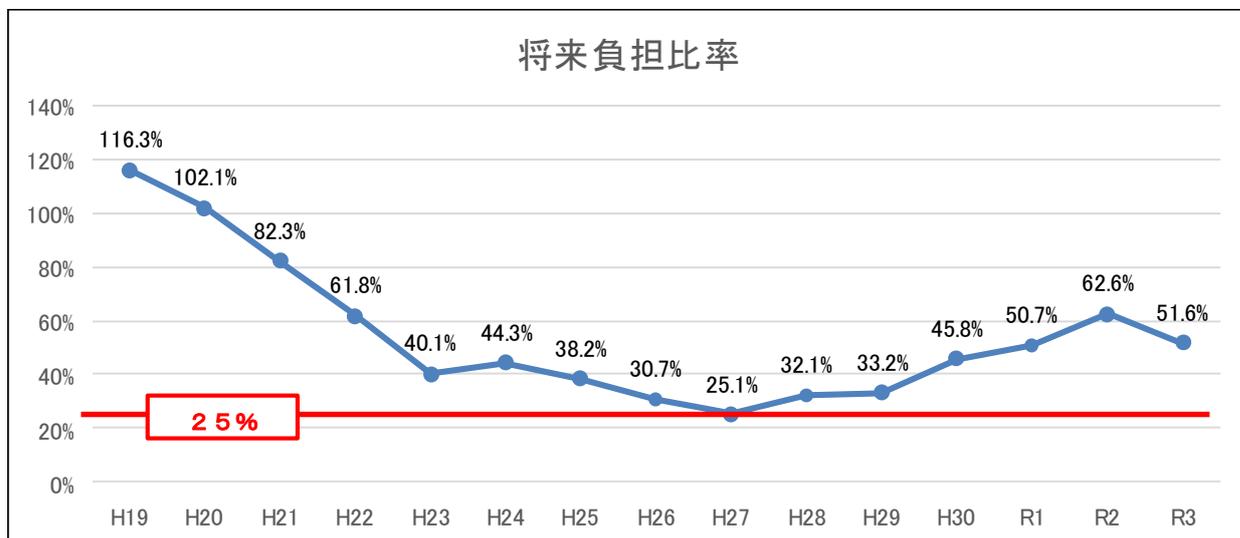
令和5年度当初予算計上額：1,262百万円（学校給食施設改築事業）

令和6年度以降発行限度額：1,019百万円（学校給食施設改築事業）

### (2) チェック指標の設定：将来負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、将来的に支払うべき負担見込額が、市の年間収入に対して、どの程度かを示すものです。この数値に大きく影響するものが、地方債現在高及び基金現在高であることから、チェック指標とします。

中期目標値	25%（平成27年度水準）
年次目標値	前年度数値を上回らないこと



## IV 財政見通し（令和5年度～令和8年度）

### 1 推計方法

前提条件の設定として、令和3年度決算及び令和4年度現予算、令和5年度当初予算を反映しています。地方創生臨時交付金や特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に伴う関連経費に関しては、新型コロナウイルス感染症対策基金を充当するトイレ洋式化事業のみとしています。

#### （1）歳入

##### ① 地方税

過去の実績や今後の経済見通しを踏まえ、現行の税制度を基本として推計しています。

##### ② 地方譲与税、各種交付金

現行制度及び現在公表されている制度改正を見込み推計しています。なお、令和5年度までは森林環境譲与税として、令和6年度からは森林環境税として見込んでいます。

##### ③ 地方交付税

普通交付税については、市税及び社会保障関連経費等の推移を勘案し推計しています。臨財債振替相当額については過去の推移から、また、地方債の元利償還金に係る交付税措置は借入済のものと今後借入予定分を含め将来推計しています。

特別交付税については、令和5年度当初予算額と同額としています。

##### ④ 分担金・負担金、使用料・手数料

過去の実績と今後の取り組みを考慮し令和5年度当初予算額から推計しています。

##### ⑤ 国庫支出金・県支出金

一般行政費分については、過去の実績等から算出し、投資的事業関連の補助金については、今後実施が見込まれる事業をもとに推計しています。

##### ⑥ 繰入金

特定目的基金の活用を見込んで推計しています。

##### ⑦ 地方債

合併特例債については令和7年度まで、通常債等については現在措置されている制度が継続されることを前提に、令和5年度から令和8年度までに実施が見込まれる事業において財源を地方債で充当するものをもとに推計しています。

## (2) 歳出

### ① 人件費

定員適正化計画に基づく職員数や各年度の定年退職者数及び再任用職員数などから推計しています。なお、退職手当は地方公務員法の改正により、令和5年度から段階的に65歳定年へ移行するため、令和5年度と7年度は退職者をゼロとし推計しています。

### ② 扶助費

過去の実績、新都市人口ビジョンによる人口推計を踏まえ、扶助費の種類毎に今後の伸び等を踏まえ推計しています。

### ③ 公債費

地方債と同様に令和4年度は借入見込額、令和5年度は当初予算額、令和6年度以降は今後見込まれる事業で推計した財源を地方債で充当したものをもとに推計しています。

### ④ 物件費

令和5年度から令和8年度までに実施が見込まれる事業の委託費や消防車両の更新、共同調理場・受入室に必要な備品等を踏まえ推計しています。

### ⑤ 維持補修費

既存の公共施設等の維持管理費や、公共施設等総合管理計画の推進を踏まえ推計しています。

### ⑥ 補助費等

過去の実績及び今後見込まれる経費を踏まえ推計しています。なお、病院事業、水道事業、下水道事業会計への負担金（基準内繰出）については、各経営戦略の金額を計上しています。

### ⑦ 繰出金

各特別会計の財政計画及び過去の実績、伸び率等を勘案して推計しています。

### ⑧ 積立金

退職手当基金の積立金や、ふるさと納税を財源としたコミュニティ・ビジネス推進基金への積立金、各種基金の運用利息の積立を見込み推計しています。

### ⑨ 投資・出資・貸付金

現行制度に基づくもの、今後予定されている事業に係るものを踏まえ推計しています。なお、水道事業、下水道事業会計への出資金（基準外繰出とライフライン機能強化）については、各経営戦略の金額を計上しています。

### ⑩ 普通建設事業

地方債、公債費同様に、令和5年度から令和8年度までに実施が見込まれる事業から推計した財源で地方債を充当したものをもとに推計しています。

2 中期収支見込み

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	(現予算)	(予算)	(推計)	(推計)	(推計)
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地方税	7,085	7,154	7,106	7,127	7,110
地方譲与税	383	374	408	408	426
利子割交付金	3	2	6	6	6
配当割交付金	34	44	37	37	37
株式等譲渡所得割交付金	25	32	31	31	31
法人事業税交付金	84	124	112	101	112
地方消費税交付金	1,112	1,240	1,240	1,240	1,240
ゴルフ場利用税交付金	60	64	65	65	65
自動車取得税交付金	0	0	0	0	0
環境性能割交付金	73	65	65	65	65
地方特例交付金	35	38	38	38	38
地方交付税	6,516	6,350	6,089	6,036	5,894
交通安全対策特別交付金	8	8	8	8	8
分担金及び負担金	519	501	501	501	501
使用料及び手数料	382	375	374	374	374
国庫支出金	2,890	2,087	2,327	2,083	2,056
県支出金	1,712	1,451	1,332	1,323	1,326
財産収入	90	90	90	90	90
寄付金	43	30	30	30	30
繰入金	464	873	154	280	140
繰越金	1,326	300	300	300	300
諸収入	892	1,007	882	882	882
地方債	2,715	3,189	2,981	2,110	1,860
合計	26,451	25,398	24,176	23,135	22,591

## (2) 歳出

(単位：百万円)

区	分	(現予算)	(予算)	(推計)	(推計)	(推計)							
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度							
人	件	費	5,964	5,872	6,112	5,983	6,289						
扶	助	費	2,801	3,012	3,066	3,121	3,181						
公	債	費	3,005	2,907	2,976	3,097	3,117						
物	件	費	4,515	3,912	4,350	4,363	4,153						
維	持	補	修	費	155	87	100	100	100				
補	助	費	等	4,216	3,241	3,129	3,076	2,983					
繰	出	金	1,071	1,093	1,113	1,113	1,113						
積	立	金	434	170	144	139	134						
投	資	・	出	資	・	貸	付	金	576	548	430	370	319
普	通	建	設	事	業	費	等	3,714	4,556	3,209	2,286	1,978	
合	計		26,451	25,398	24,629	23,648	23,367						

収 支 ( 歳 入 - 歳 出 )		0	0	△ 453	△ 513	△ 776
財政調整基金及び減債基金 取崩額		248	610	453	513	776
財政調整基金及び減債基金 年度末残高		3,578	3,036	2,653	2,205	1,489
地 方 債 残 高 ( ① )		28,932	29,304	29,416	28,552	27,424
地方交付税算入見込額 ( ② )		22,339	22,320	22,285	21,613	20,708
		77.2%	76.2%	75.8%	75.7%	75.5%
市の実質負担見込額 (①-②)		6,593	6,984	7,131	6,939	6,716
		22.8%	23.8%	24.2%	24.3%	24.5%

3 普通建設事業等の計上事業

(単位：百万円)

区分	(現予算)	(予算)	(推計)	(推計)	(推計)
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
普通建設事業費等	3,714	4,556	3,209	2,286	1,978

内訳

普通建設事業費（災害復旧費含む）	3,714	4,556	3,209	2,286	1,978
普通建設事業費（一部のみ）	3,597	4,511	3,164	2,241	1,938
太陽光発電設備工事			137	100	
クリーンセンター整備事業	227	159	380	489	500
火葬施設設備等改修工事	23	17	11	11	11
雁峰山整備事業		9	16	10	18
道整備交付金（林道）	51	51	51		
農山漁村地域整備事業	28	39	15		
小規模林道事業	101	72	100	70	59
地方創生道整備推進交付金事業（道路）	405	237	300		
橋梁・トンネル・大型構造物長寿命化	9	119	70	100	110
公共施設等適正管理推進事業	31	31	31		
道路ストック対策事業		63	61	61	61
交通安全施設整備事業	20	18	30	30	30
豊橋新城スマートIC整備事業	14	123	100	50	22
新城インターチェンジ周辺整備事業	16	129	90	490	300
狭あい道路整備等推進事業	78	115	92	40	50
消防水利管理事業		19	15	15	15
給食共同調理場建設工事	300	2,389	922	20	
トイレ洋式化工事	118	142	150	100	100
鬼久保整備事業（プール、体育館）	4	102		128	
地域文化広場改修工事	292	152	341		
新城青年の家解体工事				100	
鳳来総合支所建設工事	1,191				
その他普通建設事業	689	525	252	427	662
ごみ処理施設整備事業					用地取得
災害復旧事業費	117	45	45	45	40

※掲載事業については概ね単年度で50百万円、4年間の総計が100百万円の事業を掲載しています。

※掲載事業については推計のための事業費であり、すべての事業を実施するわけではありません。

## V 今後の取組

本中期収支収支見込みは、策定時点における一定の前提条件の下に推計したものです。市財政を取り巻く環境の変化に対応するためには、随時検証をして、最新のものに更新していく必要があります。

そのため、前年度決算及び当該年度上半期の状況を反映させ、かつ、その結果を次年度予算編成の指針とすることができる9月末を計画の更新時期と定めます。これにより、次年度予算編成での財政運営ガイドラインを遵守するためのチェック機能を高め、財政面の内部統制の強化につなげます。

併せて、財政運営ガイドラインの目標や指標について、更新を通して点検、確認を行い、庁内会議設置規程に定める財務会計検討会議において、検討することとします。



令和5年3月24日

## 旧新城東高等学校跡地の活用について

令和3年3月に閉校となった旧愛知県立新城東高等学校の跡地については、新城市市民まちづくり集会の意見、新城市商工会・旧新城東高校活用検討会議からの要望、新城市議会の意見などを踏まえ、新城市が活用することとする方針を決定しました。

### 【問合せ先】

総務部財政課資産管理室          室長：大橋 担当：酒井

電話：0536-23-7614

FAX：0536-23-2002

Eメール：          shisan@city.shinshiro.lg.jp



令和5年3月24日

## 豊橋新城スマートIC(仮称)周辺地域振興策検討概要について

豊橋新城スマートIC(仮称)周辺地域を市の新たな玄関口として、IC周辺の利便性・優位性を最大限に活用し、地域の活性化を推進するため、今年度庁内若手プロジェクトチームにより振興策案を検討し、八名地域の特徴を生かした工業、商業、農業、観光の分野において事業案をまとめました。今後は、具体的に実現性や法的担保、事業効果等について更に検討を進めます。

### 記

#### 1 検討経過

- ・令和4年6月 庁内プロジェクトチーム発足  
※メンバー 道路政策推進室(担当) 3名  
部局横断的若手職員 10名
- ・令和4年 7月26日 第1回スマートIC周辺地域振興策検討会議
- ・令和4年 9月21日 第2回スマートIC周辺地域振興策検討会議
- ・令和4年11月17日 第3回スマートIC周辺地域振興策検討会議
- ・令和5年 1月 6日 第4回スマートIC周辺地域振興策検討会議

#### 2 振興策基本方針

「新城市の新たな玄関口として、産業・観光拠点を形成します。」  
を実現するため、八名地域の特徴を生かし、工業、商業、農業、観光の4つのテーマを基に8つの事業案をまとめました。

#### 【問合せ先】

建設部土木課 道路政策推進室 担当：長屋

電話：0536-22-9919

FAX：0536-23-7047

Eメール：doroseisaku@city.shinshiro.lg.jp

# 豊橋新城スマート IC(仮称)周辺地域振興策 新城市 庁内プロジェクトチーム 検討概要

※ 本検討概要については現在検討中のもので、事業実施が決定しているものではありません。  
令和5年度も引き続き検討を進めます。



## 現状課題

- ・市内及び八名地域の人口減少と少子高齢化
- ・農業従事者の減少及び耕作放棄地の増加
- ・八名地域に買い物や飲食できるお店が少ない
- ・働く場となる市内の企業団地に空きがない
- ・若者や子育て世代の楽しめる場所が少ない

## 地域振興策の目標

新城市の新たな玄関口として、産業・観光拠点を形成します



働く場の創出のため  
地域共生型の企業団地開発を提案



商業施設やスーパー  
銭湯を誘致し若者が  
集える場を提案



地元農産物の販売・  
飲食できる場と新た  
な加工品開発を提案



八名の自然を活かし  
たアクティビティ体  
験施設の誘致を提案



### ① 地域共生型の企業団地開発事業

- ① 企業団地に隣接または近接して公園を併設する。
- ② 進出企業には、地域貢献の一環として公園の維持管理をしていただくことを条件とする。
- ③ 公園は一般開放し、休日は地元農家による農産物等を直売する場所(マルシェ)として活用していただく。
- ④ 上記により、企業の地元貢献に繋がるとともに、地域と企業が連携した地域づくりが期待できる。



### ② 大型商業施設の誘致事業

- ① 商業施設のマーケティング調査を実施し、誘致の可能性や誘致にあたっての条件を確認する。誘致の条件として、商業施設の用地の確保や造成等を市が実施することも検討する。また、大型店舗に固執せずに中小規模の商業施設の誘致の可能性も検討する。
- ② 商業施設の誘致を実施し、誘致条件をクリアするための法手続きなど、必要に応じ市が事業を実施する。



### ③ スーパー銭湯の誘致または建設事業

- 【誘致事業の場合】  
マーケティング調査を実施し、誘致の可能性や誘致にあたっての条件を確認する。誘致の条件として用地の確保等を市が実施することも検討する。
- 【建設事業の場合】  
市が建設し、運営及び管理は民間事業者へ委託する形の事業となる。事業の採算性をライフサイクルコストまで見込んで事業実施の判断をする。



### ④ 農産物直売所建設事業

- ① 農産物直売及び観光案内の機能を備えた物販施設として市が建設し、運営及び管理は民間事業者へ委託する形の事業となる。
- ② 道の駅に近い機能を有する施設として、駐車場・トイレを設置する。飲食店の併設についても検討する
- ③ 市場調査を行い、事業効果に対する採算性を維持管理コストも含めて検討し、事業実施の判断を行う。



### ⑤ 古民家レストランの開設事業

- ① 古民家レストランの出店者について民間事業者や地域活動団体など、広く可能性を検討する。
- ② 候補地内において古民家レストランに相応しい空き家を選定する。地域内に相応しい空き家がない場合、空き家を古民家風に改築することも検討する。
- ③ 地元食材、奥三河の話題の食材などを用いたメニューを地元農家や地元小中学校や高校の生徒と共に考案するなど、知名度の向上を図る。



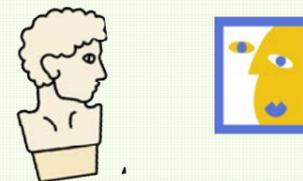
### ⑥ 地場産品の開発事業

- ① 新城市、特に八名地域の農産物を使った加工品等の開発を促進するため、一般にアイデアを公募し、採用案について賞金を出すこと等を検討する。
- ② 地元農家や地元小中学生や高校生と共同で、飲食店で提供する地元食材等を用いたメニューを開発するための補助事業を検討する。
- ③ 加工品のみでなく、八名のブランドデザインを一般に公募し、採用案について賞金を出すこと等を検討する。
- ④ 開発された八名のブランドデザインを用いた地場産品については、別事業で検討する物販施設で販売する。



### ⑦ 斬新なデザインのモニュメント設置事業

- ① 著名なデザイナーや芸術家に依頼して、市及び八名地域の広告塔として斬新なデザインの建築物やモニュメント(看板も含む)の設置を検討する。
- ② 場合によっては、公募によりデザインを募集することも視野に入れる。
- ③ 設置場所は、他事業の用地内に併設する。



### ⑧ 五葉の森レジャー整備事業

- ① 五葉の森周辺(大原調整池周辺地域)を対象として、自然を活かしたアクティビティ体験施設を検討する。
- ② 民間事業者の進出の可能性についてマーケティング調査を行う。
- ③ 民間事業者の誘致活動を実施し、誘致条件をクリアするための法的手続きなどの事業を必要に応じて市が実施することを検討する。





令和5年3月24日

## 新城市民病院あり方検討会報告書について

建物・設備が老朽化している当院の施設の再整備に向けて、本年度に市民病院職員及び市役所職員から構成する「新城市民病院あり方検討会」を5回にわたり開催し、「現地建替え」、「既存施設の改修」、「移転新築」の3つの再整備の方法について、建築的な視点や医療的な視点等、病院内外の視点から最適な方法について幅広く検討を行いました。

今般、報告書がまとまりましたので下記のとおりお知らせします。

記

1 あり方検討会報告書の内容

- ・別添概要版参照

2 あり方検討会報告書の保存先

- ・新城市民病院ホームページ

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/hospital/shokai/koho/oshirase/arikata.html>

**【問合せ先】**

経営管理部総務企画課 課長：服部 担当：小林

電話：0536-23-7852

FAX：0536-22-2850

Eメール：byouin@city.shinshiro.lg.jp

# 新城市民病院 あり方検討会報告書 概要版

## 1 はじめに

- 新城市民病院の現在の病棟は、1982年から1996年までに整備されており、既に供用開始から27年から41年が経過している。**建物・設備の老朽化が進み、引き続き住民の医療に対する期待に応えていくことが、困難な状況**となりつつある。
- 当院が、東三河北部地域の基幹病院としての役割を十分に発揮し、将来にわたって安定的な運営を行うためには、医療を取り巻く環境や将来を見据えた上での**再整備を検討する必要がある。**
- 2021年度には、当院の外部環境調査や内部環境調査等を実施し、当院の将来像や再整備のあり方についての指針を示し、検討を行った。**2022年度には、「新城市民病院あり方検討会」を5回にわたり開催し、「現地建替え」、「既存施設の改修」、「移転新築」の3つの再整備の方法について、建築的な視点や医療的な視点等、病院内外の視点から最適な方法について幅広く検討を行った。**さらに、医療や土地利用に関する部会を別途設置し、病院職員の視点からさらに細かな検証を実施した。

## 2 検討にあたっての前提条件と各パターンの検討

### (1) 新病院の概要

項目	内容	
病床数・病棟数	150床 (50床×3病棟)	
主な部門	外来、救急、入院、手術、透析、内視鏡、健診、薬剤、放射線、生理・検体検査、リハビリ、栄養、ME、管理・事務等	
建物規模 (全面建替え時)	13,500㎡ (150床×90㎡/床)	
敷地	現地建替え 既存施設の改修	現状の敷地の利用
	移転新築	18,000㎡程度の土地取得 (病院建築面積3,500㎡+駐車場等14,500㎡) 当院は、災害拠点病院のため第1次緊急輸送道路に沿った土地であることが望ましい
駐車場	現地建替え 既存施設の改修	現状の敷地内外の駐車場の利用
	移転新築	約400台 (患者用+職員用) 平面駐車 400台×35~40㎡/台 = 14,000~16,000㎡
診療の継続	工事中も診療を止めずに医療提供を継続	

### (2) 現地建替え案

- STEP1—仮設MRI棟新築
- STEP2—MRI棟・北病棟解体
- STEP3—新棟1期・仮設通路(新棟1期~リハビリ棟)建設
- STEP4—西病棟解体
- STEP5—新棟2期・仮設通路(新棟1期~南病棟)建設
- STEP6—外来棟・リハビリ棟・仮設MRI棟・仮設通路(新棟1期~リハビリ棟)解体
- STEP7—新棟3期建設、外構整備
- STEP8—南病棟・仮設通路(新棟1期~南病棟)解体、外構整備



### (3) 既存施設の改修案

- STEP1-1—南病棟地下1階・6階改修①、外来棟地下1階改修
- STEP1-2—リハビリ棟解体
- STEP2—新棟建設、南病棟3階・4階・5階改修、外来棟1階・2階改修
- STEP3-1—南病棟1階・2階・7階・8階改修
- STEP3-2—南病棟6階改修②
- STEP3-3—北病棟・西病棟・MRI棟解体
- STEP4-1—渡り廊下(外来棟~南病棟)建設
- STEP4-2—外構(駐車場)整備



### (4) 移転新築案



## 3 あり方の方向性

### (1) 各パターンの検討結果の整理

- 【凡例】 ◎:3案の中で最も良い／課題が解決される／患者及び職員への影響が少ない  
 ○:3案の中で2番目に良い／課題がやや解決される／患者及び職員への影響が少ない  
 △:3案の中で最も悪い／課題が解決されない／患者及び職員への影響が多い

	現地建替え	既存施設の改修	移転新築
工期	△ 約9年	○ 約6年	◎ 約2年
コスト	△ 約160億円(税込) (医療機器整備費を除く)	◎ 約80億円(税込) (医療機器整備費を除く) ただし、数十年後には大規模改修等が必要になり追加コストがかかる	○ 約100億円(税込) (土地取得費、外構工事費、医療機器整備費を除く)
立地変更の影響	◎ 現状と同じ場所での整備のため、特に影響なし	◎ 現状と同じ場所での整備のため、特に影響なし	△ 立地変更により、利便性の悪化や通院困難な患者発生等の可能性あり
土地取得	◎ 現状と同じ場所での整備のため、取得の必要性なし	◎ 現状と同じ場所での整備のため、取得の必要性なし	△ 新たな移転地取得の手間・費用がかかる
工事の難易度	△ 限られた選択肢の中、複雑な工事工程で課題が多い	△ 限られた選択肢の中、複雑な工事工程で課題が多い	○ 移転先に依るが、一般的な難易度が想定される
工事中の診療への影響	△ 長期に渡る工事の騒音や動線問題による診療環境の悪化や部分的な診療制限は必須	△ 長期に渡る工事の騒音や動線問題による診療環境の悪化や部分的な診療制限は必須	◎ 特になし
完成形	○ 使い勝手の良い理想形にならない可能性あり (検討段階では、既存施設の改修案より現地建替え案の方が完成形は良い)	△ 使い勝手の良い理想形にならない可能性あり	◎ 移転先に依るが、ゼロから思い通りの階層構成や諸室配置にすることが可能
維持・管理	◎ 当面は維持・管理の懸念事項は減少する	△ 数十年後には再度整備が必要になる	◎ 当面は維持・管理の懸念事項は減少する
職員への影響 (士気や職員確保)	△ 工事中の職場環境の悪化や計画への制限の多さに伴う士気低下	△ 工事中の職場環境の悪化や計画への制限の多さに伴う士気低下	◎ 士気の上昇や職員確保への寄与が期待される
検討会・部会での委員の意見	○	△	◎
総合評価	○	△	◎

### (2) あり方検討会の結論

- 現地建替え案及び既存施設の改修案の主な課題点**としては、**工事の難易度が高い**うえに、**工期が長く、工事費負担が多大**である。工事期間中は、患者の療養環境や近隣住民の生活環境の悪化、患者及び職員の動線の悪化、駐車場不足等により、**患者・家族・職員・周辺住民に多大な迷惑**をかける。さらに、患者数の減少による**減収の影響は大きい**ことが予測される。また、**基幹病院としての機能が著しく制限**される。加えて、既存施設の改修案に関しては、**遠からず現在築30年の南病棟、築27年の外来棟の大規模な整備を余儀なくされる。**
- 移転新築案に付随する課題点**として、**新たな土地取得が挙げられる。**移転候補地が決定していないと移転新築案の検討を進めるのは**困難**である。
- 再整備の3パターンの中で、最も課題が少なく、地域の基幹病院として今後も責務を果たしていくには、全会一致で移転新築案であるという結論**となった。また、他案については、次いで現地建替え案となった。
- 今後、再整備を進めていく上で、必要病床数等の精査を行い、**適正規模での事業となるよう事業費の抑制、将来負担の縮減に努め、また、持続可能な病院の経営という視点を持った再整備とすることが重要**である。

新城市民病院  
あり方検討会報告書

2023年3月

新城市

# 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>新城市民病院の概要</b>	<b>2</b>
	(1) 基礎データ	2
	(2) 現施設の概要	4
	(3) 当院の役割	6
<b>3</b>	<b>あり方検討会の趣旨</b>	<b>7</b>
	(1) 当院の課題	7
	(2) あり方検討会設置目的	7
	(3) 検討内容	7
<b>4</b>	<b>検討にあたっての前提条件</b>	<b>8</b>
	(1) 新病院の概要	8
	(2) 各検討内容に関する前提条件	9
<b>5</b>	<b>現地建替え案に関する検討</b>	<b>10</b>
	(1) 工事工程	10
	(2) 工事スケジュール	22
	(3) 概算事業費	22
	(4) メリット・デメリットの整理	23
<b>6</b>	<b>既存施設の改修案に関する検討</b>	<b>25</b>
	(1) 工事工程	25
	(2) 工事スケジュール	35
	(3) 概算事業費	35
	(4) メリット・デメリットの整理	36
<b>7</b>	<b>移転新築案に関する検討</b>	<b>38</b>
	(1) 工事工程	38
	(2) 工事スケジュール	39
	(3) 概算事業費	39
	(4) メリット・デメリットの整理	40
<b>8</b>	<b>あり方の方向性</b>	<b>41</b>
	(1) 各パターンの検討結果の整理	41
	(2) あり方検討会の結論	42
	(3) 職員の新病院に対する声	43
<b>9</b>	<b>新城市民病院あり方検討会</b>	<b>45</b>
	(1) 委員名簿	45
	(2) 活動記録	46

---

## 1 はじめに

---

新城市民病院（以下「当院」という。）は、町立新城病院として1945年に開院以降、東三河北部医療圏（新城市、設楽町、東栄町、豊根村の1市3町村で構成）の住民の生命と健康を支える基幹病院として、これまで時代の要請に応じた医療サービスを提供し、地域の医療提供体制において重要な役割を果たしてきた。

現在の病棟は1982年から1996年までに整備されており、既に供用開始から27年から41年が経過している。建物・設備の老朽化が進み、引き続き住民の医療に対する期待に応えていくことが、困難な状況となりつつある。

そのため、当院が、今後も質の高い医療の提供や、救急医療をはじめとする政策医療の重責を担い、東三河北部地域の基幹病院としての役割を十分に発揮し、将来にわたって安定的な運営を行うためには、医療を取り巻く環境や将来を見据えた上での再整備を検討する必要がある。

このような経緯のもと、2021年度には、当院の外部環境調査や内部環境調査等を実施し、当院を取り巻く地域の医療需要や供給状況、現状の経営・稼働状況等を整理し、当院の機能を把握した上で、当院の将来像や再整備のあり方に関しての指針を示し、検討を行った。

2022年度には、「新城市民病院あり方検討会」を5回にわたり開催し、2021年度に検討した新病院の概要をもとに、「現地建替え」、「既存施設の改修」、「移転新築」の3つの再整備の方法について、建築的な視点や医療的な視点等、病院内外の視点から最適な方法について幅広く検討を行った。さらに本検討会の下に医療や土地利用に関する部会を別途設置し、病院職員の視点からさらに細かな検証を実施し、検討を深めた。

本報告書は、再整備の方向性等の検討結果をとりまとめたものである。

## 2 新城市民病院の概要

### (1) 基礎データ

当院の概要を下記に示す。

#### 【病院概要（令和3年度）】

病床数	一般病床 199 床（うち、地域包括ケア病棟 59 床）
診療科	消化器科・外科（乳腺、肝・胆・膵、血管の各専門外来）、 内科（脳神経内科、腎臓内科、呼吸器、内分泌、糖尿病、循環器の各専門外来）、 総合診療科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、婦人科、小児科、皮膚科、 耳鼻いんこう科、精神科、歯科口腔外科
職員数	医師：28.5 人、看護師等：141.7 人、医療技術職員等：66.3 人、 事務職員等：26.6 人
指定医療機関等	<p>【指定医療機関】</p> <p>保険医療機関</p> <p>労災保険指定医療機関</p> <p>指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療・精神通院医療）</p> <p>身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関</p> <p>生活保護法指定医療機関</p> <p>結核指定医療機関</p> <p>母子保健法指定養育医療機関</p> <p>戦傷病者特別援護法指定医療機関</p> <p>原子爆弾被害者医療指定医療機関</p> <p>原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関</p> <p>公害医療機関</p> <p>母体保護法指定医の配置されている医療機関</p> <p>災害拠点病院</p> <p>へき地医療拠点病院</p> <p>臨床研修指定病院</p> <p>特定疾患治療研究事業委託医療機関</p> <p>児童福祉法指定療育機関</p> <p>小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関</p> <p>救急告示医療機関</p> <p>病院群輪番制病院</p> <p>B 型・C 型肝炎患者医療給付事業指定医療機関</p> <p>肝疾患専門医療機関</p> <p>難病医療協力病院</p> <p>DMAT 指定医療機関</p>

指定医療機関等	DPC 対象病院 <b>【専門医研修施設・学会認定施設】</b> 日本外科学会専門医制度修練施設 消化器外科学会認定修練施設 日本泌尿器科学会専門医教育施設 透析専門医教育関連施設認定 放射線科専門医修練協力機関承認 NST（栄養サポートチーム）稼動施設 栄養サポートチーム専門療法士認定規則実施修練認定教育施設 日本食道学会全国登録認定施設 日本消化器内視鏡学会指導施設 日本消化器外科学会専門医制度指定修練施設 日本医療薬学会薬物療法専門薬剤師研修施設 日本医療薬学会認定薬剤師研修施設 日本医療薬学会がん専門薬剤師研修施設
---------	--

**【患者の受入状況】**

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
外来延患者数	70,496 人	68,330 人	62,269 人	62,545 人
平均外来患者数	288.9 人/日	284.7 人/日	256.3 人/日	258.5 人/日
入院延患者数	39,816 人	38,431 人	35,349 人	34,076 人
平均入院患者数	109.1 人/日	105.0 人/日	96.8 人/日	93.4 人/日
平均在院日数	16.13 日	15.52 日	13.66 日	12.69 日
病床利用率	54.8%	52.9%	48.7%	46.9%

## (2) 現施設の概要

当院の敷地及び建物の概要を下記に示す。

### 【敷地概要】

敷地面積		11,979.01 m <sup>2</sup> (病院敷地 8,294.64 m <sup>2</sup> + 借地 3,684.37 m <sup>2</sup> )	
法的条件	用途地域	第一種住居地域	
	防火地域	未指定	
	全面道路幅員	8.25m (南側)	
	建築形態の規制	建蔽率	60%
		容積率	200%
道路斜線制限		1.25、後退距離 20m 北側：路線敷緩和あり (道路幅員 4,000 + 軌道幅員 7,000)	
隣地斜線制限		1.25、立上り 20m	

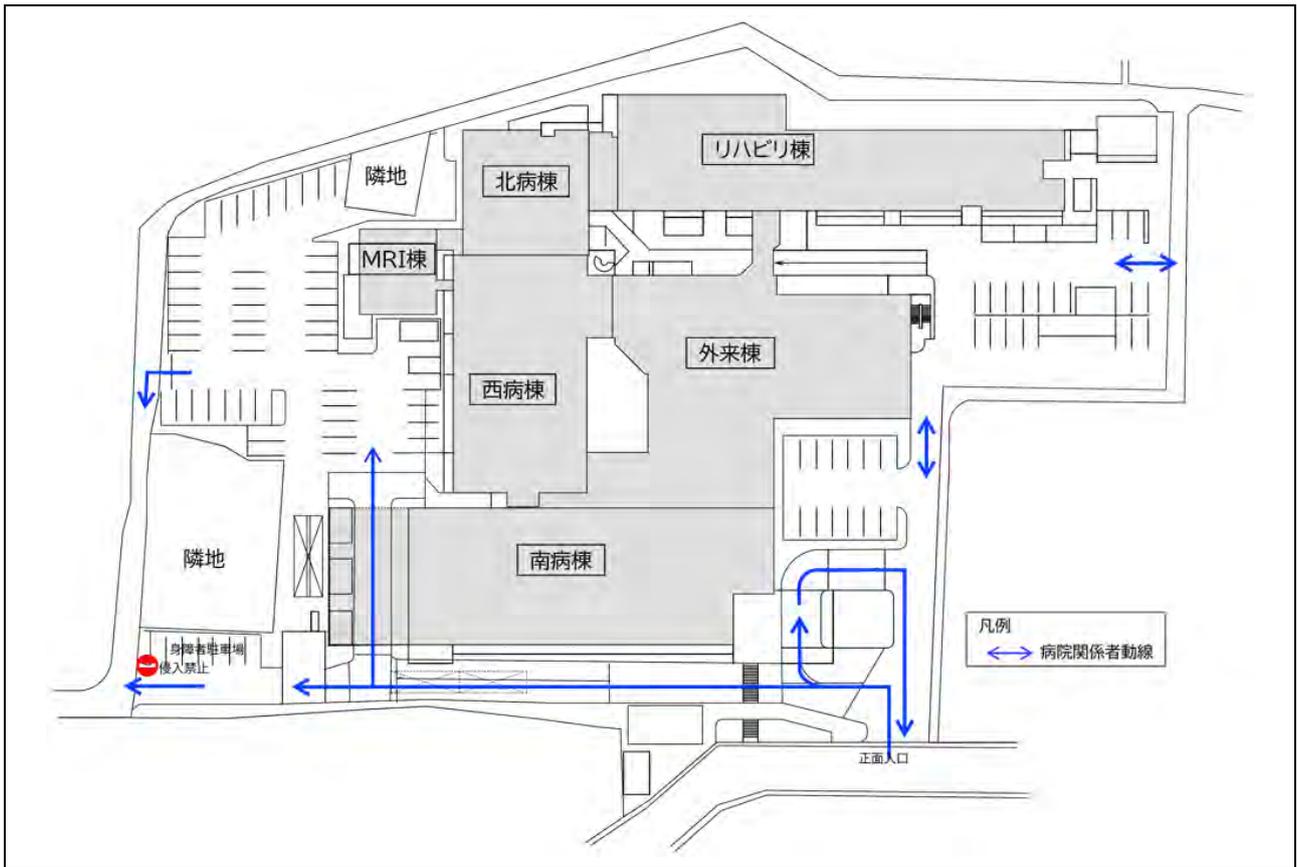
### 【建物概要】

病棟名	①西病棟	②リハビリ棟	③MRI 棟	④南病棟	⑤北病棟	⑥外来棟
床面積 (m <sup>2</sup> ) ※1	4,447	2,679	167	10,270	1,679	4,610
竣工 (年)	1982	1987	1988	1993	1995	1996
構造	RC 造	RC 造	S 造	SRC 造	RC 造	RC 造
階層	B1F～5F	1～3F	1F	B1F～8F	B1F～4F	B1F～4F
築年数 (年) ※2	41	36	35	30	28	27

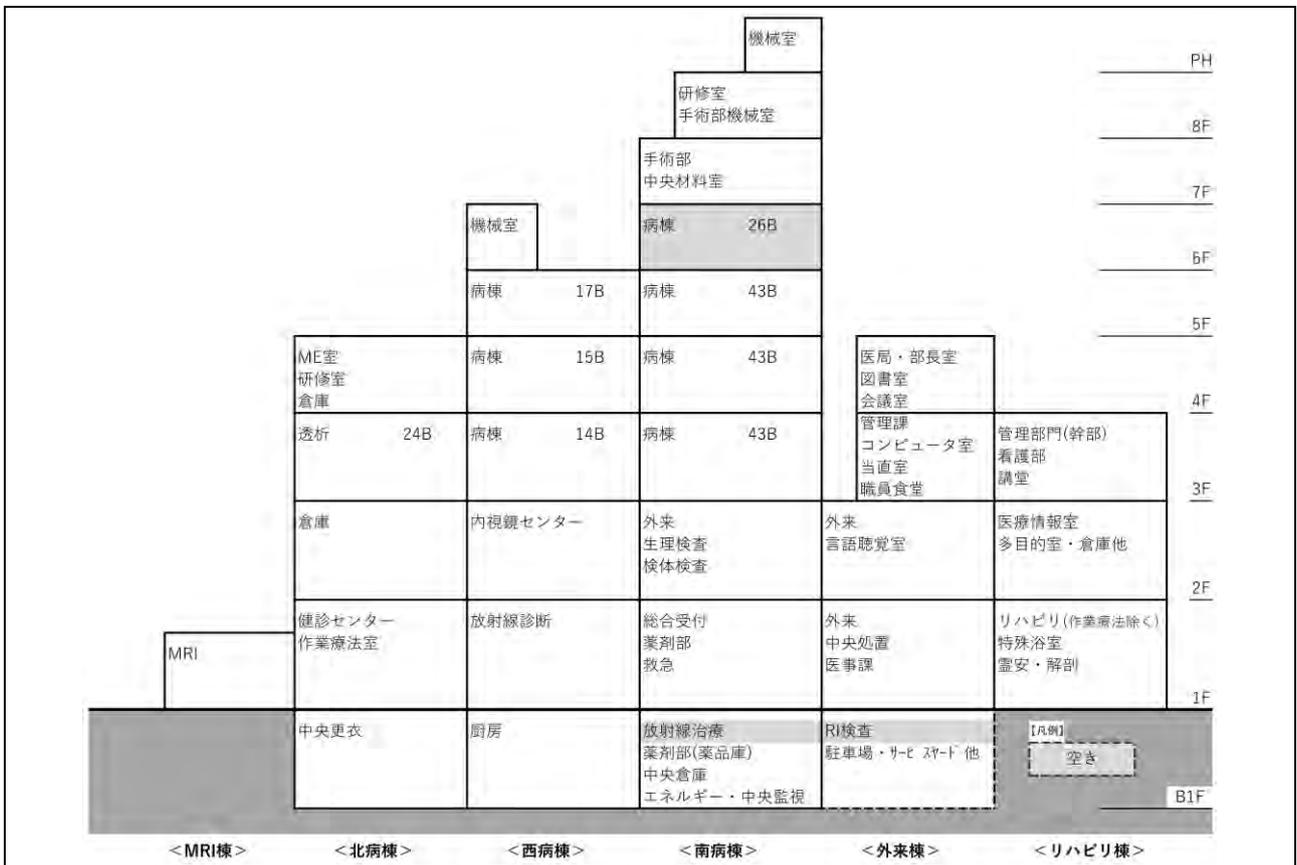
※1：延床面積 23,852 m<sup>2</sup>

※2：築年数は 2023 年現在で記載

【配置図】



【階層図】



### (3) 当院の役割

当院は東三河北部医療圏（以下「当医療圏」という。）における唯一の公的病院である。人口約5万人を抱える当医療圏の基幹病院として、地域のニーズに応じた医療サービスを提供している。

2016年に公表された愛知県医療構想で示された当医療圏の様々な課題に対し、当院は以下のような役割を果たしてきた。

- ・ 東三河北部医療圏は、面積が広大で救急搬送時間が長くなっているため、医療圏内での救急対応が望まれており、医療従事者の確保、医療機関との連携を強化するなど救急体制の充実
- ・ 回復期機能の病床の不足が示されていることから、急性期医療に加え、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供するための地域包括ケア病棟の効率的な運用など、回復期医療の提供
- ・ 不足している医療機能を補うため、地域医療連携室を充実し、これまで以上に東三河南部医療圏との円滑な連携体制の強化
- ・ へき地医療拠点病院として、医師などの医療従事者の派遣要請に応じることは、広大な面積を有する東三河北部医療圏の医療を確保する上で重要なこととの認識に立ち、地域基幹病院としての機能回復と医療体制の充実

また、5疾病・5事業においては具体的に下記の役割を担っている。

#### <5 疾病>

- ・ がん…がん医療を提供する病院として、大腸がんを中心に外科的治療を実施している。病気の早期発見・早期治療を目指し、内視鏡検査や健診後の二次検査にも対応しており、特に大腸がんの早期発見のため、出前講座などの啓蒙活動に努めている。また、外来通院における抗がん剤治療にも力を入れている。
- ・ 脳卒中…回復期リハビリテーション機能を有する医療機関として、他院からの紹介患者の急性期リハビリを実施している。
- ・ 糖尿病…外来診療を中心に糖尿病治療を行っており、食事及び運動の指導に加え、病態に応じた薬物療法を実施している。また糖尿病教室を定期的に開催しており、コメディカルからの具体的な指導も行っている。

#### <5 事業>

- ・ 救急医療…ケガや病状が悪化し、検査や緊急入院などを必要とする比較的症状の重い患者を受け入れるため、24時間体制で2次救急医療を担っている。2020年度の新城市消防署管内の救急搬送は、新城市民病院が約6割近くの救急車を受け入れており、地域の救急医療を支えている。
- ・ 災害医療…災害拠点病院及びDMAT指定医療機関の指定を受けており、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震の備え、中心的な役割を担えるよう体制の整備をしている。
- ・ へき地医療…へき地医療拠点病院として、各地域の保健・医療・福祉関連施設と連携し、地域医療研修プログラムを作成している。また、新城市作手診療所（へき地診療所）を運営している。
- ・ 小児医療…小児の2次救急医療機関として、小児科専門医が内科疾患全般に対応した外来診療を行っている。入院が必要な小児患者に対しては他院への紹介している。

### 3 あり方検討会の趣旨

#### (1) 当院の課題

当院は竣工から 27～41 年経過しており、各所で経年に伴う劣化現象が見られ、建築構成部材の耐用年数から考慮しても建替えや改修等を検討・実施する時期に達している。

特に当院の西病棟は厨房、放射線部門、内視鏡部門、病棟と病院機能として重要な部門があるが、1980 年（昭和 55 年）に工事着手した病棟であるため、1981 年（昭和 56 年）に施行された新耐震基準で設計された病棟ではない。また、鉄筋コンクリート造で病院を建築した場合、建物の法定耐用年数は 39 年であり、築 40 年以上が経過している西病棟は既に法定耐用年数を超えている状態である。今年度実施した施設劣化調査では、西病棟を除く建物では残存耐用年数が 36 年～89 年という結果であった。（残存耐用年数はあくまで指標であり、建築物の寿命を表すものではない。）1986 年以前は塩化物総量規制がなかったため、西病棟については腐食開始時期、進行速度が速い可能性がある。建築物の長寿命化及び継続利用を想定すると、敷地や建物、設備等の修繕や補強、更新等が必要となる。

#### 【中性化から見る残存耐用年数】

建物名	西病棟	リハビリ棟	MRI 棟	南病棟	北病棟	外来棟
残存耐用年数 (年)	※1	36	※2	59	89	59

出典：新城市民病院 施設劣化調査報告書

※1：仕上げ無し部分のコア抜き未実施のためデータなし ※2：鉄骨造のためデータなし

#### (2) あり方検討会設置目的

病院再整備に向けたあり方検討会は、病院の最適な再整備に向けて、病院内外の視点から意見を求めることを目的として設置した。

#### (3) 検討内容

3 パターンの再整備の方法について、整備の諸条件を設定し、下記の①から④の項目について比較検討を行った。

##### 【再整備のパターン】

- ① 現地建替え（敷地内で既存建物の解体と新築を順次行う）
- ② 既存施設の改修（今ある建物を補強する）
- ③ 移転新築（別の場所に新築する）

##### 【比較検討項目】

- ① 工事工程（敷地平面計画、階層構成計画）
- ② 工事スケジュール
- ③ 概算事業費（税込）
- ④ メリット・デメリット

#### 4 検討にあたっての前提条件

##### (1) 新病院の概要

再整備の3パターンの検討を進めるにあたり、2021年度の病院再整備に向けた基礎調査で検討した新病院の病床規模や病床あたりの延床面積等の下記の条件を前提として仮設定し、検討を進めていくこととする。

項目		内容	
病床数・病棟数		150床 (50床×3病棟) ※ <sup>1</sup>	
主な部門		外来、救急、入院、手術、透析、内視鏡、健診、薬剤、放射線、生理・検体検査、リハビリ、栄養、ME、管理・事務 等	
建物規模 (全面建替え時)		13,500 m <sup>2</sup> (150床×90 m <sup>2</sup> /床) ※ <sup>2</sup>	
敷地	現地建替え 既存施設の改修	現状の敷地の利用	
	移転新築	18,000 m <sup>2</sup> 程度の土地取得 (病院建築面積 3,500 m <sup>2</sup> +駐車場等 14,500 m <sup>2</sup> ) 当院は、災害拠点病院のため第1次緊急輸送道路※ <sup>3</sup> に沿った土地であることが望ましい	
	駐車場	現地建替え 既存施設の改修	現状の敷地内外の駐車場の利用
		移転新築	約400台 (患者用+職員用) 平面駐車 400台×35~40 m <sup>2</sup> /台=14,000~16,000 m <sup>2</sup>
診療の継続		工事中も診療を止めずに医療提供を継続	

※<sup>1</sup>: 令和3年度に行った再整備に向けた基礎調査の中での最高値を前提とした

※<sup>2</sup>: 近年建設された国公立病院 (150~400床) の事例より1病床あたりの延床面積を算出

※<sup>3</sup>: 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

【参考：近年建設された国公立病院 (150~400床) の面積及び建築費事例】

病院名	竣工年	病床数 (床)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建築費 (百万円)	建築単価 (千円/m <sup>2</sup> )	病床当たり延床面積 (m <sup>2</sup> /床)
西予市立西予市民病院	2014年	154	11,961	3,997	334	77.7
北茨城市民病院	2014年	183	14,031	4,822	344	76.7
地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院	2014年	233	28,411	9,500	334	121.9
広域紋別病院企業団 広域紋別病院	2015年	150	11,636	4,499	387	77.6
山形県立こころの医療センター	2015年	213	16,005	5,179	324	75.1
長崎県病院企業団 長崎県対馬病院	2015年	275	20,327	6,707	330	73.9

病院名	竣工年	病床数 (床)	延床面積 (㎡)	建築費 (百万円)	建築単価 (千円/㎡)	病床当たり延床面積 (㎡/床)
石巻市立病院	2016年	180	23,932	11,542	482	133.0
埼玉県立小児医療センター	2016年	316	65,411	27,280	417	207.0
気仙沼市立病院	2017年	340	28,458	14,480	509	83.7
独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	2019年	163	15,618	6,685	428	95.8
東京都立府中療育センター	2019年	250	24,000	10,600	442	96.0
独立行政法人国立病院機構 七尾病院	2019年	239	6,461	2,201	341	27.0
				平均	389	95.5
				中央値	365	80.7

出典：新城市民病院 病院再整備に向けた基礎調査（2022年3月）

## （２）各検討内容に関する前提条件

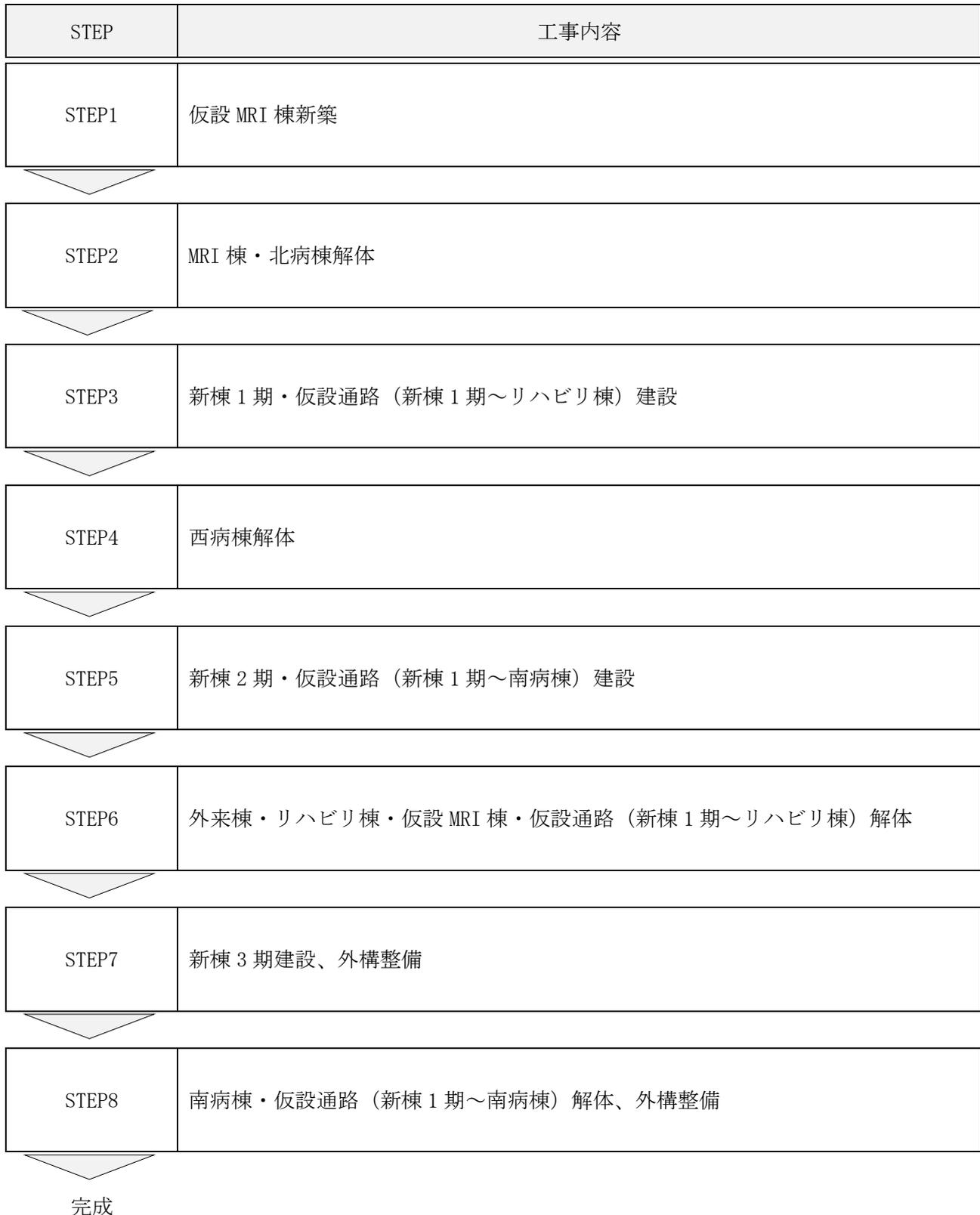
再整備の3パターン	前提条件
① 現地建替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地上、新棟建設は東側または西側の駐車場をベースに建替えいくパターンを想定するが、東側駐車場を利用する場合は、サービス動線の確保が困難である。</li> </ul> <p>⇒西側駐車場を利用して順次建替えていくのが現実的である。</p>
② 既存施設の改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建物の寿命を延ばすには、配管や配線等設備を含めた大規模改修が必要であるが、広範囲に及ぶ設備改修は全フロアに影響が出るため、診療を継続させながらの大規模改修は不可能である。</li> </ul> <p>⇒診療を止めないよう、設備改修は改修する部門のみに限定して実施する（そのため、既存建物と設備の寿命はそのままとなる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現施設のボリュームをそのまま維持して改修を行った場合、将来的に過大整備となってしまふ。また、西病棟は既に築年数が40年以上経過しており、仮に耐震改修を行っても、耐用年数から見ても短期間しか躯体がもたないため改修の費用対効果が低い。</li> </ul> <p>⇒築年数、将来の適正規模、現状の部門配置等を考慮すると、リハビリ棟及び北病棟、西病棟、MRI棟を解体し、その跡地の一部を利用して新棟を増築し、残った南病棟及び外来棟は改修して引き続き使用する、解体、増築、改修の混合案となる。</p>
③ 移転新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>現段階では新病院の移転先候補地は決定していない。</li> </ul> <p>⇒新病院は仮定した敷地に建てることを想定して検討する。</p>

---

## 5 現地建替え案に関する検討

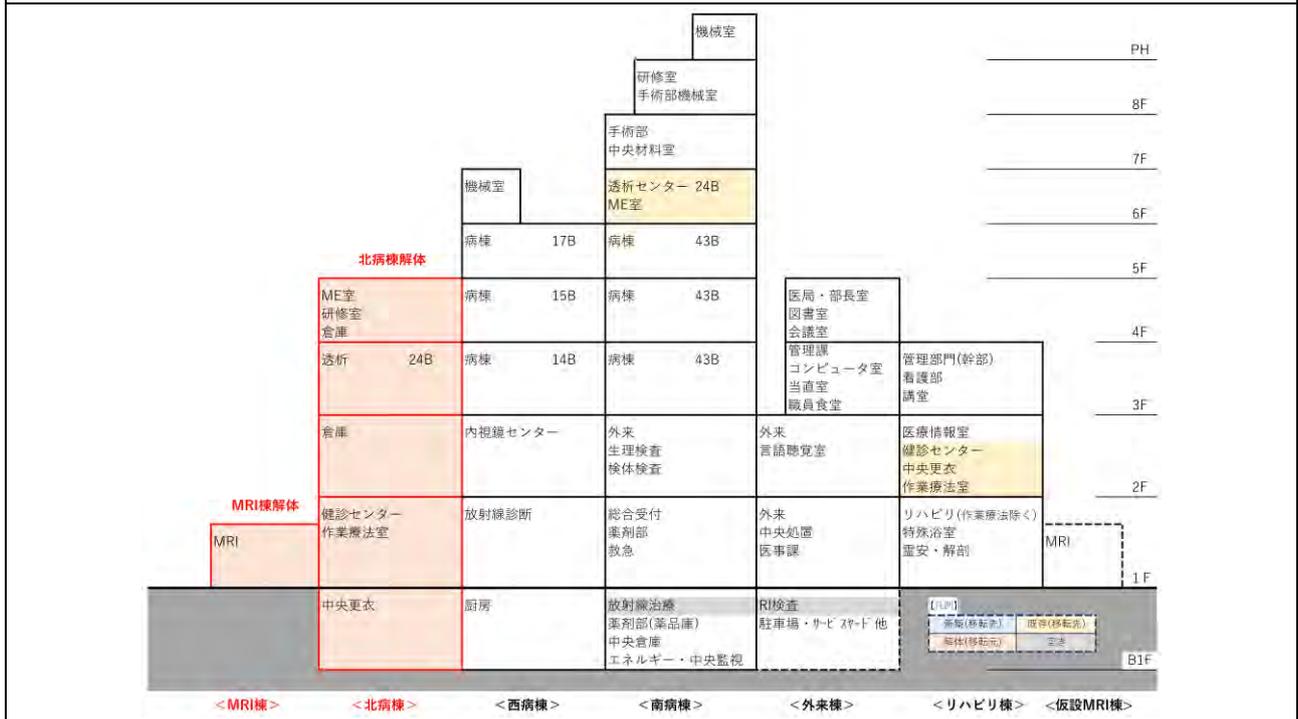
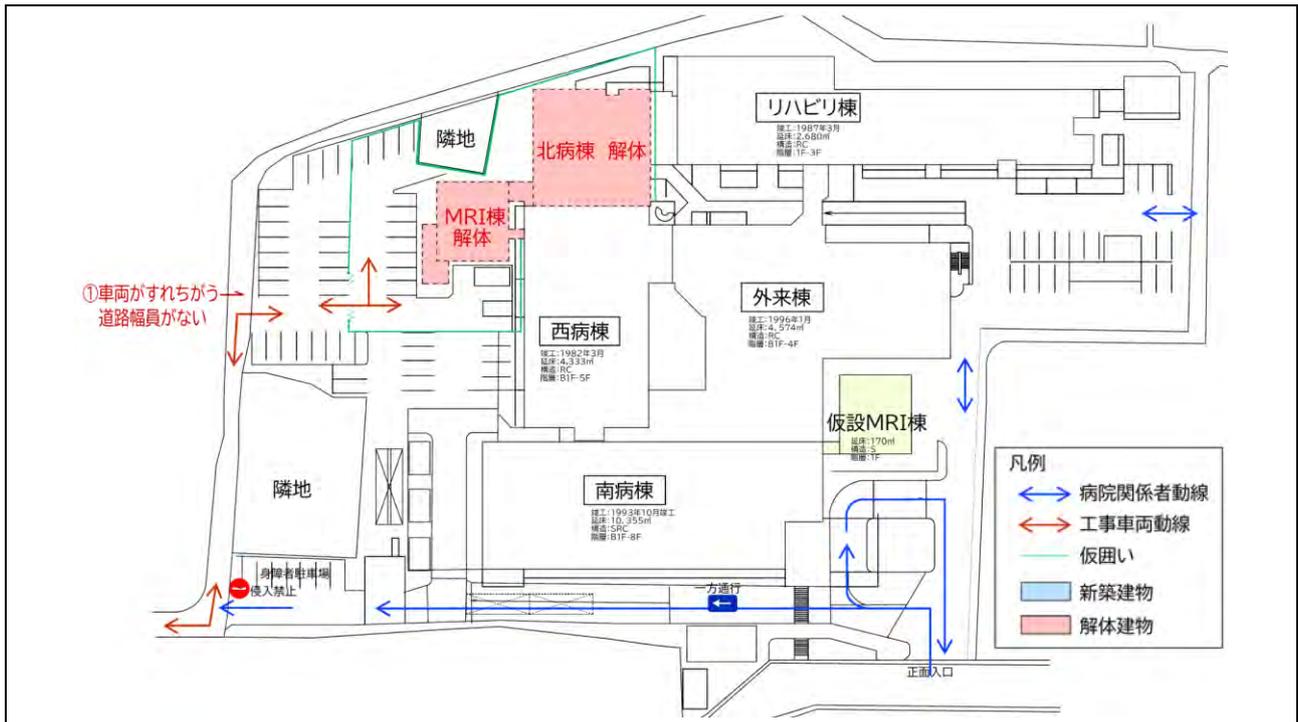
---

### (1) 工事工程





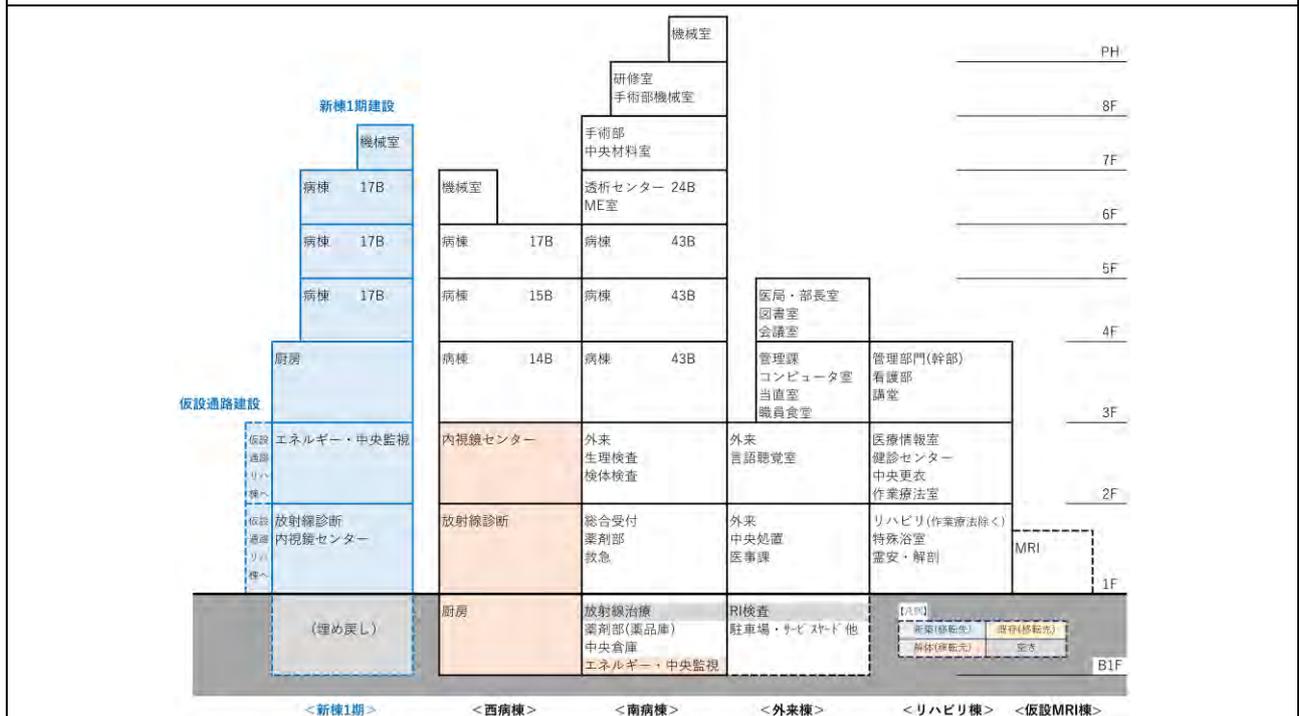
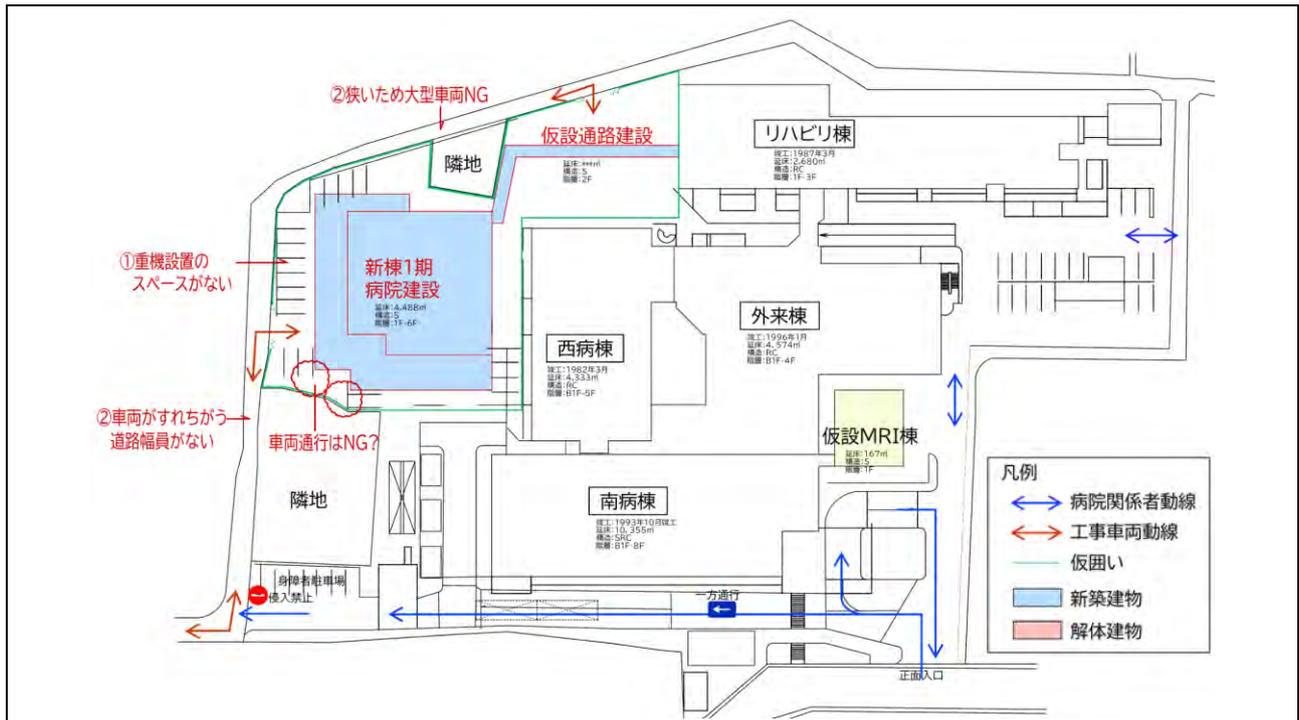
STEP2 MRI棟・北病棟解体



【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 工事車両は西側道路からのアクセスしかないことや車両がすれ違う道路幅員がないことで、工事の難易度が上がる。
- 駐車台数が約 10 台減る。
- MRI 室の仮移転には、機器の移設だけでなく機械室やシールド設備も必要であり現実的ではない。
- 現在、倉庫となっている南病棟 6 階に透析センターを仮移転するのは、室内の見通しが悪く急変患者を見落とす可能性がある上、給排水や電源等の設備の整備も必要であり非現実的である。また水を大量に使用するため、下の階への水漏れ等の水回りの問題が懸念される。
- 健診センターをリハビリ棟に仮移転することで、胃透視検査室や内視鏡検査室（西病棟）が離れてしまう。

STEP3 新棟1期・仮設通路（新棟1期～リハビリ棟）建設



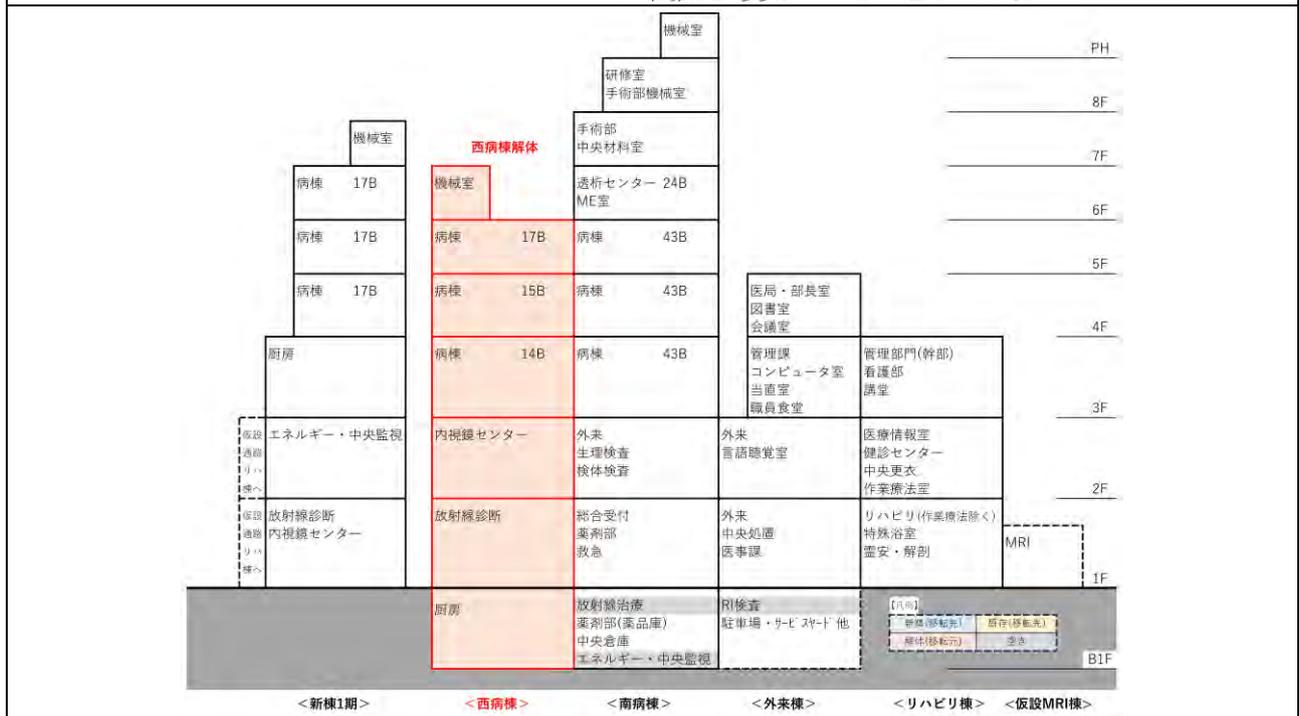
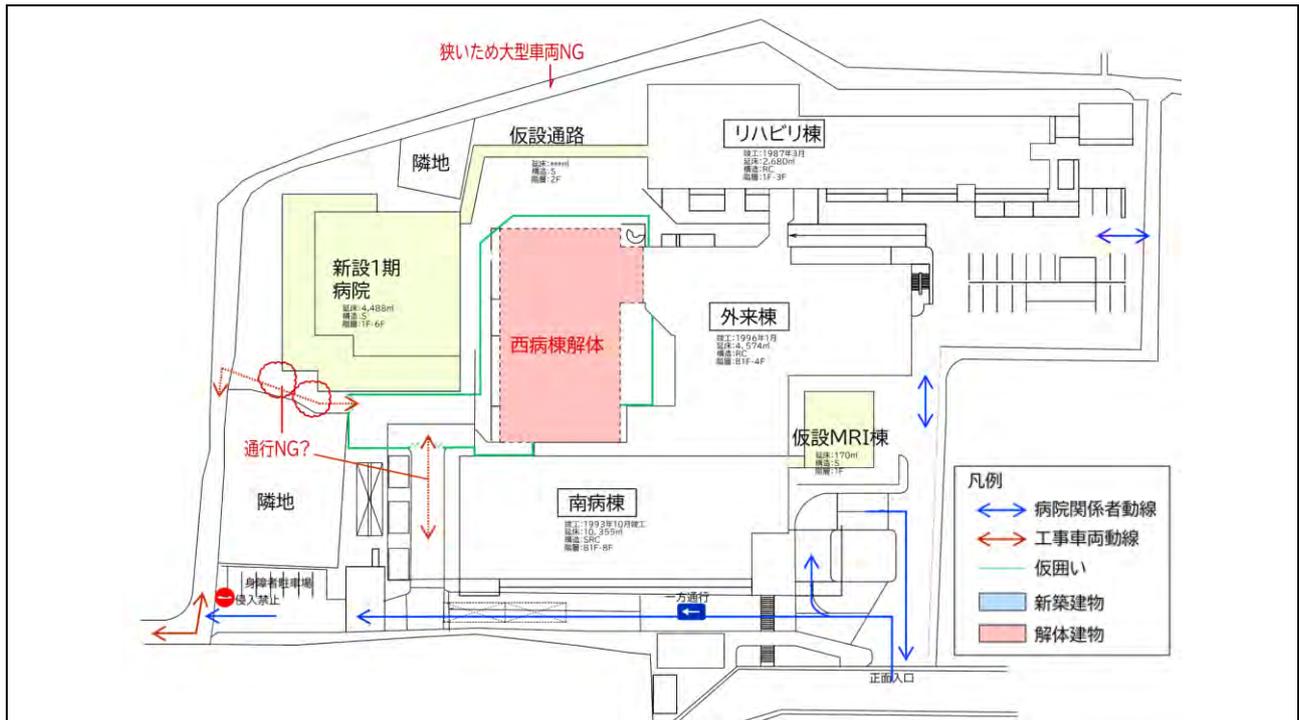
【課題点】（●工事課題 ■診療課題）

- 工事車両と患者・職員動線の交差や車両がすれ違う道路幅員が確保できない、工事車両のアクセスに難がある、新棟建設に必要な重機設置スペースがないため、工事難易度が上がる。
- 駐車台数が約40台減る。
- 新棟2期が完成するまで、放射線診断（新棟1期1階）と技師控室（仮設MRI棟）が離れており、スタッフの往来に時間がかかる。また、放射線診断（新棟1期1階）と救急（南病棟1階）が離れすぎてしまい、一刻を争うような救急業務に支障を来す。
- 新棟2期が完成するまで、健診センター（リハビリ棟2階）から胃透視検査・内視鏡検査（新棟1期1階）や脳ドック（仮設MRI棟）の動線が長くなり効率が非常に悪い。現在の長所である効率的な動線が損なわれ、利用者離れが懸念される。

【課題点】（●工事課題 ■診療課題）

■ 新棟 2 期の病棟が完成するまで、新棟 1 期の病棟は使用できない。

STEP4 西病棟解体



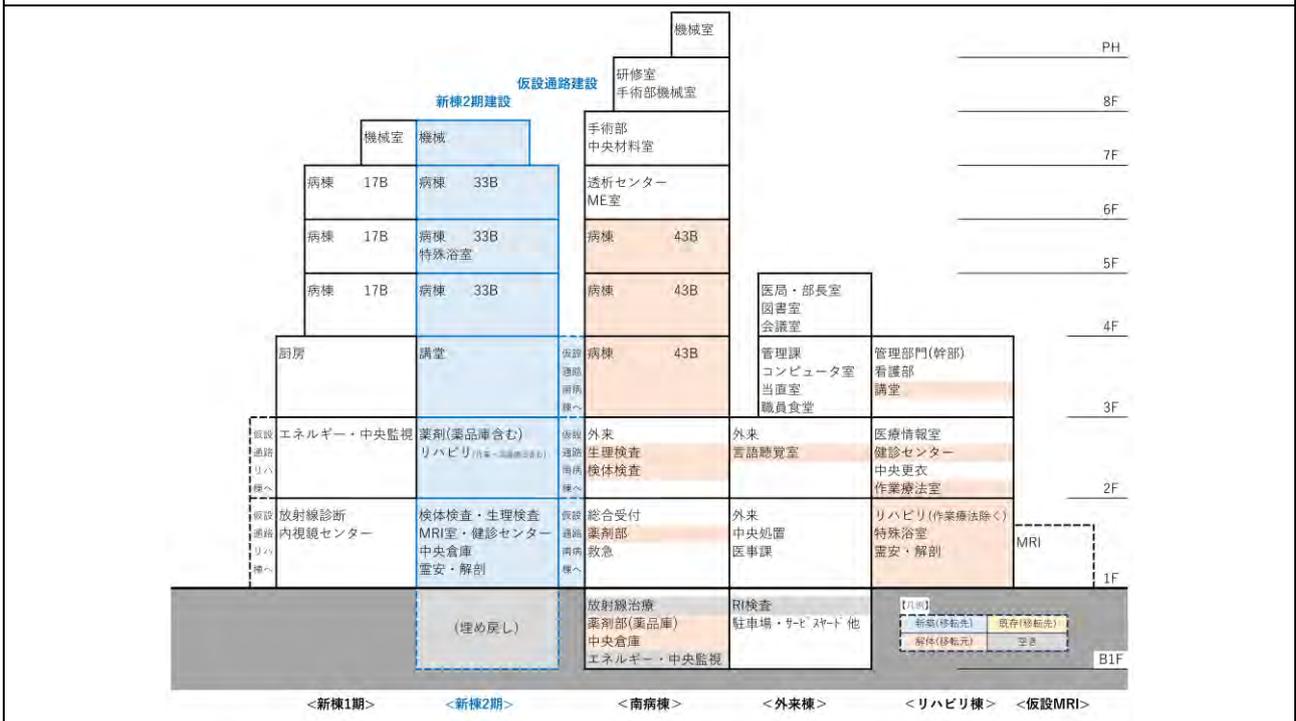
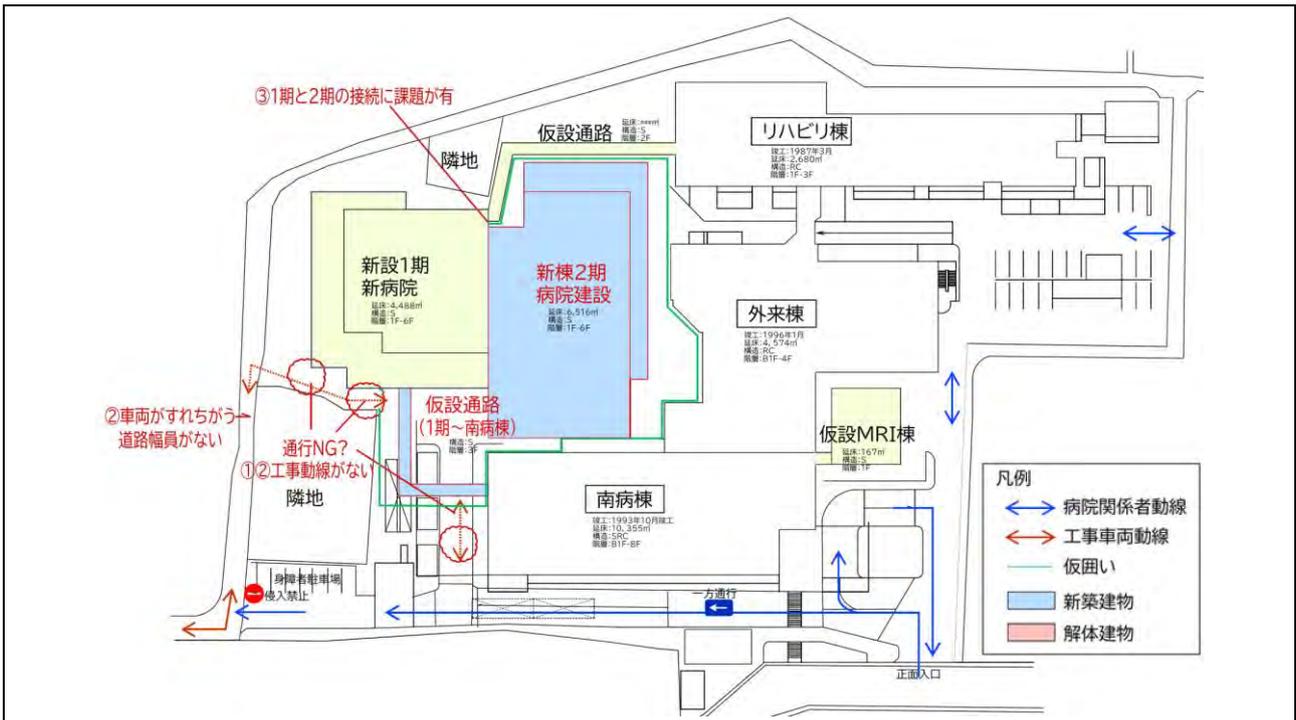
【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 6階規模の建屋解体用の重機アクセスルートがないことや解体材搬出のためのダンプ等の車両アクセスルートがないことで工事難易度が上がる。
- 駐車台数が約40台減る。
- 病棟(南病棟)からリハビリ室(リハビリ棟)の移動は、外来棟を経由するため、入院患者と外来患者の動線が交差してしまう。
- 新棟1期と南病棟を繋ぐ仮設通路が出来るまで、給食配膳車は新棟1期からリハビリ棟、外来棟を通り南病棟へ行くため経路が長すぎる。外来診療中は配膳車の通行が困難であり、車椅子やストレッチャーの患者には移動をお願いしないと、配膳車と外来患者が衝突する可能性がある。

**【課題点】（●工事課題 ■診療課題）**

- 配膳車の搬送時間が伸びることでその他の給食業務を圧迫する。下膳車は病棟職員により厨房へ返却されるため、病棟職員も時間がとられてしまう。
- 配膳時間が伸びるため、衛生管理マニュアルの調理 2 時間以内の喫食を守れない。
- 搬送時間が伸びることで、厨房に下膳できなかった食器は翌日の回収となる場合も考えられ、不衛生になる。
- 厨房職員が高齢化している中、配膳車の搬送経路が長すぎて、身体的な支障が懸念される。
- 南病棟から霊安・解剖室（リハビリ棟 1 階）までのご遺体の搬送には外来棟を経由しなければならず、外来患者と動線が被るのは非現実的である。
- 西病棟解体後から新棟 2 期が完成するまで、一時的に 130 床程度まで病床が減少し、特に個室が使用できなくなる。個室が必要な場合は、南病棟の多床室を個室に改修しなければならない。

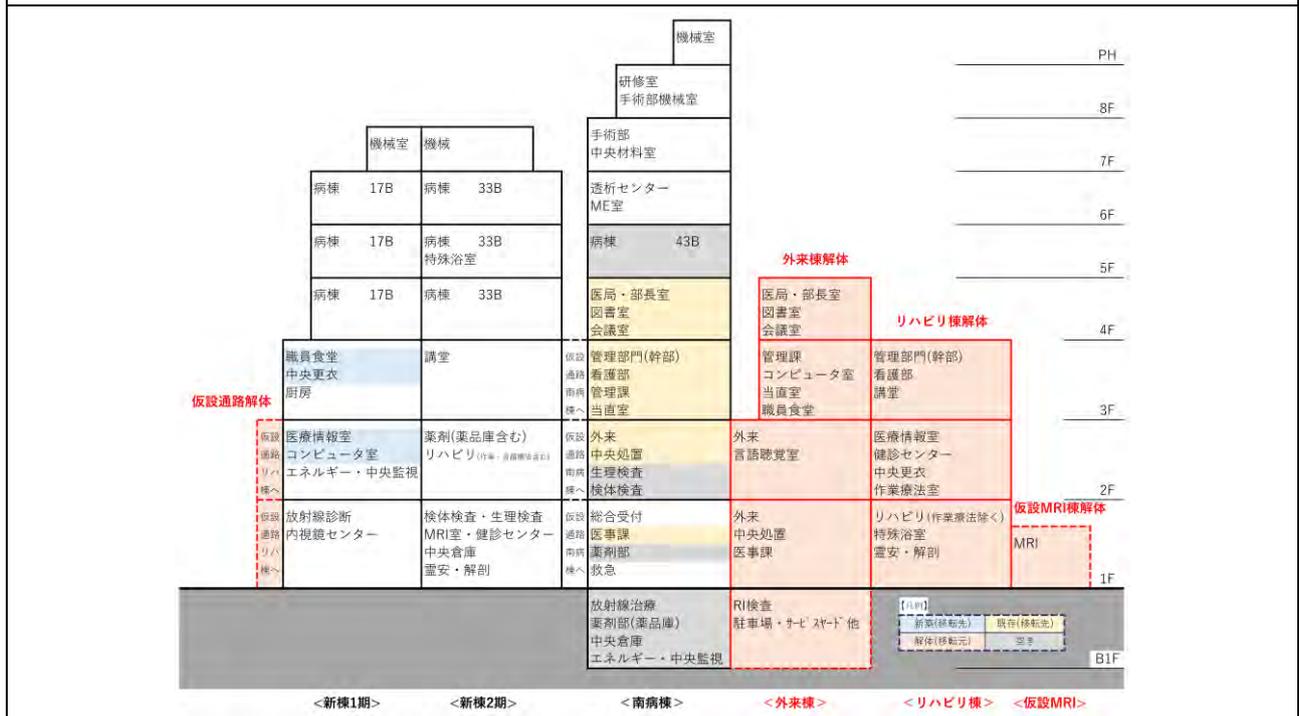
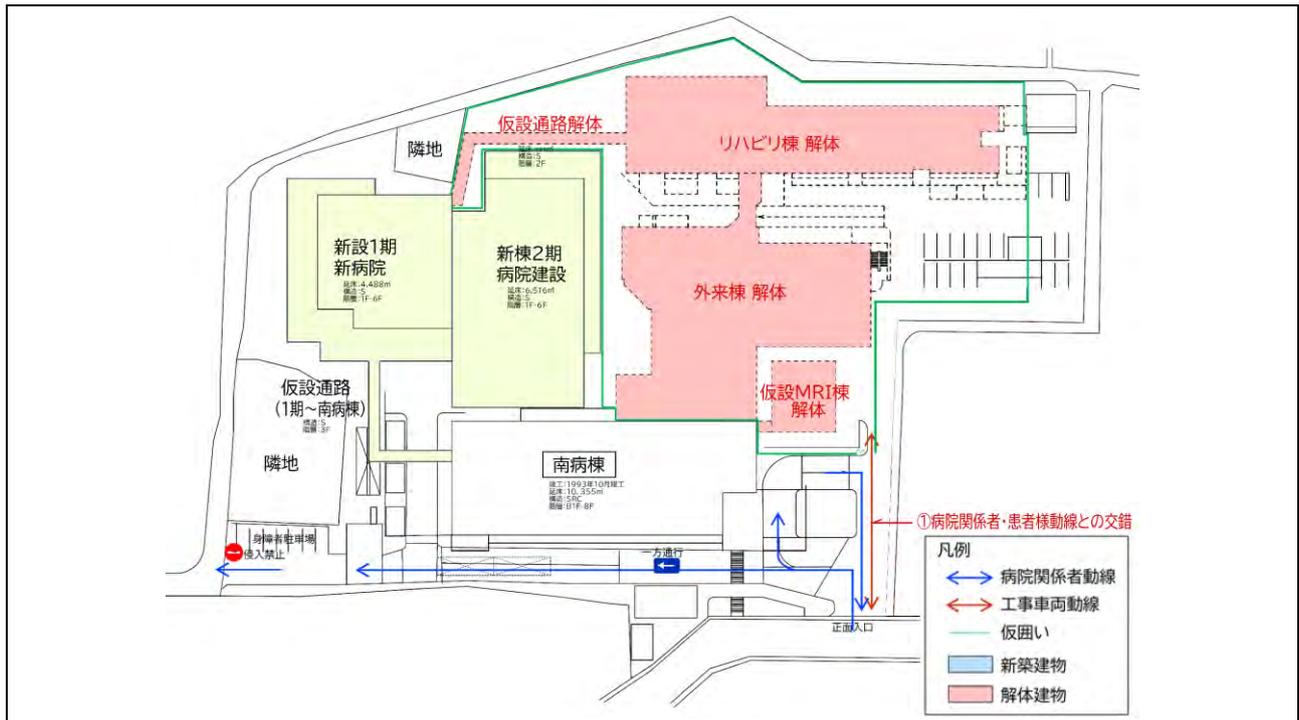
STEP5 新棟 2期・仮設通路（新棟 1期～南病棟）建設



【課題点】（●工事課題 ■診療課題）

- 新病院建設用の揚重クレーン等の車両アクセスルートがないことで、工事難易度が上がる。
- 新棟 1期と新棟 2期の接続工事の為に、稼働中の新棟 1期側に仮間仕切壁等の設置を含む工事ヤードが必要になる。
- 新棟 2期が竣工しないと南病棟への仮設通路を設置できない。
- 貯水タンクの位置に配慮して、仮設通路を建設する必要がある。
- 駐車台数が約 40 台減る。
- 現在のリハビリ棟 1階にあるリハビリ部門が新棟 2期の 2階へ移転することで、患者動線が長くなり、患者の負担及び急変リスクが増加する。

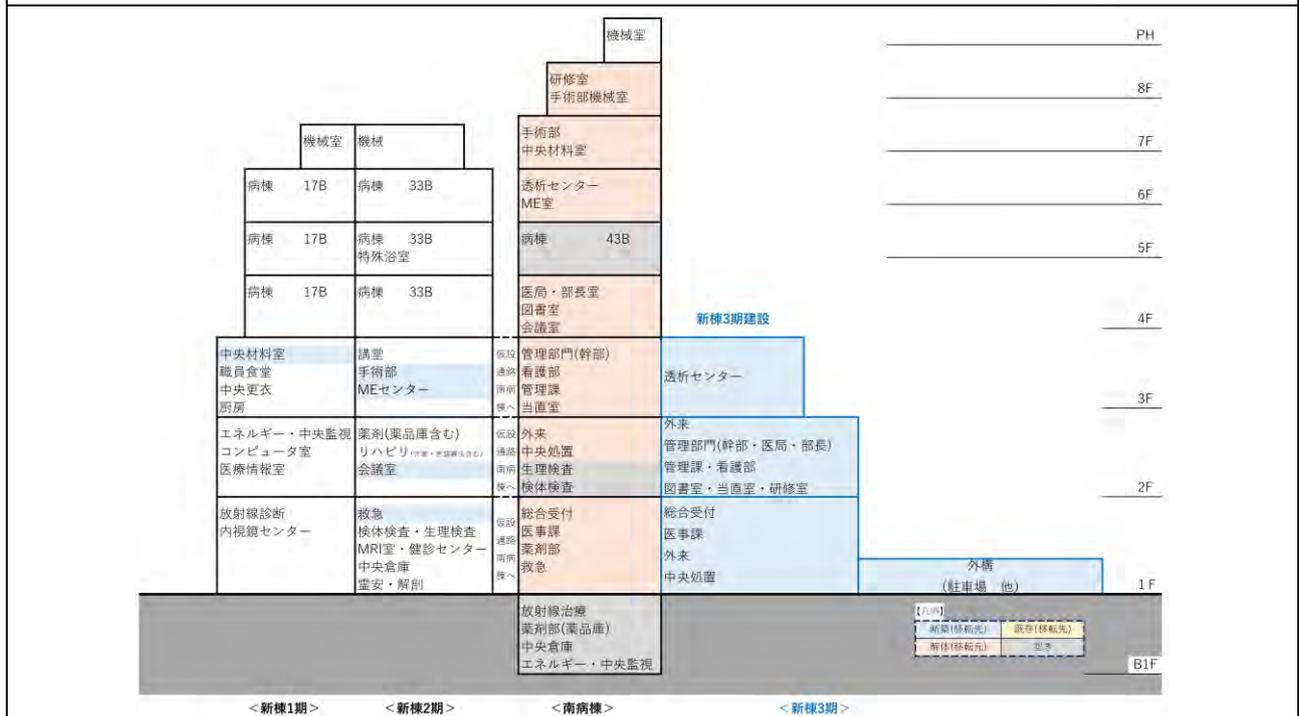
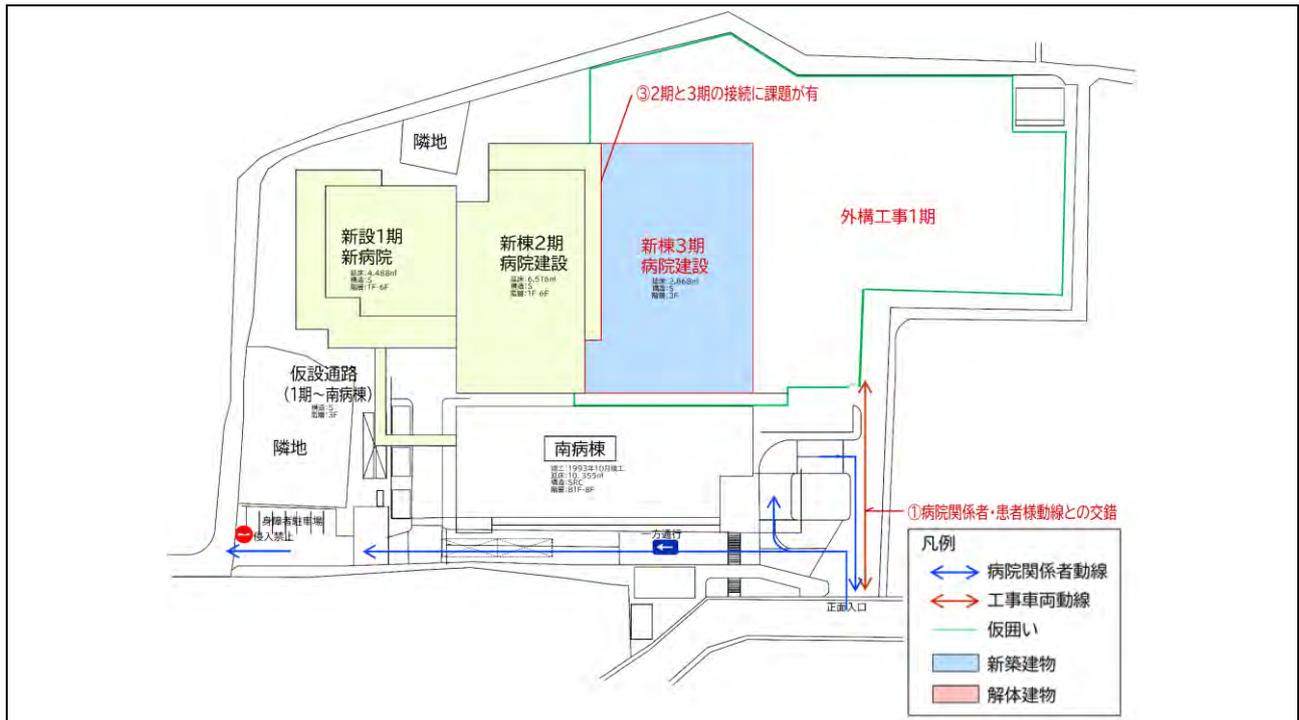
STEP6 外来棟・リハビリ棟・仮設MRI棟・仮設通路（新棟1期～リハビリ棟）解体



【課題点】（●工事課題 ■診療課題）

- 工事動線は正面入口のみであり、救急車や病院関係者・患者の動線と重なる。
- 駐車台数が約 50 台減る。

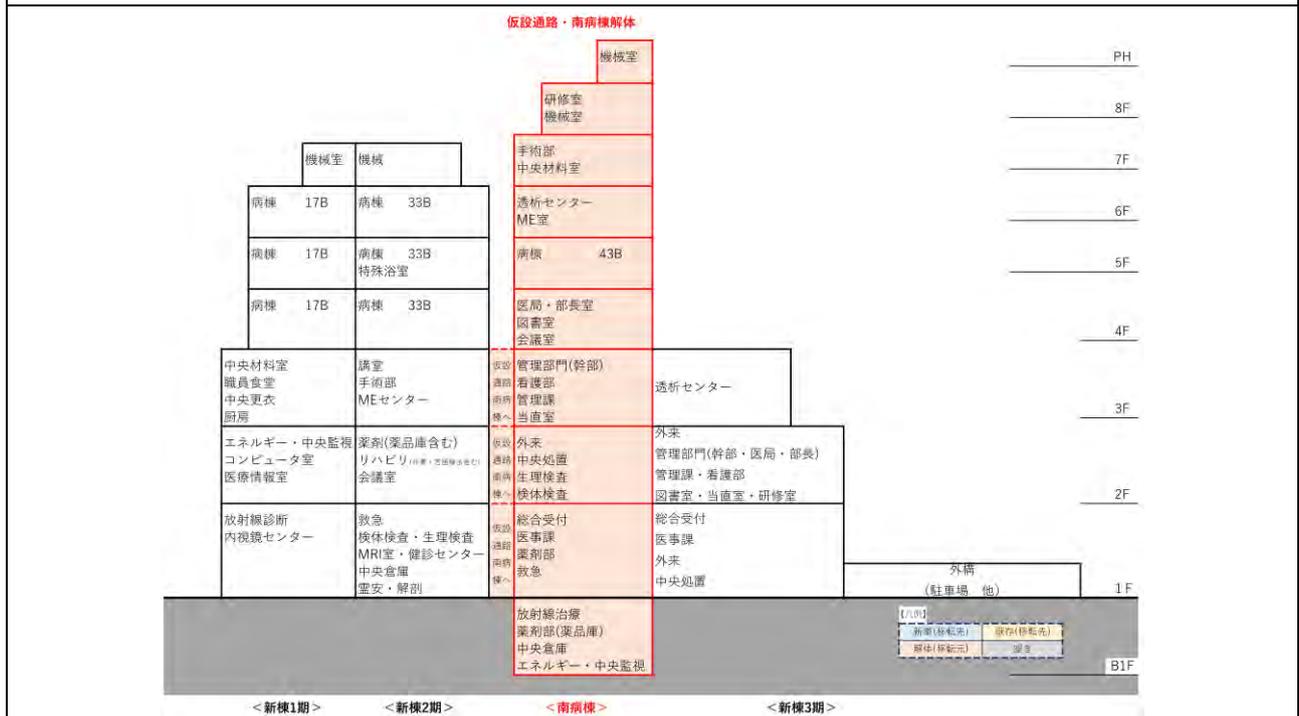
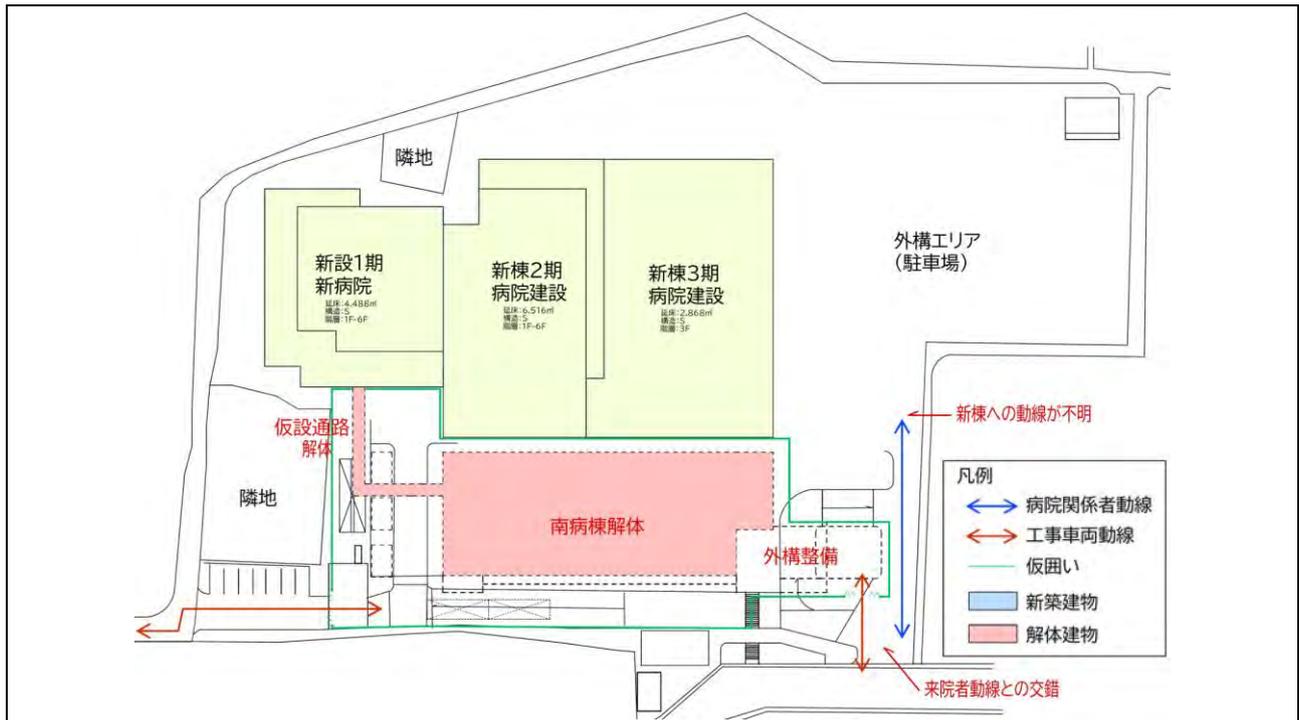
STEP7 新棟 3期建設、外構整備



【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 工事動線は正面入口のみであり、救急車や病院関係者・患者の動線と重なる。
- 新棟 2期と新棟 3期の接続工事の為に、稼働中の新棟 2期側に仮間仕切壁等の設置を含む工事ヤードが必要になる。
- 新棟 3期の東側の外構工事着手時期に伴い、駐車台数確保の調整が必要になる。
- 液酸タンクや重油タンクの新設が必要になる可能性がある。
- 駐車台数が約 60 台減る。

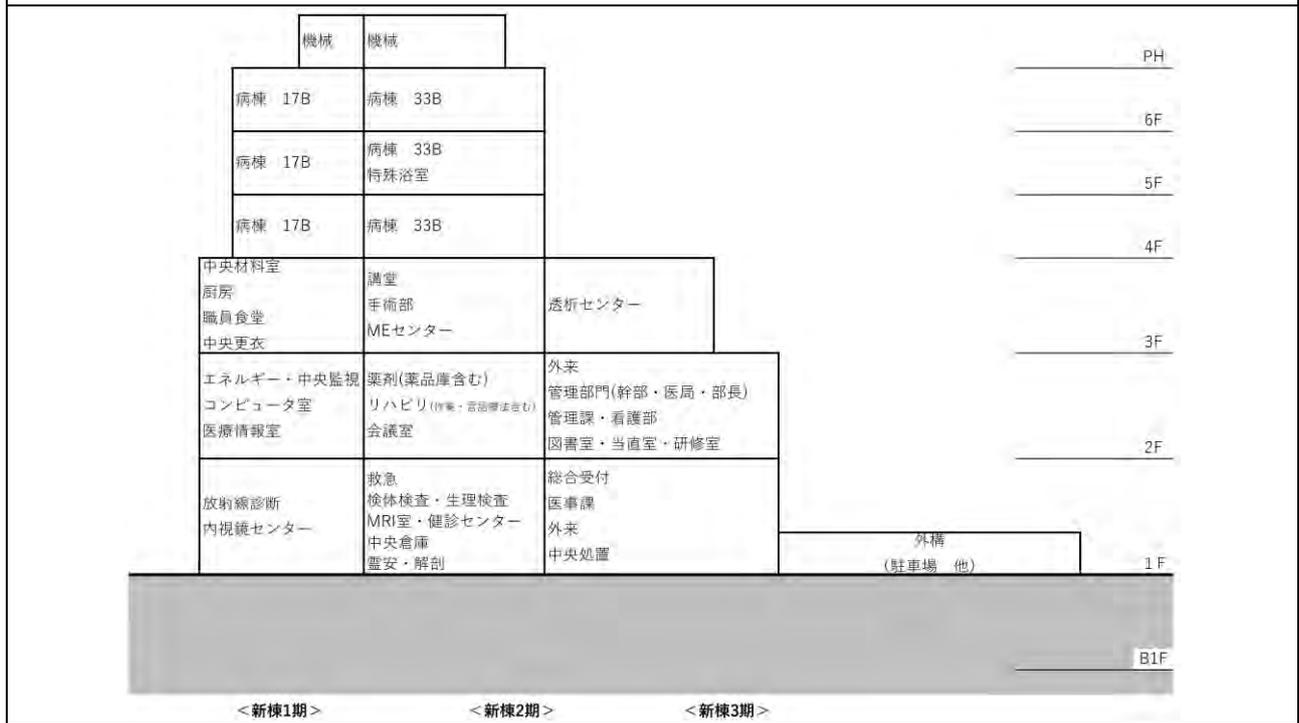
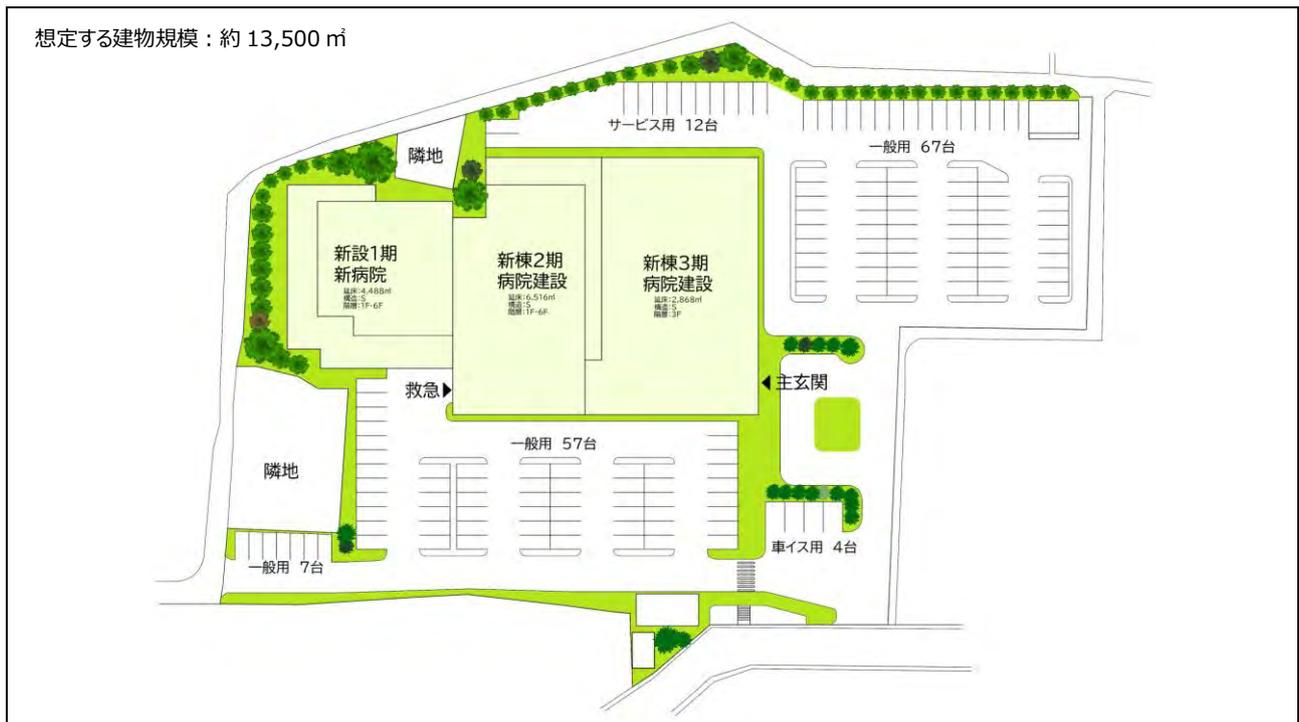
STEP8 南病棟・仮設通路（新棟1期～南病棟）解体、外構整備



【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 工事動線は正面入口のみであり、救急車や病院関係者・患者の動線と重なる。
- 駐車台数が約 60 台減る。

完成

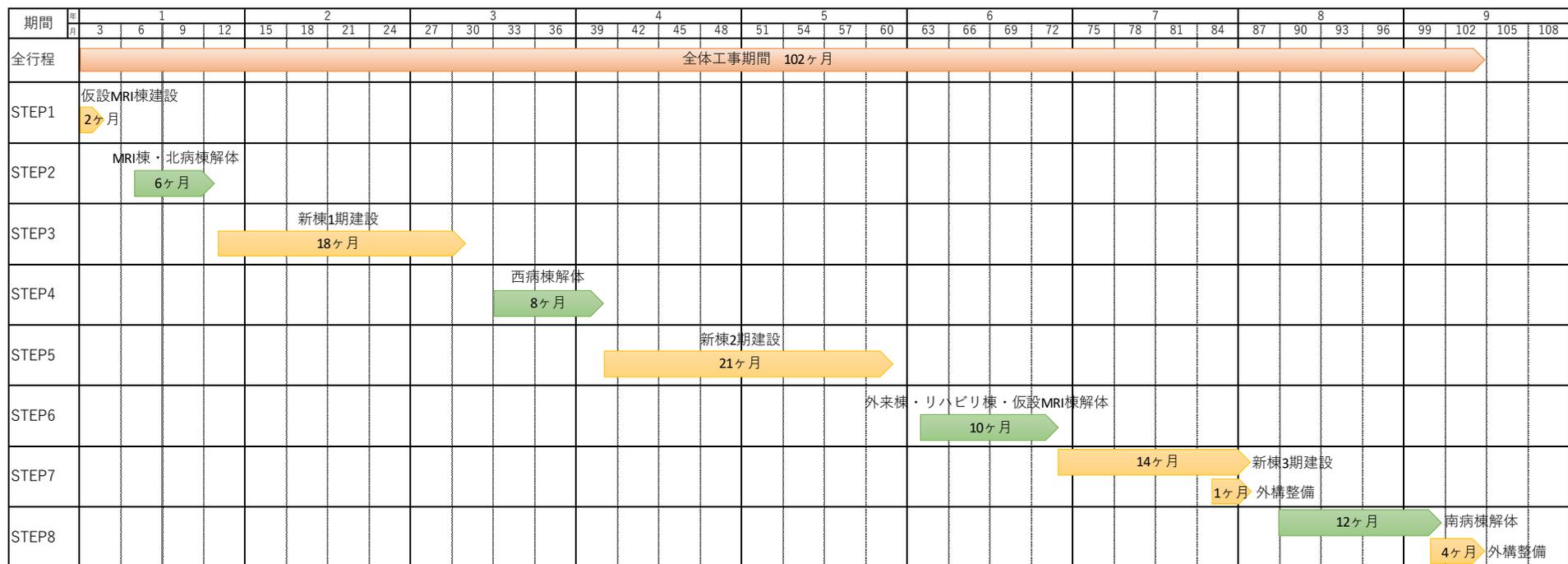


【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 工事動線は正面入口のみであり、救急車や病院関係者・患者の動線と重なる。
- 救急から各部署までのアクセスが悪くなる。
- 各棟の繋ぎ目に段差が出来てしまう (バリアフリーでない) と現状と変わらない。

## (2) 工事スケジュール

全体工期は約9年である。



## (3) 概算事業費

各工事における面積と建築単価により超概算を算出した。建設費の超概算は約160億円（税込）で、その内、新築部分は約100億円（税込）である。現地建替え工事で発生する仮設、解体、新築、外構、改修、インフラ切り回しの工事費のみであり、医療機器整備費等の工事外の費用は見込んでいない。

(4) メリット・デメリットの整理

メリット	デメリット
<p><b>【建築面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな移転地を取得する必要がなく、その分の手間や費用は軽減される。</li> <li>・ 新築後、当面は維持・管理に関する懸念事項は減少する。</li> </ul> <p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の土地での建替えとなるため、近隣住民やかかりつけとなっている住民は安心感がある。</li> </ul>	<p><b>【建築面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地に十分な余裕がなく限られた選択肢の中での複雑な難易度の高い工事工程となるため、工期及びコストが増大する(特に MRI 棟の仮設・新設及び解体は効率が悪い)。</li> <li>・ 線路近接工事であることや、工事車両のアクセスや重機の設置、建物の接続において多々課題があり、これらを解決しながらの工事はハードルが高い。</li> <li>・ 工事工程に伴う様々な法的条件の調整が必要になる上、9 年にも渡る工事であることから、工事車両の出入りに係る道路使用許可等の認可が警察から下りない可能性が高い。</li> <li>・ 仮移転では、限られた期間で医療機器や情報システム、配線、配管等を接続しなければならず、ハードルが高い。</li> <li>・ 最終的に完成した施設においても複雑な工事工程が影響し、使い勝手の良い理想的な施設とならない可能性が大きい。</li> </ul> <p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 年もの歳月をかけ、既存施設を稼働させたまま 3 期に渡る新棟工事を行うため、長期に渡る動線問題(長距離化、複雑化、感染症患者を含む患者・職員等の動線の混在)やプライバシーの問題、工事に起因する騒音・振動等により、院内の療養環境や労働環境の悪化はもちろん、近隣住民の生活環境の悪化は避けられず、患者や職員、周辺住民に不便や迷惑をかける。</li> <li>・ 非効率的な動線になることで、現状の職員数では対応できない可能性がある。</li> <li>・ 病床が一時的に 130 床程度まで減少するのに加え、駐車場の減少や診療環境の悪化に伴う患者数の減少により、経営状況が悪化する可能性がある。</li> </ul>

メリット	デメリット
	<p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工期中は駐車場が大幅に不足し、近隣での臨時駐車場の確保が必要になる。</li><li>・ 工期中は動線や駐車場が頻繁に変更になるため、その都度、災害・感染症の計画や対応に変更が生じる。</li></ul>

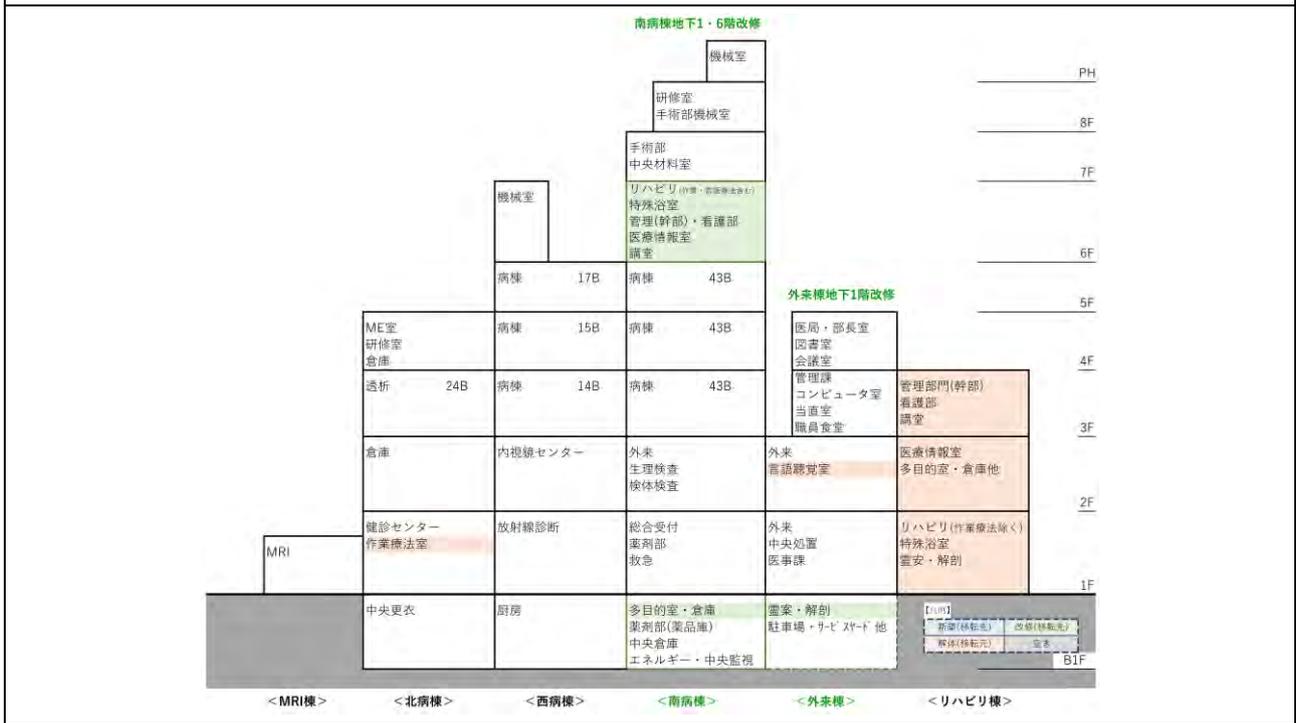
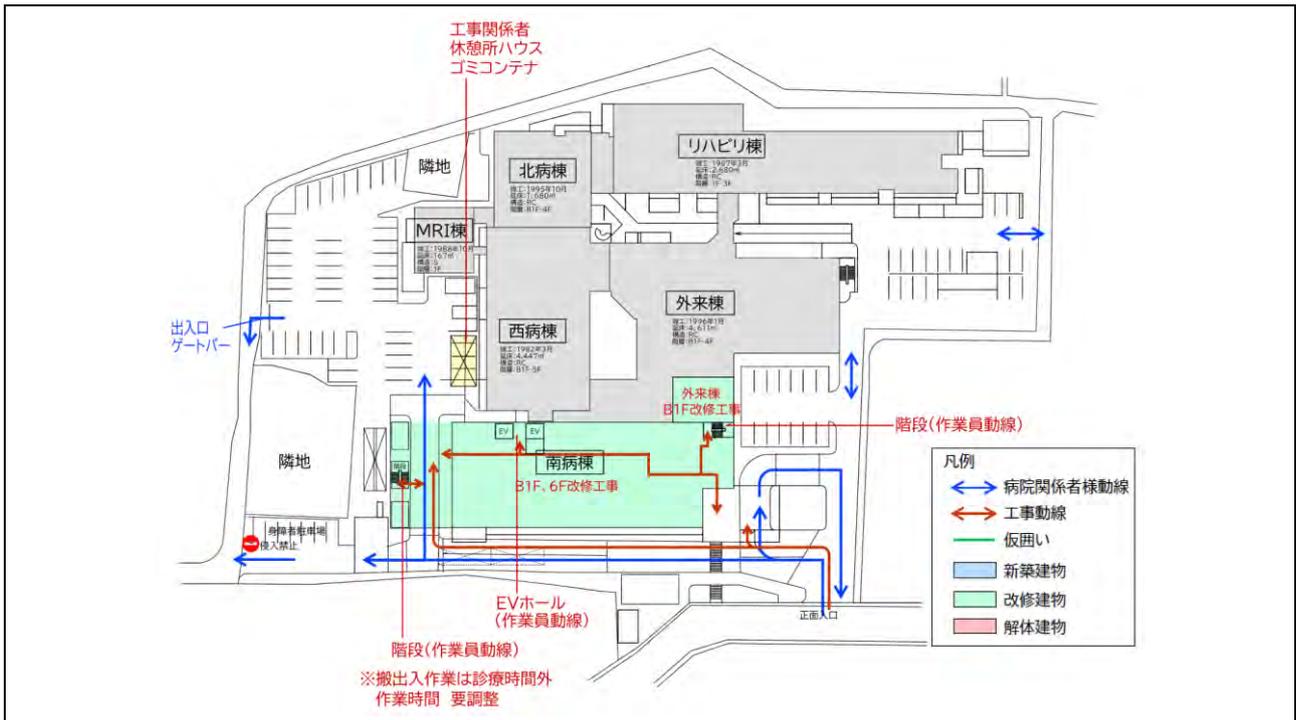
## 6 既存施設の改修案に関する検討

### (1) 工事工程

STEP	工事内容
STEP1-1	南病棟地下1階・6階改修①、外来棟地下1階改修
STEP1-2	リハビリ棟解体
STEP2	新棟建設、南病棟3階・4階・5階改修、外来棟1階・2階改修
STEP3-1	南病棟1階・2階・7階・8階改修
STEP3-2	南病棟6階改修②
STEP3-3	北病棟・西病棟・MRI棟解体
STEP4-1	渡り廊下（外来棟～南病棟）建設（1階ピロティ、2階・3階渡り廊下）
STEP4-2	外構（駐車場）整備

完成

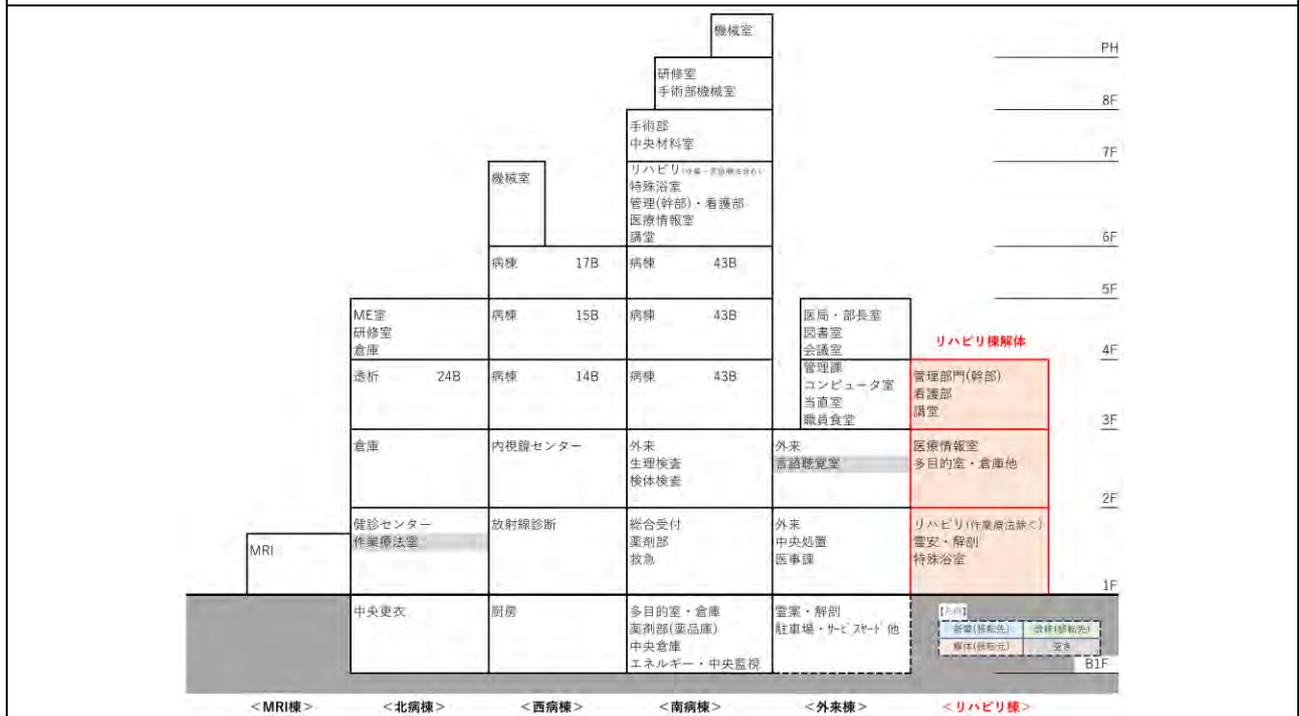
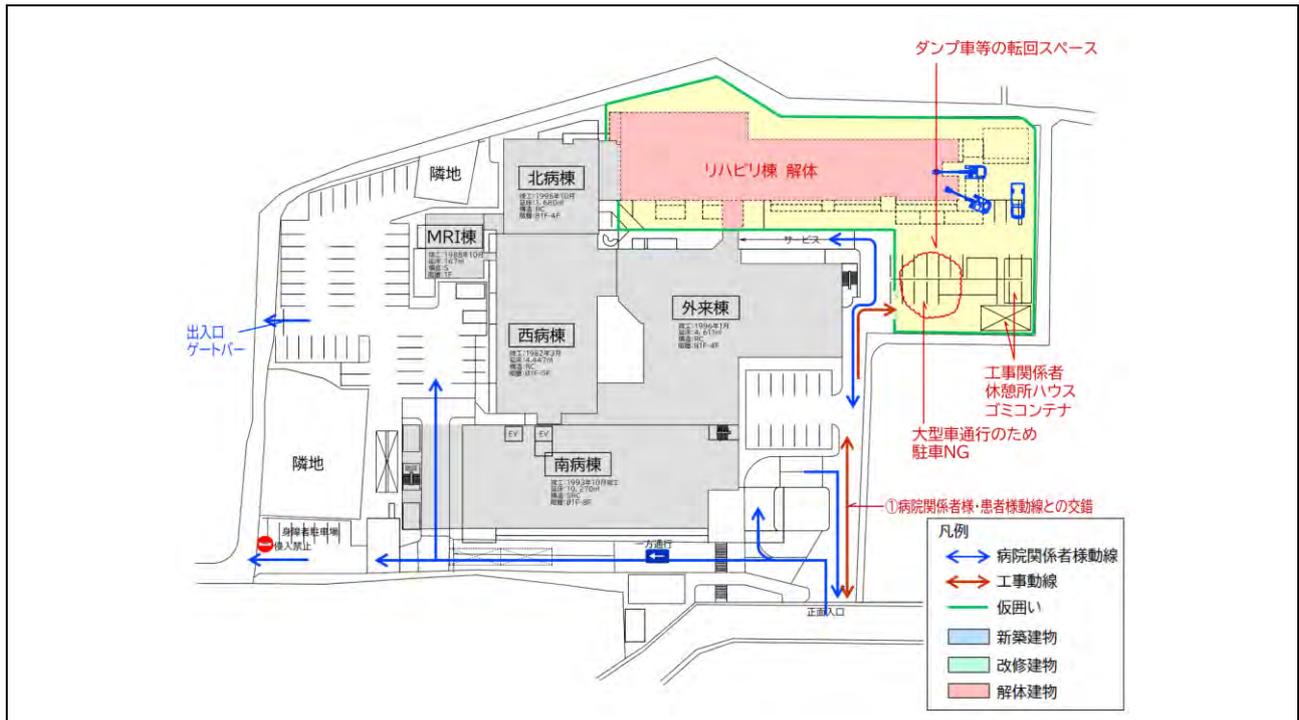
STEP1-1 南病棟地下1階・6階改修①、外来棟地下1階改修



【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 正面出入口、時間外出入口及びEVホールで、院内動線と工事搬出入動線が交差する。
- 駐車台数が約5台減る。
- 旧リハビリ棟機能の南病棟6階への移転は仮移転であり、最終的には南病棟7階へ再移転が必要になる。
- 南病棟6階は可能な限り元の病棟の間仕切りのまま使用する必要がある、使い勝手が悪い可能性がある(リハビリの施設基準(160㎡以上)を満たせるのか懸念される)。

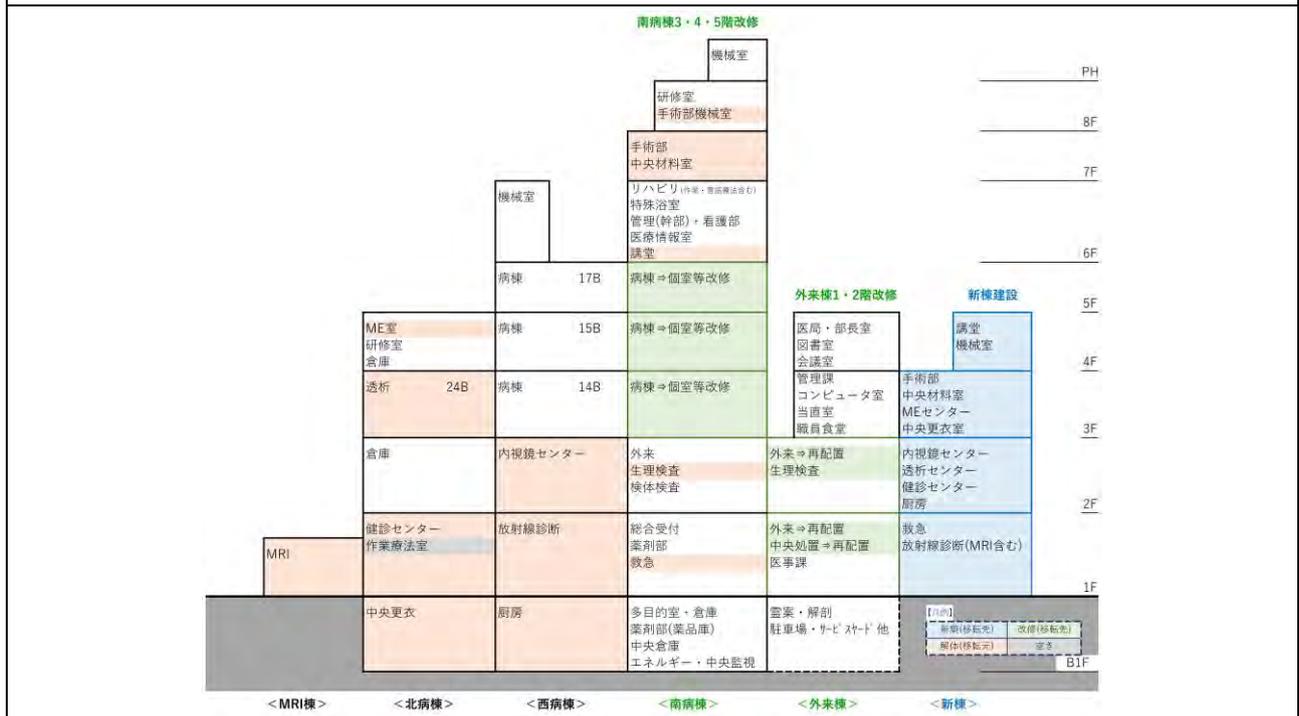
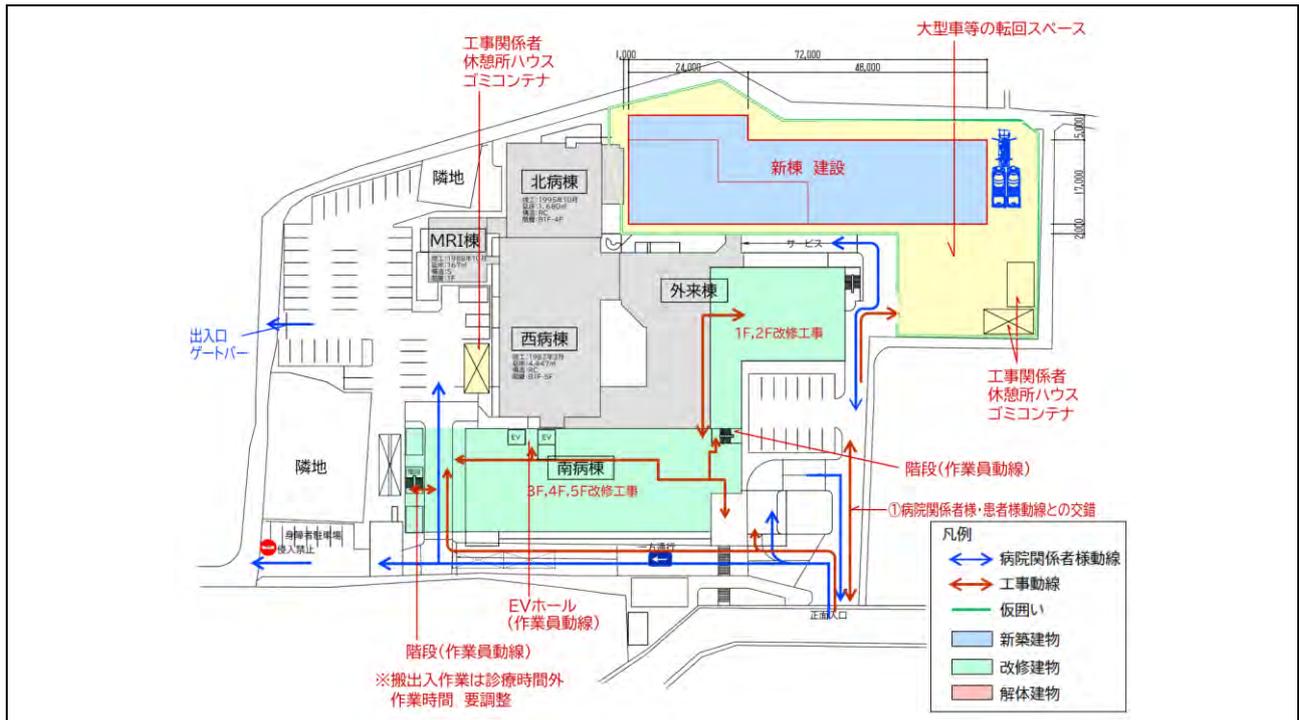
STEP1-2 リハビリ棟解体



【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 正面出入口、時間外出入口及びEV ホールで、院内動線と工事搬出入動線が交差する。
- 駐車台数が約 20 台減る。

STEP2 新棟建設、南病棟3階・4階・5階改修、外来棟1階・2階改修



【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 正面出入口から工事車両の出入りとなるが、救急車や病院関係者、患者の動線と交差する。
- 正面出入口、時間外出入口及びEVホールで、院内動線と工事搬出入動線が交差する。
- 駐車台数が約20台減る。
- 外来・検査・病棟の改修は、改修範囲を細分化し、順次ローテーションをかけていく手法を取るが、部分的な診療制限は避けられない。
- 外来棟と南病棟が1階と2階でしか接続していないため、渡り廊下ができるまでは、病棟から手術部の連絡道路が一度降りてまた上がる非効率な動線となる(2階へ手術部を配置することも可能であるが、検査及び給食の動線が非効率になる)。

(参考) STEP2 南病棟再配置イメージ

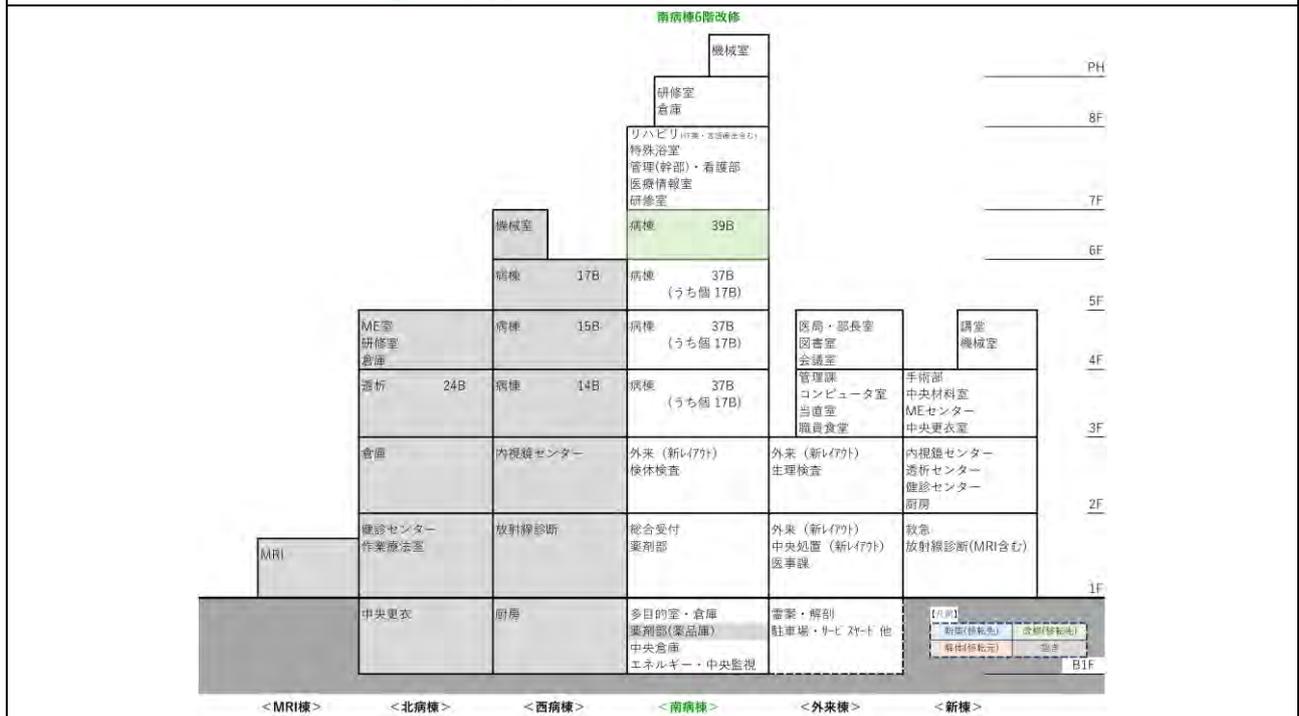
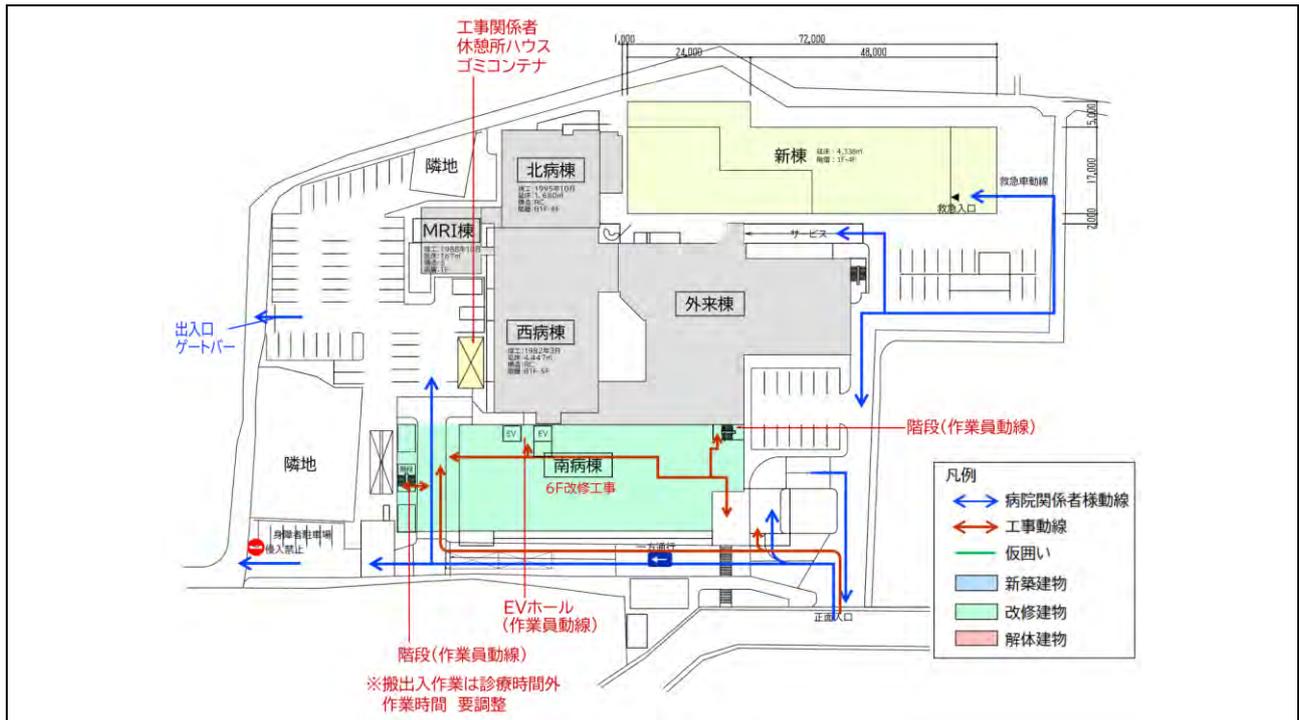


【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 一時的に使用できない病床が出る。
- カンファレンス室等の新設によってデイルームが狭くなるため、患者のリハビリや憩いのスペースが減る。



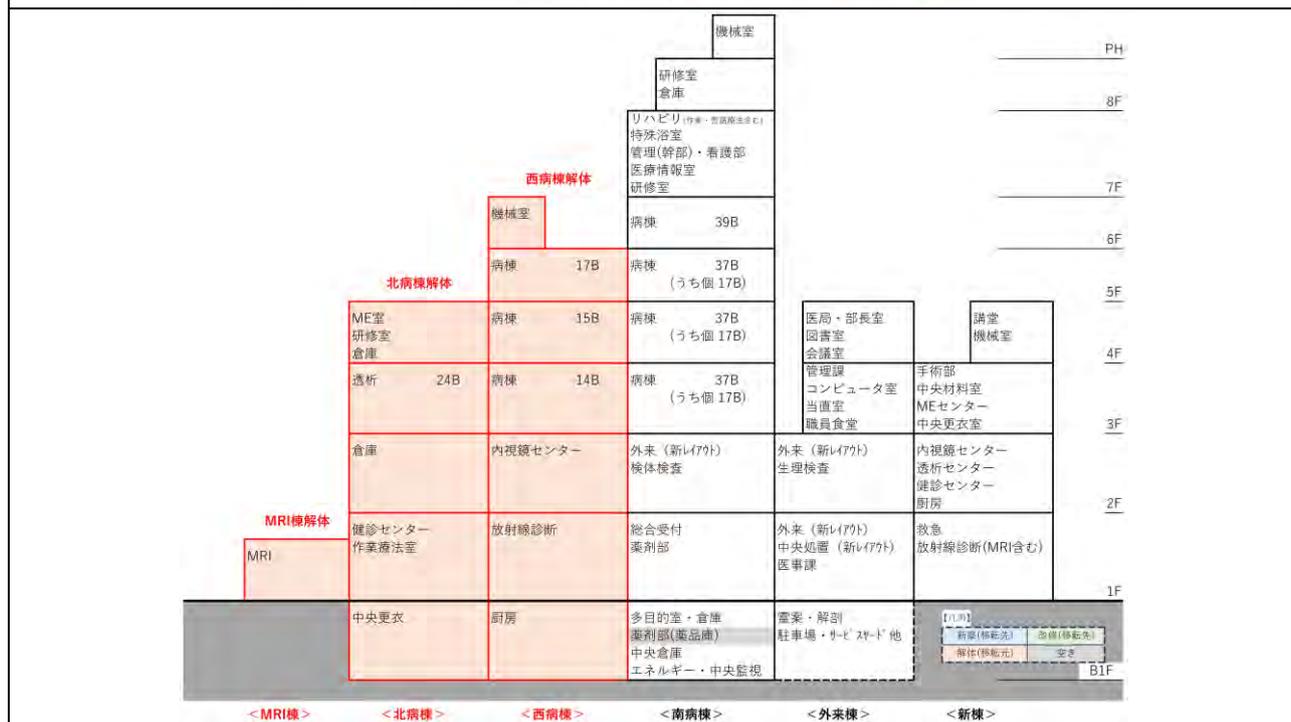
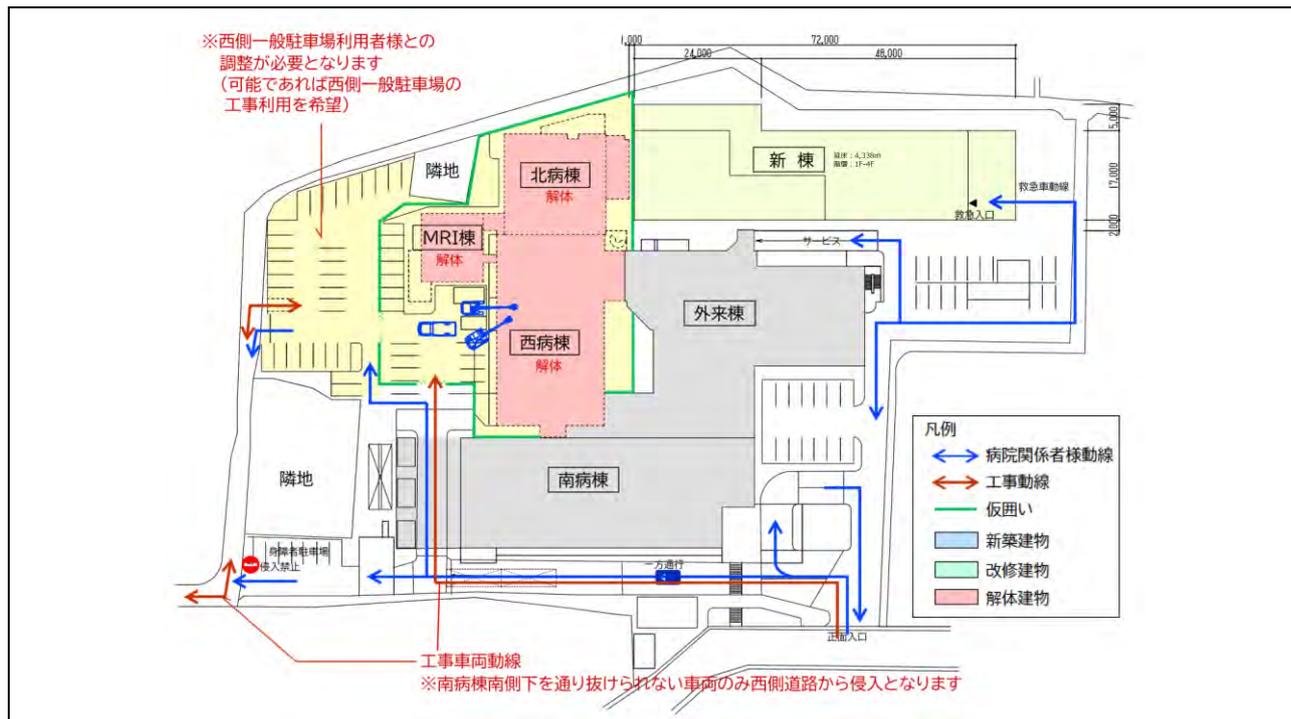
STEP3-2 南病棟 6階改修②



【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 正面出入口から工事車両の出入りとなるが、救急車や病院関係者、患者の動線と交差する。
- 駐車台数が約5台減る。

STEP3-3 北病棟・西病棟・MRI 棟解体

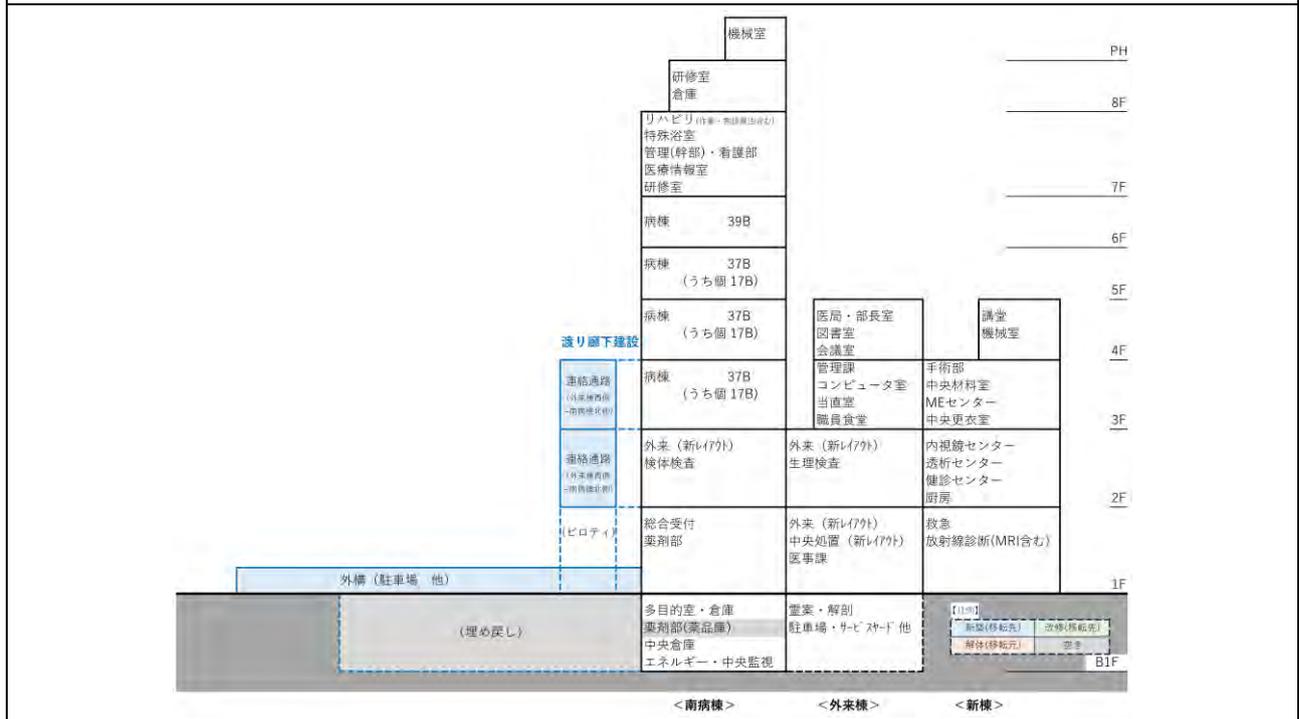
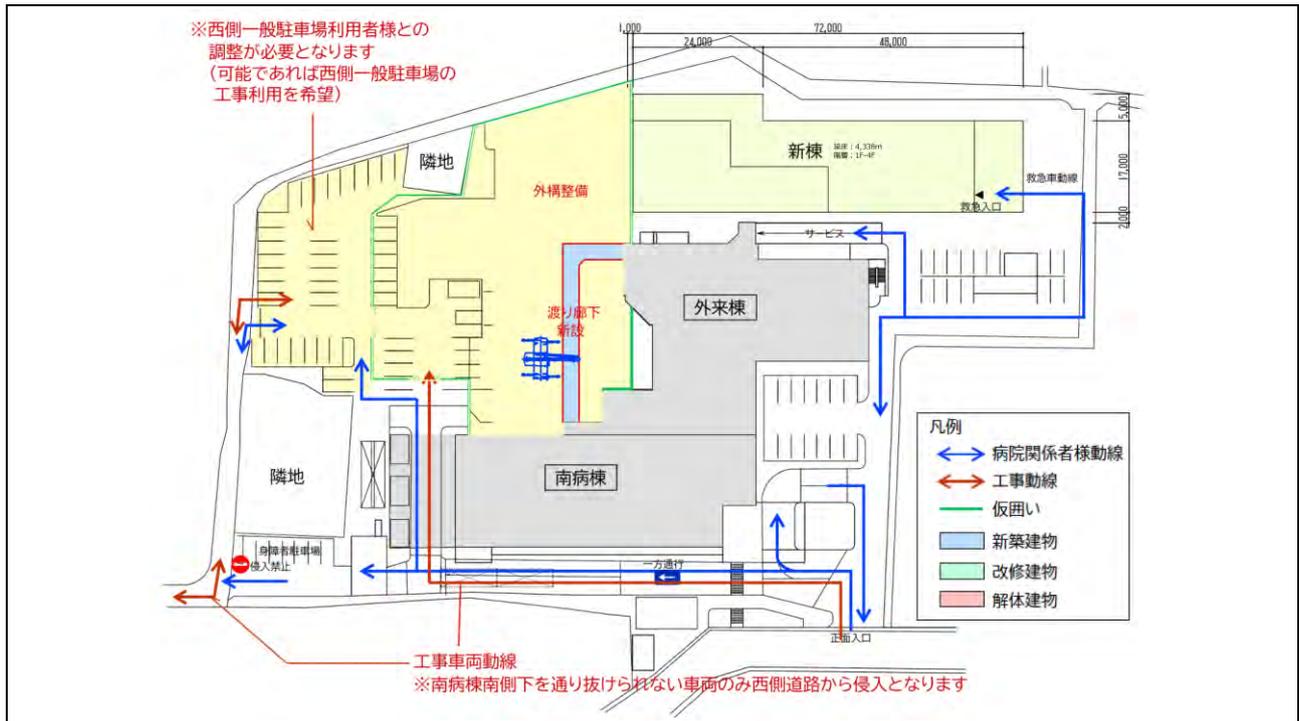


【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 正面出入口、時間外出入口及びEVホールで、院内動線と工事搬出入動線が交差する。
- 南病棟の南側下を通り抜けられない車両は西側道路からの侵入となる。
- 北側道路は大型車通行不可及び西側道路も大型車の通行は厳しく、工事車両のアクセスが相当厳しい。
- 西側駐車場利用者と工事車両の動線が重なる (可能であれば西側一般駐車場の工事利用を希望)。
- 駐車台数が約 20 台減る。
- 渡り廊下ができるまで、南病棟と新棟の間の移動 (入院患者が内視鏡や透析へ行く場合や救急から病棟へ患者が搬送される場合) は外来を経由しなければならず、入院患者と外来患者の動線が重なる。
- 渡り廊下ができるまで、給食配膳車は、新棟から外来棟を通り、病棟へ行くため、配膳車と外来患者が衝突する可能性があり危険である。

STEP4-1 渡り廊下（外来棟～南病棟）建設（1階ピロティ、2階・3階渡り廊下）

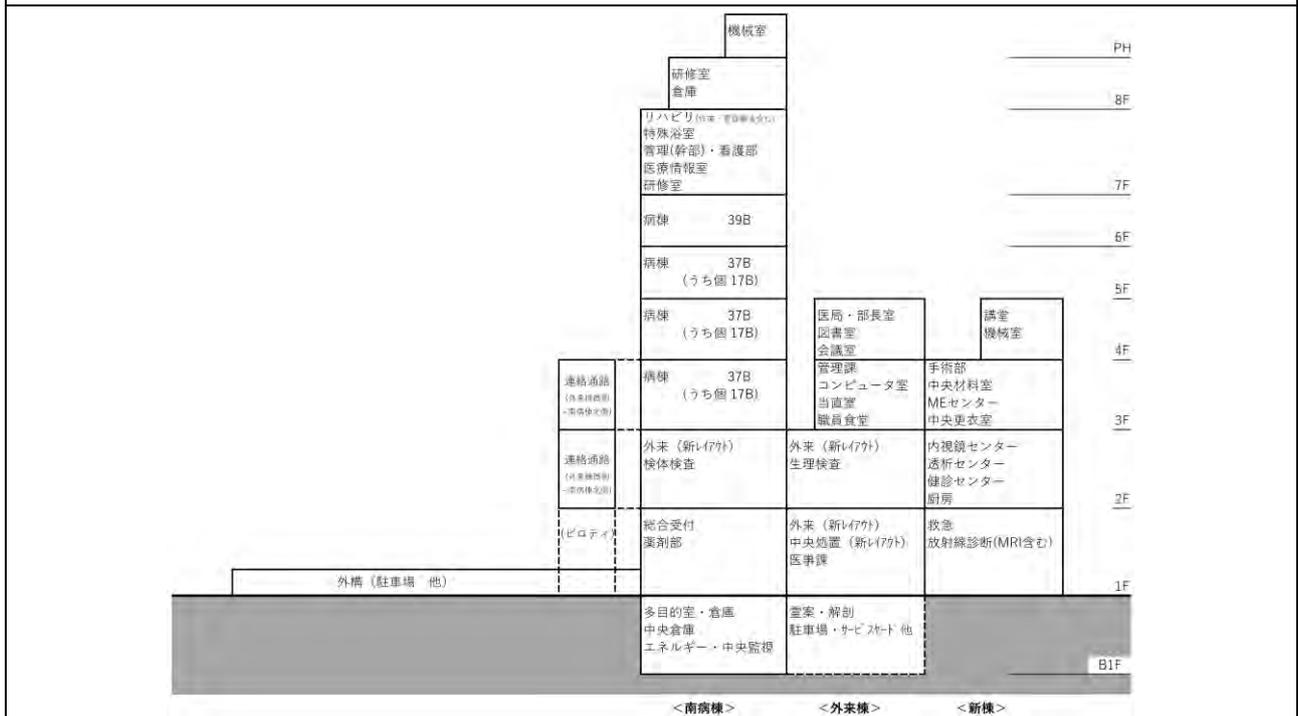
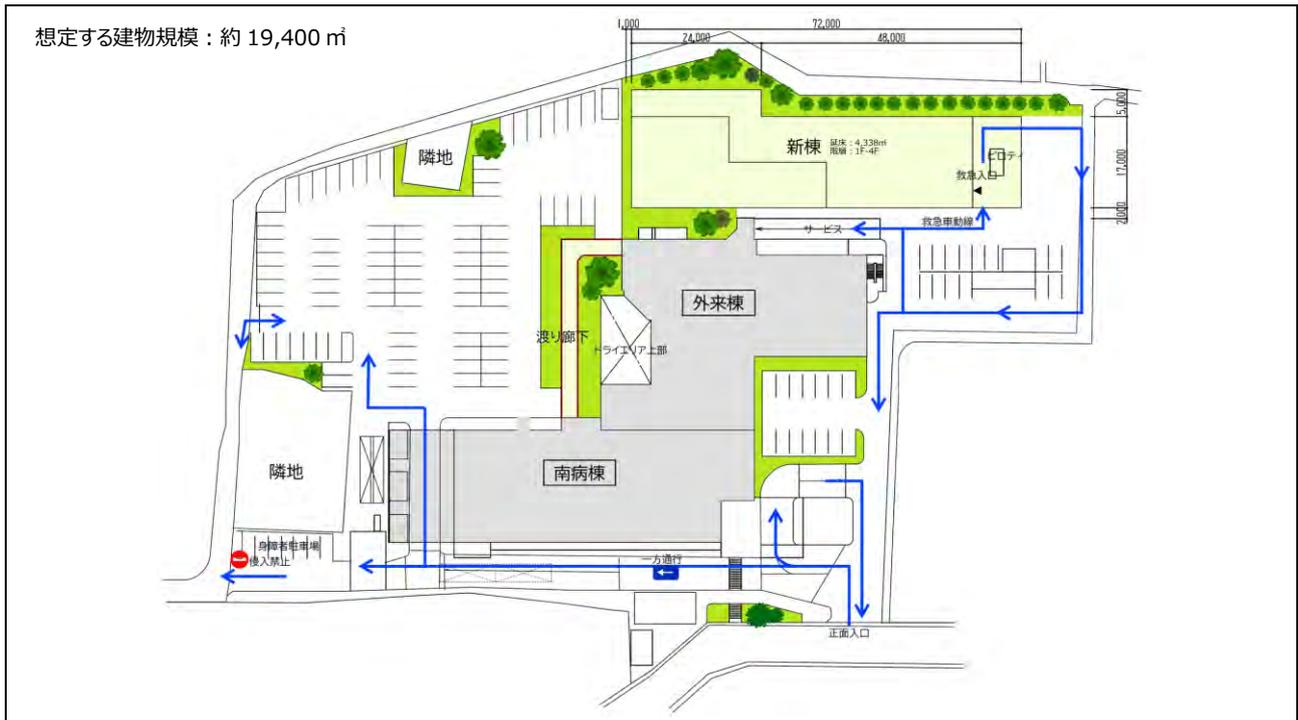
STEP4-2 外構（駐車場）整備



【課題点】（●工事課題 ■診療課題）

- 正面出入口から工事車両の出入りとなるが、救急車や病院関係者、患者の動線と交差する。
- 南病棟の南側下を通り抜けられない車両は西側道路からの侵入となる。
- 北側道路は大型車通行不可及び西側道路も大型車の通行は厳しく、工事車両のアクセスが相当厳しい。
- 西側駐車場利用者と工事車両の動線が重なる（可能であれば西側一般駐車場の工事利用を希望）。
- 駐車台数が約 20 台減る。
- 連絡通路が最後に建築されるのは患者及び職員動線等の問題点が多すぎるため、連絡通路を先に作るべきである。

完成

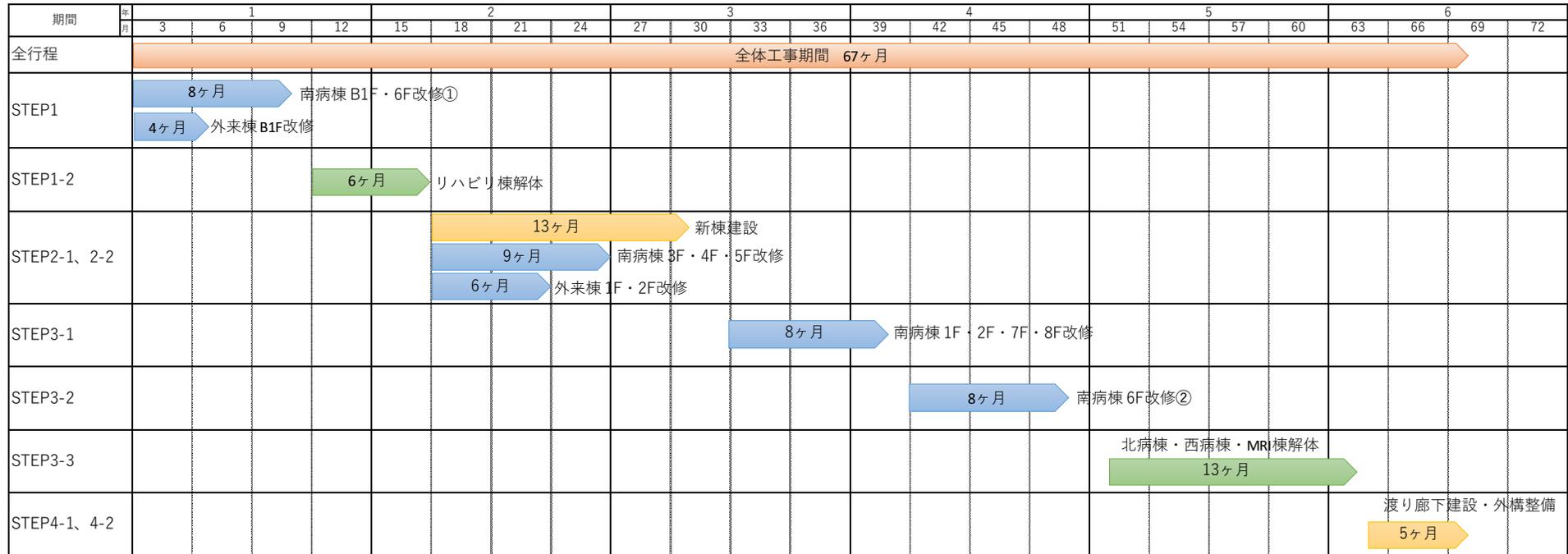


【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

- 救急が最も奥（新棟）に配置されることで、救急車の動線が駐車場・ロータリーの一般車両動線と液酸タンクの位置と被ってしまう。
- 救急・放射線診断（新棟1階）と薬剤部（南病棟1階）や臨床検査部（外来棟2階・南病棟2階）との距離が長く、職員及び患者双方に負担が大きく、業務への支障も懸念される。
- 外来と検査部門が分散しているため、患者の動線が長く複雑になる。
- 1つの部門である生理検査（外来棟2階）と検体検査（南病棟2階）が別々の棟に配置されている。
- 一部外来棟を経由しなければ新棟から病棟に行けず、緊急時には業務に支障を来す恐れがある。
- 病棟が現在の3病棟から4病棟になるため、看護師の配置が難しくなる。
- 西側の駐車場がメイン駐車場となるため、正面玄関へのアクセスが悪い。

## (2) 工事スケジュール

全体工期は約6年である。



## (3) 概算事業費

各工事における面積と建築単価により超概算を算出した。建設費の超概算は約80億円(税込)で、その内、新築部分は約30億円(税込)である。既存施設の改修工事で発生する解体、新築、改修、外構の工事費のみであり、医療機器整備費等の工事外の見込んでいない。

(4) メリット・デメリットの整理

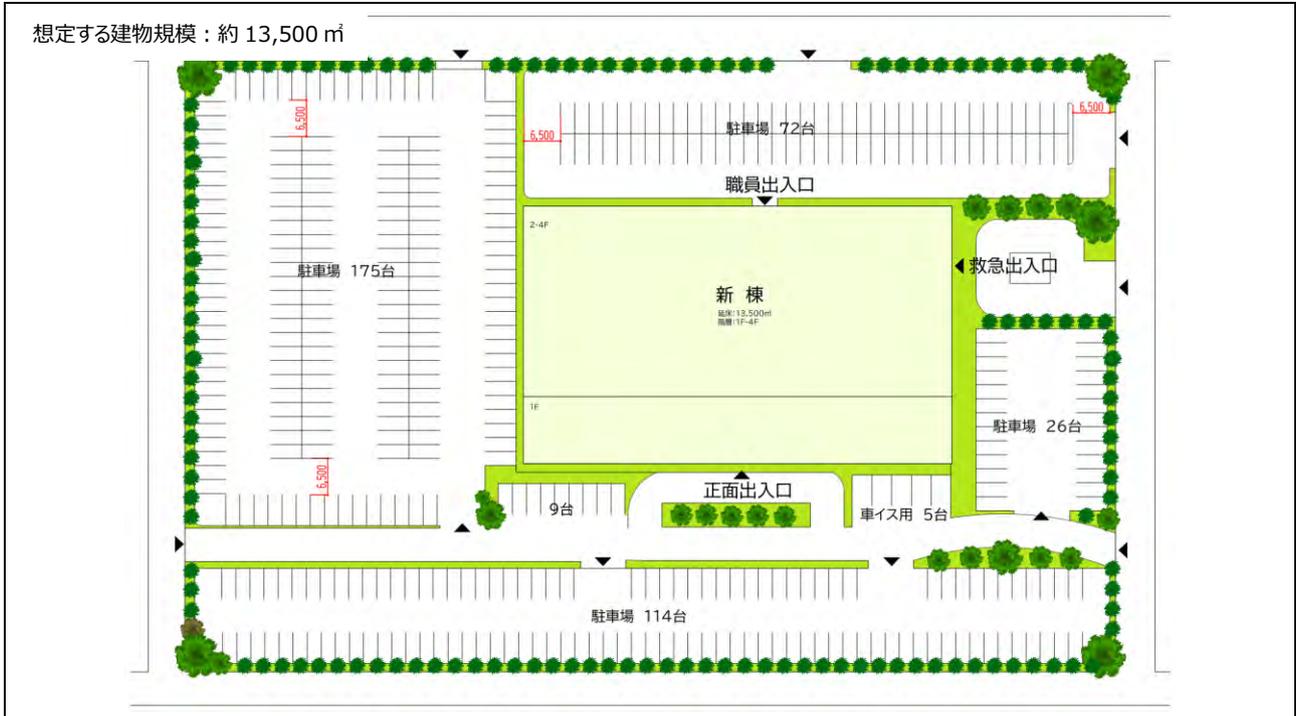
メリット	デメリット
<p><b>【建築面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな移転地を取得する必要がなく、その分の手間や費用は軽減される。</li> </ul> <p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の土地での建替えとなるため、近隣住民やかかりつけとなっている住民は安心感がある。</li> </ul>	<p><b>【建築面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南病棟及び外来棟に関しては、設備の老朽化から、10～20年以内には、仮設に機能を移転させての大規模改修または建替え工事が必要になる（当該建物の診療機能を維持しながらの大規模改修は不可能）。今回の整備でも大規模改修は可能であるが、その分の金額が別途上乘せされる。また南病棟及び外来棟の建替えの際は、新設された渡り廊下が障害になる。</li> <li>・ 敷地に十分な余裕がなく限られた選択肢の中での複雑な難易度の高い工事工程となるため、工期及びコストが増大する。</li> <li>・ 線路近接工事であることや、工事車両のアクセスや重機の設置、建物の接続において多々課題があり、これらを解決しながらの工事はハードルが高い。</li> <li>・ 工事工程に伴う様々な法的条件の調整が必要になる上、6年にも渡る工事であることから、工事車両の出入りに係る道路使用許可等の認可が警察から下りない可能性が高い。</li> <li>・ 仮移転では、限られた期間で医療機器や情報システム、配線、配管等を接続しなければならず、ハードルが高い。</li> <li>・ 最終的に完成した施設においても複雑な工事工程が影響し、使い勝手の良い理想的な施設とならない可能性が大きい上に、数十年後には再度大規模改修等が必要になることから、一連の工事で行う現地建替えと比較して効率が悪い。</li> </ul>

メリット	デメリット
	<p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6年もの歳月をかけ、既存施設を稼働させたまま工事を行うため、長期に渡る動線問題（長距離化、複雑化、感染症患者を含む患者・職員等の動線の混在）やプライバシーの問題、工事に起因する騒音・振動等により、院内の療養環境や労働環境の悪化はもちろん、近隣住民の生活環境の悪化は避けられず、患者や職員、周辺住民に不便や迷惑をかける。</li> <li>・ 非効率的な動線になることで、現状の職員数では対応できない可能性がある。また、病棟が現在の3病棟から4病棟への変更になることで、看護師の増員が必要になる。</li> <li>・ 病床が一時的に減少するのに加え、駐車場の減少や診療環境の悪化に伴う患者数の減少により、経営状況が悪化する可能性がある。</li> <li>・ 工期中は駐車場が大幅に不足し、近隣での臨時駐車場の確保が必要になる。</li> <li>・ 工期中は動線や駐車場が頻繁に変更になるため、その都度、災害・感染症の計画や対応に変更が生じる。</li> </ul>

## 7 移転新築案に関する検討

### (1) 工事工程

完成



▼4F 3,300m <sup>2</sup>	病棟 (50床)		病棟 (50床)									
▼3F 3,300m <sup>2</sup>	病棟 (50床)		手術	中央材料	ME	透析						
▼2F 3,400m <sup>2</sup>	職員食堂	中央倉庫・CPS	管理・事務	図書室	多目的室	講堂	(注射)薬剤	健診	化学療法	リハビリ		
▼1F 3,500m <sup>2</sup>	薬安・解剖	厨房	当直室	救急	放射線診断(MRI含む)	内視鏡	生理検査	検体検査	中央処置	(調剤)薬剤	医事課	外来
<b>合計</b> <b>13,500m<sup>2</sup></b>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[凡例]</p> <p>外来 (紫) 救急 (赤) 入院 (緑) 中央診療 (青) 事務 (黄)</p> </div>											

【課題点】 (●工事課題 ■診療課題)

## (2) 工事スケジュール

全体工期は約2年である。



## (3) 概算事業費

各工事における面積と建築単価により超概算を算出した。建設費の超概算は約100億円(税込)で、その内、新築部分は約90億円(税込)である。移転新築工事で発生する建物の解体、新築に関わる工事費のみであり、土地取得費、外構工事費、医療機器整備費等の工事外の費用は見込んでいない。

(4) メリット・デメリットの整理

メリット	デメリット
<p><b>【建築面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地条件及び敷地面積の範囲内で、患者や職員にとって理想の設計計画が可能であり、当院の理念である「温かい心と確かな技術で、地域住民に信頼され選ばれる病院」を体現でき、昨今求められている新興感染症等の感染拡大時に対応した建物にできる。</li> <li>新築後、当面は維持・管理に関する懸念事項は減少する。</li> </ul> <p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>士気の上昇や新スタッフ確保への寄与が期待される。</li> <li>病院敷地内に、十分な駐車場をまとめて確保できるため、現在の駐車場の不足や分散等の問題が解消される。</li> </ul>	<p><b>【建築面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな移転地を取得する必要があり、その分の手間や費用が増加する。</li> <li>現病院の跡地の活用に係る検討や解体費用が別途必要になる。</li> <li>病院が自前で新病院までの路線バスを引かなければならない可能性がある。</li> </ul> <p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな土地での新築となるため、近隣住民や患者への周知が必要になる。</li> <li>移転先により、通院が困難となる患者が発生する可能性がある。</li> <li>新病院への移転時には、診療制限及び（新病院と既存病院の距離が離れる場合は）長距離の患者移送が発生する。</li> </ul>

## 8 あり方の方向性

### (1) 各パターンの検討結果の整理

再整備のパターンである「現地建替え」、「既存施設の改修」、「移転新築」について、視点別にメリット・デメリットの比較整理を行った。

【凡例】◎：3案の中で最も良い／課題が解決される／患者及び職員への影響が少ない

○：3案の中で2番目に良い／課題がやや解決される／患者及び職員への影響が少なくない

△：3案の中で最も悪い／課題が解決されない／患者及び職員への影響が多い

	現地建替え	既存施設の改修	移転新築
工期	△ 約9年	○ 約6年	◎ 約2年
コスト	△ 約160億円(税込) (医療機器整備費を除く)	◎ 約80億円(税込) (医療機器整備費を除く) ただし、数十年後には大規模改修等が必要になり追加コストがかかる	○ 約100億円(税込) (土地取得費、外構工事費、医療機器整備費を除く)
立地変更の影響	◎ 現状と同じ場所での整備のため、特に影響なし	◎ 現状と同じ場所での整備のため、特に影響なし	△ 立地変更により、利便性の悪化や通院困難な患者発生等の可能性あり
土地取得	◎ 現状と同じ場所での整備のため、取得の必要性なし	◎ 現状と同じ場所での整備のため、取得の必要性なし	△ 新たな移転地取得の手間・費用がかかる
工事の難易度	△ 限られた選択肢の中、複雑な工事工程で課題が多い	△ 限られた選択肢の中、複雑な工事工程で課題が多い	○ 移転先に依るが、一般的な難易度が想定される
工事中の診療への影響	△ 長期に渡る工事の騒音や動線問題での診療環境の悪化や部分的な診療制限は必須	△ 長期に渡る工事の騒音や動線問題での診療環境の悪化や部分的な診療制限は必須	◎ 特になし
完成形	○ 使い勝手の良い理想形にならない可能性あり (検討段階では、既存施設の改修案より現地建替え案の方が完成形は良い)	△ 使い勝手の良い理想形にならない可能性あり	◎ 移転先に依るが、ゼロから思い通りの階層構成や諸室配置にすることが可能
維持・管理	◎ 当面は維持・管理の懸念事項は減少する	△ 数十年後には再度整備が必要になる	◎ 当面は維持・管理の懸念事項は減少する

	現地建替え	既存施設の改修	移転新築
職員への影響 (士気や職員確保)	△ 工事中の職場環境の悪化や計画への制限の多さに伴う士気低下	△ 工事中の職場環境の悪化や計画への制限の多さに伴う士気低下	◎ 士気の上昇や職員確保への寄与が期待される
検討会・部会での 委員の意見	○	△	◎
総合評価	○	△	◎

## (2) あり方検討会の結論

本検討会では、当院が今後も安定的・継続的に良質な医療を提供し、基幹病院に求められる役割を果たしていくため、最適な再整備の方法について検討を重ねてきた。

移転新築案に付随する課題点として、新たな土地取得が挙げられる。移転候補地が決定しないと移転新築案の検討を進めるのは困難である。現地建替え案及び既存施設の改修案の主な課題点としては、限られた敷地内での施工であることから、設計上の自由度は制限され、工事は難易度が高く複雑な過程を経るために工期が長く、工事費負担が多大である。併せて、長期にわたる工事期間中は、騒音や振動等により患者の療養環境や近隣住民の生活環境が悪化することや、各部署の仮移転が必要となり患者や働く職員の動線が悪くなること、駐車場不足等で患者とその家族に多大な迷惑をかけることとなる。それらに伴う患者数の減少による減収の影響は大きいことが予測される。また、基幹病院としての機能が著しく制限されることになる。さらに既存施設の改修案に関しては、遠からず現在築30年の南病棟、築27年の外来棟の大規模な整備を余儀なくされることになる。

以上により、再整備の3パターンの中で、最も課題が少なく、地域の基幹病院として今後も責務を果たしていくには、全会一致で移転新築案であるという結論となった。また、他案については、次いで現地建替え案となった。

なお、今回の検討では病院規模等の前提条件を設定して検討を行ったが、今後、再整備を進めて行く上で将来推計人口や将来推計患者数等の各種データから必要病床数等の精査を行い、適正規模での事業となるよう事業費の抑制、将来負担の縮減に努め、また、持続可能な病院の経営という視点を持った再整備とすることが重要である。

### (3) 職員の新病院に対する声

再整備のパターンを検討する中で聞かれた新病院に対する職員の要望等を下記に示す。

#### 【災害・感染症・スマートホスピタルなどへの対応】

- ・ 防災対策やスマートホスピタル化など、通常の診療科や業務以外で力を入れなければならない部分を考慮した設計
- ・ 感染症専用出入口や非接触ドア、非接触エレベータ、室外から目視できる陰圧室、感染症用入院ベッドの用意など感染対策の徹底
- ・ 多数傷病者受入を想定したレイアウトや外来エリアを上から見下ろせる場所に災害対策本部となる部屋の設置、災害時に断水しても使用可能なトイレ、災害用品備蓄庫の設置、DMAT の部屋の確保、災害時に使用できるホール（体育館）の併設、衛星携帯電話の設置に適したレイアウト、トリアージエリアの展開を想定した駐車場整備などの災害対策
- ・ 敷地内にヘリポートの確保
- ・ 災害時に病院の機能が維持できるよう免震構造での整備
- ・ 遠隔医療に対応するための施設設備の整備
- ・ 公用車にEV車を導入（EV充電設備の設置）

#### 【職員の働く環境や診療及び療養環境への対応】

- ・ スタッフが交流できる共用スペースの設置
- ・ 当直室での電子カルテの使用や男女別シャワールームの設置など当直室の環境整備
- ・ 男性更衣室の十分なスペースの確保など職員更衣室の拡充
- ・ 診察室や検査室の防音対策などプライバシーへの配慮
- ・ Wi-fi 環境の整備
- ・ 食堂や売店、自動販売機等の充実
- ・ 大きく見やすい院内マップの設置など分かりやすいサインの整備
- ・ 洋式トイレへの交換や職員用トイレの増設
- ・ 手すりやポールの設置、ベッドやストレッチャー、車椅子の移動に配慮したバリアフリーへの対応

#### 【施設・設備への対応】

- ・ 部門間でのスムーズな連携や物品・検体搬送に配慮した部門配置
- ・ 職員専用通路の確保
- ・ 省力化のためシューターもしくはリフトの設置
- ・ 現在設置しきれていない機器や大型医療機器に配慮したレイアウトやスペースの確保
- ・ 現在不足している倉庫やロッカー、棚など収納環境の充実（院内に点在している倉庫を収納用途ごとに1ヶ所に集約できる十分なスペースの確保）
- ・ 広い部屋を多目的に使い分けられるように間仕切りの設置
- ・ 機器から繋がる大量の配線の床下収納
- ・ 個別空調方式やLED照明への交換、（高圧電源を含めて）電源の増設
- ・ 病院近隣での駐車場の確保

**【その他】**

- ・ 150床よりさらにコンパクトな病棟再編
- ・ 産学官エリアの設置
- ・ 職員及び患者のため、一刻も早い再整備の実施（病院の老朽化が進行しており、地震の際の安全性が不安）
- ・ 他施設への見学実施

9 新城市民病院あり方検討会

(1) 委員名簿

区分	所 属		職 名	氏 名
委 員	総務部	財政課	副課長	山本 浩志
	総務部	資産管理室	主査	竹下 圭一
	企画部	企画政策課	係長	酒井 朋治
	建設部	用地開発課	副課長	安形 暢洋
	建設部	都市計画課	副課長	杉下 成利
	建設部	都市計画課	主任	三輪 直弥
	看護部	院内感染対策室	運営課長	吉田 淳子
	看護部	医療安全対策室	運営課長	石田 孝子
	医療技術部	臨床工学課	臨床工学技士	守屋 賢志
	医療技術部	リハビリ課	作業療法士	知久 絵梨
	医療技術部	放射線課	診療放射線技師	阿部 陽介
	経営管理部	医事課	係長	山尾 武史
	経営管理部	医事課 医療情報室	主査	米谷 貴志
	経営管理部	総務企画課	課長	服部 充伯
オ ブ ザ ー バ ー	看護部	—	運営部長	佐藤 美奈子
	医療技術部	—	運営部長	井上 博之
	経営管理部	—	部長	柴田 和幸
事 務 局	経営管理部	総務企画課	副課長	野澤 尚史
	経営管理部	総務企画課	係長	小林 明弘
	経営管理部	総務企画課	主事	高橋 宏典

(2) 活動記録

会 議 名 称	日 時	議 題
第1回あり方検討会	令和4年6月23日	1. 挨拶 ～検討会の開催にあたって～ 2. 検討委員紹介 3. あり方検討について (1) 検討の趣旨等説明 (2) 病院再整備に向けた基礎調査の概要説明 (3) 質疑、意見等 4. 今後のスケジュールについて 5. その他
第2回あり方検討会	令和4年7月28日	1. 挨拶 2. 現地建替え（敷地内で建物の解体・新築を順次行う） 3. 今後のスケジュールについて 4. その他
第3回あり方検討会	令和4年9月29日	1. 挨拶 2. 劣化度調査結果の報告 3. 現地建替え（前回検討内容）の補足 4. 既存施設の改修（今ある建物を補強する） 5. 今後のスケジュールについて 6. その他
第4回あり方検討会	令和4年11月24日	1. 挨拶 2. 現地建替え案及び既存施設の改修案の比較 3. 移転新築について 4. 今後のスケジュールについて 5. その他
第5回あり方検討会	令和5年1月26日	1. 挨拶 2. あり方検討会報告書（案）について 3. 今後について 4. その他



## 新城市民病院 あり方検討会報告書

2023年3月

発行：新城市民病院

連絡先：経営管理部 総務企画課

〒441-1387

新城市字北畑 32 番地 1

0536-22-2171（代表）



## 報道機関発表資料

新城市

令和5年3月24日

選挙開票所を新城小学校体育館に変更します。

令和5年4月9日執行の愛知県議会議員一般選挙から、開票所を下記のとおり変更します。

### 記

- 1 変更前 新城市青年の家体育室
- 2 変更後 新城小学校体育館
- 3 理由 作業環境の向上のため

#### 【問合せ先】

総務部行政課（選挙管理委員会事務局） 課長：松井 担当：黒田

電話：0536-23-7617

FAX：0536-23-2002

Eメール：gyousei@city.shinshiro.lg.jp



令和5年3月24日

令和4年度新城市市民自治会議答申について

令和5年3月20日付けで新城市市民自治会議から答申がありましたのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和5年3月20日（月）午後6時30分から
- 2 場 所 新城市役所3階 災害対策本部室
- 3 内 容 別紙答申書のとおり

【問合せ先】

企画部市民自治推進課 課長：松下領治 担当：小島大直

電話：0536-23-7697

FAX：0536-23-2002

Eメール：shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp

令和5年3月20日

新城市長 下 江 洋 行 様

新城市市民自治会議

会長 鈴木 誠

新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について（答申）

令和4年6月2日付け新市自8・2・1にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

## 記

### 1 新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について

新城市自治基本条例は、市民、議会及び行政が相互理解と信頼のもと、お互いが果たしていくべき責務や役割などを明らかにし、さらに、それらが協働していくことで、市民主体のまちづくりを図ろうとするものである。

平成25年度に新城市自治基本条例が施行されてから、本年度で10年目となる。本年度は、新城市自治基本条例制定後に制定された新城市独自の条例や計画などについて、新城市自治基本条例の理念がどのように反映されているかを検証した。具体的には、条例やそれに基づく計画などについて、その構想段階、計画段階、策定・運用段階において、どのように市民参加の機会が設けられていたのかを調査した。

その結果、新城市自治基本条例の理念に従い、条例の制定や計画の作成において、様々な段階で、様々な市民参加の手法が取られていたことが分かった。例えば、各地域自治区の地域計画を構想・計画する段階では、茶話会の実施やアンケートにより、地域住民の意見を広く募集し、計画に反映している。また、第2次新城市森づくり基本計画をはじめとする各種計画や市の方針決定においては、審議会委員を公募したり、パブリックコメントを実施するなどして、市民参加の機会を確保していた。

一方で、新城市自治基本条例及びその理念が、必ずしも市職員に浸透しているわけではなく、市民に関わる施策のうち、一部の施策においては、市民への情報共有が不十分であるものがあり、新城市自治基本条例がうまく活用されていない事例もあるとの意見があった。

また、市民についても新城市自治基本条例及びその理念についての理解が進んでおらず、行政は、特に若い世代へ分かりやすく情報共有できていないという意見があった。

私たちは、こうした調査及び検討を踏まえ、新城市自治基本条例やその解説書、新城市市民自治会議条例に規定される新城市市民自治会議の所掌事務について見直しを行った。

今後、市民、議会及び行政が、新城市自治基本条例を適切に運用していけるように、次の事項について検討されたい。

(1) 新城市自治基本条例の解説書について、市民に伝わりやすい表現や文章となるよう、次の諸点を参考にして、見直していただきたい。

- 文章の構成が間違っている箇所やわかりにくい文章が散見されるため、解説書の全文を見直し、市民の感覚でなじみやすい文章に改めること。
- 前文の説明欄に、「この条例は理念条例であり、制定されたことによってすぐに市民生活が変わるということはありませんが、市民、議会及び行政の3者がお互いに果たしていくべき責務や役割などを明らかにし、お互いに腹を割って話し合い、協力して、新城市が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるよう市民主体のまちづくりの実現を図ろうとするものです」という旨を記載すること。
- 第7条の説明欄に、子どもがまちづくりに参加する機会として、具体例を記載すること。
- 第14条第2項に規定されている「市は、市民の多様な参加の機会を設けます。」について、参加の機会の具体例を説明欄に記載すること。
- 第24条第1項に規定する新城市市民自治会議が行う「新城市自治基本条例の実効性を確保」について、具体的方法などを説明欄に記載すること。
- 第24条の説明欄に、附属機関の位置付けを図で記載し、執行機関と附属機関などの関係性を示すこと。

(2) 新城市市民自治会議の所掌事務について、以下の点について見直しを行っていただきたい。

- 新城市市民自治会議条例第2条第1項1号に規定する「条例の運用及び普及に関すること。」について、「条例の運用」とは、市の全般的な施策が新城市自治基本条例の目的や基本原則などに則して行われることを言い、新城市市民自治会議は、それについて調査・検討・協議・提言するあるいは、市長からの諮問に答申することで、条例の実効性を確保できると考える。

また、「条例の普及」については、新城市自治基本条例が施行された

平成25年度は、新城市自治基本条例の理念や意義を共有していく時期で、条例を普及することや知ってもらうことに情熱をかけていた時期であったことから当時の新城市市民自治会議の仕事として新城市自治基本条例の普及という言葉が出てきたと考えられる。新城市自治基本条例が施行され10年が経過したことや「条例の普及」に関することについても、「条例の運用」の範疇と考えられることから、新城市市民自治会議の所掌事務として「条例の普及」は規定しなくてもいいと考える。したがって、新城市市民自治会議条例第2条第1項1号は、「条例の運用に関する市長への提言」とすることを検討されたい。

- 新城市市民自治会議の議事録を確認すると、新城市自治基本条例及び新城市市民自治会議条例制定当時は、市民まちづくり集会実行委員会から全く想定していないようなテーマが出されることや過激な運営をされてしまうことを心配し、新城市市民自治会議においてその内容を把握し、適切な提言をするという狙いがあったと思われる。しかし、市民まちづくり集会実行委員会で提案された内容を受け、検討し、最終決定するのは市長である。

また、地域協議会や若者議会、総合計画審議会など市民参加の仕組みが増えてきた中で、市民まちづくり集会もそういった市民参加の仕組みの一つであり、新城市自治基本条例の運用の一つと考えられる。

これらのことから、新城市市民自治会議の所掌事務として、市民まちづくり集会を規定する必要はないと考える。むしろ、市民まちづくり集会のみを規定することで、新城市市民自治会議の仕事があいまいになってくる可能性もある。他の市民参加の仕組みと同様、新城市市民自治会議において検討すべきことがあれば、条例の運用の中で検討するか市長からの諮問を受け検討することでよいと考える。したがって、新城市市民自治会議条例第2条第1項3号は、削除することを検討されたい。

- (3) 新城市自治基本条例が、より一層活用されていくように、取り組んでいただきたい。具体的な取組例としては、次のとおりである。

- 議会及び行政が市政運営において市民の参加の機会を確保していくにあたり、市民自らまちづくりに関わっていく意識を形成していく必要がある。特に小学生、中学生及び高校生などに対して新城市自治基本条例を運用し、まちづくりに参加してもらうことが大切である。

これらのことから、代表区長会や若者議会などの市が開催する会議などにおいて、新城市自治基本条例に関する説明の時間を設けるほか、小学生などが理解できるような内容の講座の実施を検討されたい。

- 市が策定した新城市市民参加手続きガイドラインに則して市政への市

民参加の機会確保を着実に実施していただきたい。

- (4) 今後、新城市自治基本条例を見直す際は、条例に記載されている内容についてニューキャッスルアライアンスなどを活用し、国際的な観点で評価をしていただくことを検討されたい。

作成現在日：令和5年3月20日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	土					
2	日					
3	月	8 : 30	各辞令交付式	新城	本庁舎	4階会議室他
		13 : 30	部課長会議	新城	本庁舎	4階会議室
4	火	9 : 00	新城市地域おこし協力隊委嘱状交付式	新城	本庁舎	政策会議室
5	水	14 : 00	令和5年度新城市市長辞令交付式・区長会議	新城	新城文化会館	小ホール
6	木	14 : 00	豊川用水二期事業促進協議会令和4年度決算監査	新城	本庁舎	市長室
		16 : 00	三遠南信地区地域懇談会	豊橋	ホテルアークリッシュ豊橋	5階ザ・グレイス
7	金	13 : 30	第12回全国手芸グランプリforリラ 2023 表彰式	豊川	社会福祉法人順明会内	LLホール
8	土					
9	日	10 : 00	令和5年度新城市身体障害者福祉協会第18回定期総会	新城	新城文化会館	301講習室
10	月	14 : 00	東三河地域防災協議会令和4年度会計監査	新城	本庁舎	市長室
11	火	10 : 30	令和5年度新城はぐるまの会・新城市赤十字奉仕団総会	新城	新城文化会館	301講習室
		13 : 30	令和5年度民生委員・児童委員協議会総会	新城	新城文化会館	大会議室
		15 : 00	東三河地域交通安全対策推進連絡協議会監査	新城	本庁舎	市長室
12	水	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
13	木	13 : 30	令和5年度新城市保護司会・新城更生保護女性会合同総会	新城	新城文化会館	大会議室
14	金					
15	土	9 : 45	第30回東浦町於大まつり	東浦町	於大公園他	
		16 : 00	令和4年度舟着地区区長会引き継ぎ会	新城	塩沢構造改善センター	
16	日					
17	月					
18	火					
19	水	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
20	木	10 : 00	令和5年度新城市老人クラブ連合会通常総会	新城	新城市老人福祉センター	大広間
		14 : 00	第1回代表区長会議	新城	本庁舎	災害対策本部室
21	金	17 : 30	新城労務対策協議会 令和5年度総会	新城	さくら別館	
22	土					
23	日	10 : 00	令和5年度鳳来寺山自然科学博物館学術委員総会	新城	鳳来寺山自然科学博物館	学習室
		14 : 00	新城市国際交流協会役員会・総会	新城	新城市商工会館	
24	月					
25	火					
26	水					
27	木	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 30	令和5年東三河流域森林・林業活性化センター理事会・総会	未定		
28	金	10 : 00	令和5年度豊川圏域大規模氾濫減災総合サミット	豊橋	東三河建設事務所	
29	土		【昭和の日】			
30	日					